

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

白梅学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	21
基準 3. 教育課程	52
基準 4. 教員・職員	62
基準 5. 経営・管理と財務	74
基準 6. 内部質保証	85
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携 及び地域社会への貢献	91
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	113

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・理念

学校法人白梅学園（以下、「学園」または「法人」という。）の建学の理念は、「人間を愛し、人間の価値を最高度に実現しようとするヒューマンイズムの精神」である。

その理念に基づいて、白梅学園大学（以下、「本学」という）では人間尊重の教育目的を实践することにより、社会の発展と人類の福祉に貢献する人材育成を目指して教育・研究活動を展開している。そして、そのことにより、日本国憲法、教育基本法の精神を実現することを目指している。そうした理念は、白梅学園大学学則（以下、「大学学則」という。）の第1条に「本学は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、教育基本法に則って教育研究に従事し、人類の幸福、文化の向上及び社会の発展に寄与する研究成果ならびに優れた人材を生み出すことを目的とする」の形で示されている。

白梅学園は大正14(1925)年、小松謙助、穂積重遠らが設立した財団法人社会教育協会によって昭和17(1942)年3月、厳しい嵐の時代に東京家庭学園として創設されたことで始まる。女子の高等教育機関はまだ限られていた時代であったが、女子の準高等教育を目指して出発した。

創設時の学則においては、弱い立場に置かれていた「母性の保護・確立」と「婦徳の涵養」が目標とされた。戦時下にも関わらず、学園には自由な雰囲気、弱者に光をあてる人間尊重、そして生活の芸術化の理念も大切にされた。

戦時中教育活動は一時休止となったが、敗戦後、教育目標として「生活の科学化・社会化・芸術化」を掲げ、再建された。この三つの目標はギリシャ以来の「真・善・美」の価値に対応するものと考えられ、この簡潔なことばに含められている高い理念のもとに、「人間の価値を実現する」をめざす教育を再開した。その後私立学校法により、財団法人から学校法人に転化する際、名称も学校法人白梅学園に改称、保育者養成に専門化することになった。

上記の系譜を継承しながら、現在に至るまで研究・教育活動の实践の中で、この建学の理念である「ヒューマンイズムの精神」を体現するために、人間そのものの理解を深めることを大きな目標として掲げ、子ども期から老年期に至る全発達段階のライフスタイルを研究対象に、科学的分析を進めることを大学の基本理念としている。そのために、幅広い視野と的確な視点から探究できるよう教育課程を整備し、明確な方法論と体系的指導を实践することで教育を展開する。その結果として、次代を担う子どもたちの成長を支える人材、援助を必要とする人々を支えることができる技術と能力を備えた人材を育成することを目標に、教育の体系と指導法を整備し、教育を担う教職員と、その教職員が十分に機能しうる教育環境を整え、着実な成果を挙げることを日々目指している。

とりわけ建学の理念である「ヒューマンイズムの精神」について、その成立と歴史的変遷を踏まえ、現代的な意味を解き明かす研究と、そこを基点にした教育全体の充実を図っている。

また、社会状況の変化に即して、本学の目指すヒューマンイズムの精神も、時代に適合した解釈を付すことによって内実を豊かにしてきた。人間を最大限尊重し、一人一人を思いやり、個性・特色を伸ばす人間性重視の基本理念を堅持しつつ、周辺の地域・まち・住民

との連携を重視し、その相互交流・相互貢献を目指す社会性、あわせてグローバルな視点から、全ての人を思いやる公益性の重視が加味された。

今後も人間性を基軸に、社会性・公益性もしっかり受けとめる現代に合わせたヒューマニズムの展開をしていく。

2. 本学の使命・目的

本学は「ヒューマニズムの精神」を建学の理念として、研究の深化と教育の充実を目指し、そこで築き上げた成果を内外に発信することにより、全体の研究状況、教育環境の充実に結び付けていくことを、本学の果たすべき役割として位置付けている。中でも、地域社会との連携を重視し、地域に開かれた大学として成果を発信し、地域が本学に求める種々の要請に応える形で、地域貢献の実をあげて行くことを常に心がけている。「ヒューマニズムの精神」を基本としつつ、そこでの研究成果を幅広い領域に広げつつ、研究水準の高度化をはかりながら、具体的な形で地域連携を進めていくことを意識している。その成果として、高度に洗練された専門性の高い技能と能力を身につけた専門職を育成し、保育、教育、福祉等の領域における人材を、地域社会に供給し続けることを目指している。建学の理念である「ヒューマニズムの精神」を身につけ、人間の価値を高めることに貢献し得る、有為な人材を社会に輩出することで、人間の尊厳を追求し続けることが、本学の研究・教育の使命と目的である。

3. 本学の個性・特色

本学は、大学及び大学院を有しており、建学の理念である「ヒューマニズムの精神」を中心に据えた教育機関ならびに研究機関として、その基軸が揺るぎない柱となっている点に特徴がある。その理念は、現代社会のあり様が高度化・複雑化し、先行き不透明な状況にあって、さらなる解釈が期待されている。とりわけ人間の尊厳をすべてが享受する方向性を模索しながら、ヒューマニズムが人間中心主義へと堕しない多様性を大切にする現代的な思想へと発展する道を探究する。そういった中、本学の教育の充実と、研究の高度化は社会の期待するところであり、それに応えていくことが本学の使命であることから、平成 20(2008)年 4 月に大学院修士課程を設置した。続いて平成 22(2010)年 4 月には博士課程(学位として日本初の博士「子ども学」)を設置して社会人を積極的に受け入れ、実践的な視点の研究者と研究的な視点の実践者の育成を行っている。

また、建学の理念に体现された本学の個性・特色は、現代社会が必要としている人材育成にも反映されて行くべきである。とりわけ、保育・教育・福祉等の諸領域で、高度な専門性を備えた人材であることはもとより、本学の建学の理念を体现し、その実践者及び研究者として社会に貢献することのできる有為な人材を社会に送り出すことができるように、本学の特色が示されていると考える。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学園は昭和 17(1942)年、小松謙助が財団法人社会教育協会の一環として現在の東京都文京区に設立した東京家庭学園に始まり、今日まで教育活動を続けてきた。

学校法人白梅学園及び白梅学園大学の沿革は下記年表のとおりである。

昭和 17(1942)年 3 月	東京家庭学園発足。
昭和 25(1950)年 3 月	東京家庭学園附属白梅幼稚園創立。
昭和 28(1953)年 4 月	白梅保母学園として新発足。 同年 12 月に学校法人白梅学園となって独立。
昭和 30(1955)年 4 月	名称を白梅学園保育科と改称。保母養成の学園でありながら幼稚園教諭養成所としての許可を受けて、保母資格と幼稚園教諭 2 級普通免許状を与えることができるようになる。白梅児童館併設。
昭和 32(1957)年 4 月	白梅学園短期大学となる。保育科第 1 部、第 2 部を設置。
昭和 36(1961)年 4 月	心理技術科第 1 部、第 2 部と専攻科保育専攻第 1 部、第 2 部を開設。
昭和 38(1963)年 4 月	東京都小平市小川町に校地を得て、校舎建築に着工。
昭和 39(1964)年 4 月	小平校舎竣工。保育科第 1 部と心理技術科第 1 部を小平校舎に移転。併設白梅学園高等学校を開設。
昭和 41(1966)年 4 月	小平校舎に教養科を開設。
昭和 44(1969)年 4 月	短期大学附属白梅幼稚園の小平園舎が竣工し、開園となる。
昭和 45(1970)年 4 月	杉並校舎を閉鎖、小平校舎に移して学園の移転完了。
昭和 62(1987)年 4 月	保育科第 2 部、心理技術科第 2 部、専攻科保育専攻第 2 部の学生募集を停止。専攻科保育専攻第 1 部（1 年課程）を開講。
平成元(1989)年 4 月	専攻科福祉専攻（1 年課程）を開設。心理技術科第 1 部を心理学科第 1 部と科名変更。
平成 4(1992)年 4 月	専攻科福祉専攻が学位授与機構認定専攻科となる。
平成 5(1993)年 4 月	専攻科保育専攻が学位授与機構認定専攻科となる。各学科名より第 1 部を削除し第 2 部を廃止する。
平成 10(1998)年 4 月	福祉援助学科（介護福祉士養成施設）開設。専攻科保育専攻 2 年課程開設。

白梅学園大学

平成 17(2005)年 4 月	白梅学園大学子ども学部子ども学科開設。幼稚園 1 種免許状、小学校教諭 1 種免許状課程認定。指定保育士養成施設指定。短期大学教養科、専攻科保育専攻の学生募集停止。
平成 18(2006)年 3 月	白梅学園短期大学教養科廃止。同学専攻科保育専攻廃止。
平成 18(2006)年 4 月	白梅学園清修中学校を開設。
平成 20(2008)年 4 月	白梅学園大学大学院子ども学研究科修士課程開設。幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状課程認定。
平成 21(2009)年 3 月	白梅学園短期大学専攻科福祉専攻廃止。
平成 21(2009)年 4 月	白梅学園大学子ども学部発達臨床学科開設。幼稚園教諭 1 種免許状、特別支援学校教諭 1 種免許状課程認定。短期大学心理学科、専攻科福祉専攻の学生募集を停止。
平成 22(2010)年 4 月	白梅学園大学子ども学部家族・地域支援学科開設。介護福祉士学校認可。短期大学福祉援助学科の学生募集停止。白梅学園大学大学院子ども学研究科博士課程開設。
平成 23(2011)年 3 月	白梅学園短期大学心理学科廃止。
平成 24(2012)年 3 月	白梅学園短期大学福祉援助学科廃止。
平成 27(2015)年 4 月	白梅学園大学子ども学部発達臨床学科が指定保育士養成施設認定となる。
令和 6(2024)年 4 月	白梅学園大学子ども学部子ども心理学科、教育学科開設。発達臨床学科募集停止。

2. 本学の現況

・ **大学名** 白梅学園大学

・ **所在地** 東京都小平市小川町1丁目830番地

・ **学部構成** 令和6(2024)年5月1日現在

	学部名等	学科名等	入学定員	収容定員
大学	子ども学部	子ども学科	120	492
		発達臨床学科	—	—
		家族・地域支援学科	40	164
		子ども心理学科	40	164
		教育学科	50	204
大学院	子ども学研究科	子ども学専攻（修士課程）	5	10
		子ども学専攻（博士課程）	2	6

※発達臨床学科は、令和6(2024)年4月募集停止。

※令和6(2024)年度子ども学科（135→120）、大学院子ども学研究科（修士：15→5・博士：7→2）は入学定員変更。令和8(2026)年度より子ども学科（10→6）、家族・地域支援学科（10→2）編入学定員変更。

※子ども心理学科、教育学科は令和6(2024)年度設置。

・ 学生数、教員数、職員数

学生数<大学> 令和6(2024)年5月1日現在

学部名	学科名	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
子ども	子ども	96	137	140	136	509
	発達臨床	—	50	45	50	145
	家族・地域支援	8	25	28	47	108
	子ども心理	33	—	—	—	33
	教育	24	—	—	—	24
合計		161	212	213	233	819

※発達臨床学科は、令和6(2024)年4月募集停止。

※子ども心理学科、教育学科は令和6(2024)年度設置

学生数<大学院> 令和6(2024)年5月1日現在

研究科名	専攻名	1年次	2年次	3年次	合計
子ども学研究	子ども学専攻（修士課程）	3	5	—	8
	子ども学専攻（博士課程）	3	0	5	8
合計		6	5	5	16

白梅学園大学

教員数<大学> 令和6(2024)年5月1日現在

学部名	学科名	専任教員						非常勤
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
子ども	子ども	7	6	0	1	0	14	63
	発達臨床	—	—	—	—	—	—	16
	家族・地域支援	4	3	0	0	0	7	17
	子ども心理	6	2	0	1	0	9	2
	教育	6	7	0	0	0	13	1
合計		23	18	0	2	0	43	99

教員数<大学院> 令和6(2024)年5月1日現在

研究科名	専攻名	専任教員						非常勤
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
子ども学研究	子ども学専攻 (修士課程)	11	5	0	0	0	16	8
	子ども学専攻 (博士課程)	9	2	0	0	0	11	0
合計		20	7	0	0	0	27	8

※専任教員は大学と兼担。

職員数 令和6(2024)年5月1日現在

専任	兼担	非常勤
31	6	16

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

大学の使命・目的は、白梅学園大学学則第 1 条において、「白梅学園大学（以下、「本学」という。）は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、教育基本法に則って教育研究に従事し、人類の幸福、文化の向上及び社会の発展に寄与する研究成果ならびに優れた人材を生み出すことを目的とする」とし明文化している。【資料 1-1-1】

大学の教育目的は大学学則第 1 条に基づき定め、子ども学部とそれに属するすべての学科の教育目標及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の内容・方法の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「3 つのポリシー」という）を策定し、教育目的の実現を図るよう明確化している。

令和 6(2024)年度より、大学各学科において教育目標及び 3 つのポリシーを改訂しているため、以下は令和 5(2023)年度適用の教育目標及び 3 つのポリシーについて記述することとする。【資料 1-1-2】 【表 1-1-1】

建学の理念および教育目的

本学は、人間を愛し、人間の価値を最高度に実現しようとする“ヒューマンイズムの精神”を建学の理念としています。

本学は、この建学の理念に基づき、日本国憲法および教育基本法の精神の実現に努め、社会の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とします。

本学のめざす人間像

1. 自分と他人を大切にし、人類愛にみちた人間
2. 主体的に判断し、行動し、その結果に責任をもつ人間
3. 知的な探究心にみち、論理的に考え、生涯学び続ける姿勢をもつ人間
4. 美しいものに感動する心もち、新鮮な驚きを感じられる人間
5. 仲間と協力して、民主的で平和な社会をつくり、新しい文化を創造する人間

【表 1-1-1】 大学教育目標（令和 5(2023)年度適用）

<p>子ども学部</p>	<p>白梅学園大学子ども学部は、建学の理念であるヒューマンイズムの精神に基づき、社会の今を担い、未来を受け継ぐ子どもとともに、新しい明日を築く、幅広い知見、豊かな教養を備えた人材を養成することを目指しています。そのために、リベラルアーツ教育と子ども学に関わる専門教育を二つの柱として、子どもの育ちや子どもを取り巻く文化・社会状況に働きかける高い専門性を身につける教育を行います。</p>
<p>子ども学科</p>	<p>子ども学科では、人間研究の幅広い視野に立って、乳幼児から学童期も含めた子どもの成長や発達について理解を深め、子どもを取り巻く環境、さまざまな問題や文化状況を理解し、保護者や地域の人々とともに、子どもの健やかな生活・発達を援助できる能力・技術を身につけることを目指しています。その能力を保育、幼稚園教育、小学校教育、社会福祉の分野で活かすことができる人材を養成します。</p>
<p>発達臨床学科</p>	<p>発達臨床学科では、心理学の知見を基礎として、乳幼児期から成人期に至る長い期間の発達について理解を深め、そこで生じる諸問題への心理的教育的なアプローチの仕方を学び、心理的援助を必要とする人々や発達において困難を抱えた人々を理解し、支援できる能力を身につけることを目指しています。その能力を、保育、幼稚園教育や特別支援教育や心理臨床の分野で活かすことができる人材を養成します。</p>
<p>家族・地域支援 学科</p>	<p>家族・地域支援学科では、家族と地域をめぐる子どもの環境と社会福祉に関する理解を深め、子どもを中核に置いた家族と地域全体に生じる社会問題を適切に理解し、困難な状況に置かれている子どもや子どもをめぐる人々全体を支援できる能力を身につけることを目指している。その能力を、ソーシャルワークやケアワークの分野で活かすことができる人材を養成します。</p>

大学院の使命・目的は、白梅学園大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 1 条において、「白梅学園大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、高度かつ専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」とし明文化している。【資料 1-1-3】

大学院の教育目的は大学院学則第 1 条に基づき定め、大学院子ども学研究科修士課程、博士課程ともに教育目標及び 3 つのポリシーを策定し、教育目的の実現を図るよう明確化している。

なお、令和6(2024)年度より大学院各研究科において、教育目標及び3つのポリシーを改定しているため、令和5(2023)年度適用の教育目標及び3つのポリシーについて記述することとする。【資料1-1-4】 【表1-1-2】

【表1-1-2】 大学院教育目標（令和5(2023)年度適用）

子ども学研究科（修士課程）	大学院子ども学研究科では、「子ども学」を多面的なアプローチで追究し、より専門的に探求することで、実践を客観的に把握できる実践者と、実践を理論的に理解した研究者を育成することを目指します。さらに、理論と実践を高次元で統合できる力の養成をはかり、学際的視点や公益の精神を学び、研究者・実践者としての幅をさらに広げ、高度な専門性を備えた子ども学の研究的実践者、実践的研究者を養成します。
子ども学研究科（博士課程）	子ども学研究科博士課程では、修士課程の「子ども学」の多面的なアプローチをさらに発展させ、専門性を深め、総合的な追究を行います。子どもをめぐって、広く人間とは何かという問いかけの中で、発達や保育・教育、子育てをめぐる広い領域の学問を総合して取り組みます。子ども学研究者としての素養を身につけ、子ども学の研究を独り立ちして追究できる研究者を養成します。

大学、大学院いずれも、学則ならびに教育目標を踏まえた3つのポリシーを定め、明文化している。【資料1-1-2】 【資料1-1-4】 【資料1-1-5】

本学の使命・目的、教育目標、3つのポリシーの具体的な内容について、学内では学生ハンドブック、履修案内で示し、学外に対しては大学案内（以下、「ガイドブック（大学・大学院）」という。）やホームページで示している。【資料1-1-5～8】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的、教育目標、3つのポリシーは、学生、受験生や一般社会に広く理解されるよう、簡潔な文章にしている。【資料1-1-1～4】

建学の理念にある「ヒューマニズム」は、人類の目指すべき姿であり、何をもって人間的とするかという解釈はそれぞれの時代、社会に委ねられるものである。本学が開学以来、築き上げ守ってきた建学の理念である「ヒューマニズム」をふまえ、育成したい人材を分かりやすく伝えるために、上記基準1-1-①に示した「本学のめざす人間像」を学生ハンドブックに記載している。【資料1-1-6】

また学生ハンドブックに学園名称の「白梅」の由来について、前身の東京家庭学園の校歌制定の際に歌詞を公募し、東京家庭学園2期生の栗田道子の歌詞が採用され、その歌詞の中に「白梅」が使われた。「白梅の花は、来るべき春に先駆け、寒風にも負けず清らかに咲き香り、よりよい未来をみちびき出す理想の象徴です。その姿に、この学園の学ぶ者の理想とする思いが込められているのです。」と記載し、学生へ周知している。【資料1-

1-5】



学園のロゴマークについて、平成 17(2005)年 2 月に白梅学園大学の開設を記念して学園の高校生、短期大学生、教職員から公募を行い、「白梅の花」がベースになった【図 1-1-1】のデザインが採用された。

【図 1-1-1】 ロゴマーク

1-1-③ 個性・特色の明示

本学が輩出する人材を取りまく社会情勢がめまぐるしく変化する中でも、人を尊ぶ思いやりのところを根幹とした「ヒューマニズムの精神」に基づく教育・研究を展開し、人材育成を行うことが本学の特色・個性である。

このことは大学学則第 1 条において、「本学は、人間尊重・ヒューマニズムの建学の精神を基に、教育基本法に則って教育研究に従事し、人類の幸福、文化の向上及び社会の発展に寄与する研究成果ならびに優れた人材を生み出すことを目的とする」とし明文化している。

1-1-④ 変化への対応

本学の学位領域は、教育学・保育学、社会学・社会福祉学であり、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、社会福祉士（国家試験受験資格）、介護福祉士（国家試験受験資格）等の専門職領域の人材育成を行っている。社会情勢に対応して保育所保育指針・幼稚園教育要領・学習指導要領等の改訂並びに各養成課程審査基準の変更が行われた際には、関係省庁等の告示内容や通達内容を確認の上、教育目的・内容の見直しを大学執行会議、教務委員会、学科会議等で適宜行い、カリキュラム変更について教授会で審議している。

3 つのポリシーの見直しについては必要に応じて実施している。各学科での検討内容をもとに教務委員会で審議し改正案の策定を経て、教授会で報告している。

子ども学部においては、子ども学科が平成 17(2005)年に大学開学以来、子ども学を中心に子どもにかかわる人材育成を目指し、設置されている。以降、平成 21(2009)年度に発達臨床学科、平成 22(2010)年度に家族・地域支援学科を開設した。大学院は子ども学研究科子ども学専攻（修士課程）を平成 21(2009)年度に、博士課程を平成 22(2010)年度に開設した。以降、定期的に社会的なニーズや受験生のニーズにより各学科の養成課程の追加や、免許・資格の養成課程の法令改正等に伴い、カリキュラムを見直してきた。

その他社会の変化に対応するため、卒業生や就職先へアンケートを実施し、人材育成におけるニーズを把握しながら、教育内容、教育組織の見直しを検討してきている。

令和 3(2021)年度から、学部の人材養成課程を見直すとともに、教育組織、教育課程の検討と議論を重ね、令和 6(2024)年度より発達臨床学科を募集停止にし、子ども学科及び発達臨床学科を発展的に組織変更し、子ども心理学科、教育学科を届出設置申請のうえ、開設した。また、学科設置に伴い学部学科、大学院の収容定員を見直し、大学の収容定員変更承認認可申請を行い、認可された。同時に子ども学科、家族・地域支援学科、大学院

子ども学研究科の教育目標、3つのポリシーの改訂を行い、教育課程の見直しを行っている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の理念、大学の使命や目的は、本学の個性や特色を反映し、開学時から一貫しており今後も継続していく。少子化、社会の変化に合わせた教育内容、教育組織の見直しをさらに進めて、子ども学科、家族・地域支援学科の教育内容の見直し、人材養成課程の見直し、社会のニーズに合わせた教育課程の見直しと発展的組織改編を検討している。

令和6(2024)年度より子ども心理学科及び教育学科が開設されることにより、教育目標や教育課程等の検証を行っていく。

【エビデンス・資料編】

【資料1-1-1】白梅学園大学学則

【資料1-1-2】白梅学園大学子ども学部教育目標・ポリシー/学科教育目標・ポリシー

【資料1-1-3】白梅学園大学大学院学則

【資料1-1-4】白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士）ポリシー

【資料1-1-5】3つのポリシー 白梅学園ホームページ（大学・大学院）

2023年度、2024年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内

2024年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士） 履修案内

【資料1-1-6】学生ハンドブック 2023、2024

【資料1-1-7】2023年度、2024年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内

2024年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士） 履修案内

【資料1-1-8】GUIDE BOOK2023（大学）、2024（大学・大学院）、2025（大学・大学院）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の建学の理念、使命・目的については、役員、教職員の理解と支持を得ている。

学園の使命・目的については「学校法人白梅学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）に規定し、役員、教職員はその重要性を理解している。また、就業規則第2条においても、「教職員は、本学園の建学の精神であるヒューマンイズムの理念に基づき、この規則およびこれに付属する諸規程を忠実に守ってその職責を遂行し、互いに協力して本学園の発展に

努めなければならない。」と規定し、教職員に提示している。教職員はこの規程に基づき業務遂行にあたっている。寄附行為は、学園ホームページ上に公表しており、また、寄附行為及び就業規則を含むすべての学園規程は各部署に配布し、教職員は常時閲覧できる。**【資料 1-2-1～2】**

新入教職員へは辞令式後に新入教職員研修において、学長より建学の理念や沿革を説明している。毎年度初めに全教職員が集まり、学長からの挨拶に盛り込まれるほか、入学式、卒業式等の式典時に行われる学長式辞において、本学の使命・目的について、建学の理念とそれを生かした教育体系の特徴に触れ、口頭でも周知されている。**【資料 1-2-3】**

本学の建学の理念、目的等は、理事会、評議員会にて承認されている中期計画の中にも反映されている。**【資料 1-2-4】**

大学学則及び大学院学則においても、建学の理念が反映された大学の使命・目的が規定されており、この学則の改定は学部教授会、大学院教授会の議を経て、理事会の承認を得て改定を行っている。重要な改定の際は評議員会にて意見聴収の後、理事会において承認を得ている。

このようなことから、本学役員、教職員は本学の建学の理念、使命・目的を理解しており、その実現に参画している。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的、教育目標、3つのポリシーについて、学内では学生ハンドブック、履修案内等で示し、学外に対しては大学案内であるガイドブック（大学・大学院）やホームページで紹介している。また、オープンキャンパス、大学説明会等、広報活動の際に、必ず取り上げることとし周知徹底を図っている。**【資料 1-2-5～7】**

入学式を始めとする学校行事や、毎年度初めに各学年で行うガイダンス等でも必ず言及し、関係者への周知徹底に努めている。入学式、卒業式等の際には、学長式辞等によって、本学の使命・目的について、建学の理念とそれを生かした教育体系の特徴に触れることによって、学生はもちろんのこと保証人、関係者等参列者へも理解を深めるよう努めている。

令和 6(2024)年度から全学的に使用する『アカデミック・スキルテキスト 白梅オリジナルテキスト』（以下、『アカデミック・スキルテキスト』という。）においても、学園の歴史や建学の理念、教育目標、3つのポリシーを記載している。**【資料 1-2-8】**

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学園の使命・目的及び教育目的を踏まえ、平成 30(2018)年度に、平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度までの 5 か年の中期実行計画（第 1 期中期実行計画）を理事会の承認を受けて策定した。第 1 期中期実行計画の最終年度である令和 5(2023)年度に、第 1 期中期実行計画について振り返りを行い、計画の見直しを反映した令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度までの 5 か年の中期実行計画（第 2 期中期実行計画）を、評議員会の諮問を経て理事会の承認を受けて策定した。**【資料 1-2-9】**

各年度の事業計画は、第 1 期中期実行計画に基づき、学長を中心に大学の教職員で検討し、策定にあたっては評議員会に意見を聴いたうえで理事会の承認を得ている。事業計画は大学内で進捗状況を確認し、半期ごとに監事が学長に計画の進捗状況及びその後の進め

方について業務ヒアリングを実施している。業務ヒアリングの内容は理事会・評議員会にて監事より報告し、役員・評議員から進捗に対する意見を聴いている。

また定期的に将来構想委員会を構成しており、令和 2(2020)年度からその委員会を継承した、将来構想策定委員会において、「2040 年に向けた白梅学園大学・白梅学園短期大学のグランドデザイン」を策定している。本文中においても、「ヒューマンイズムの精神（人間尊重）に基づき人々の幸せ(well-being)を追求できる人間を育成していく高等教育機関を目指す」として、建学の理念を根底に今後の教育・研究活動等に反映し、策定している。

【資料 1-2-10】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では先述の建学の理念、使命・目的、教育目標をもとに、学部、各学科、研究科の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。**【表 1-2-1~6】**

【表 1-2-1】 子ども学部3つのポリシー（令和 5(2023)年度適用）

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<p>子ども学部では、次の観点にそった所定の単位を修めた学生に、卒業を認定することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヒューマンイズムの精神を体得し、子ども学に関する学問的探究を進めるために必要な基礎学力および基礎技能を習得している。 ○学科ごとの専門領域に関する体系的学修と、学科を超えた横断的学修による学際的視点を通して、子どもと子どもを取り巻く社会の課題を解決するための力をつけている。
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>子ども学部の教育課程では、3つの学科の専門科目とともに、全学科共通科目を開設し、学修に必要な基礎的な力を身につける科目、および幅広い教養に基づいて問題を探求する力を育てる科目を設置しています。</p> <p>また、少人数によるゼミ・演習形式での参加型学修を通して、課題の設定、論証の蓄積の上に、論理的思考、多彩な表現力を身につけ、集大成としての卒業論文制作につなげています。</p> <p>さらに、学科の枠を超えた単位履修や資格取得の相互乗り入れなど、学部としての一体的な履修を可能にしています。</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>子ども学部が求める学生像は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校等での基礎的諸教科のそれぞれについて、必要な学力を有していること。 ○物事を論理的に捉え、自らの考えを持ち、それを表現できること。

上記【表 1-2-1】の子ども学部の各ポリシーに基づき、各学科の3つのポリシーを下記

のとおり定めている。

【表 1-2-2】 子ども学部 子ども学科 3つのポリシー (令和 5(2023)年度適用)

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<p>○子どもの成長や発達について、確かな知識を習得している。</p> <p>○子どもを取り巻く環境、様々な問題や文化状況に対して、子ども学の知見に基づく自己の考えを持ち、それを表現し、行動することができる。</p> <p>○子どもの健やかな成長を支え、子どもに関わる様々な問題を解決するための技術を身につけ、適切な行動をもって社会に還元することができる。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>子ども学科の専門科目では、子ども学の知識や技術を講義、演習の形で学習できるとともに、修得した能力を保育、幼稚園教育、小学校教育、社会福祉の分野で活かせる科目を設置しています。</p> <p>また、特別演習として「現代子ども学特別演習」を1年次に設置し、各種実習の前に保育、幼稚園教育、小学校教育の現場を体験学習するとともに、子どもを理解、援助するための基礎となる科目を学んだうえで、それぞれの分野の発展科目を積み上げ学習します。</p> <p>これらの全体を通して、子どもを取り巻く環境、様々な問題や文化状況をめぐる問題の理解と、その解決方法を学んでいくことができます。</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>ヒューマニズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、子どもと、子どもを取り巻く環境や文化、保育・教育に関心があり、その分野に関わる仕事を目指していること。</p>

【表 1-2-3】 子ども学部 発達臨床学科 3つのポリシー (令和 5(2023)年度適用)

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<p>○生涯にわたる人間の心理発達について、確かな知識を習得している。</p> <p>○生涯にわたる人間の心理発達をめぐる課題に対し、発達臨床心理学の知見に基づく自己の考えを持ち、それを表現し、行動することができる。</p> <p>○発達段階において困難を抱えた人々を理解し、心理学的な知見を踏まえた支援ができる能力を身につけ、適切な行動をもって社会に還元することができる。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>発達臨床学科の専門科目では、発達心理や保育、幼稚園教育や心理臨床に関する科目を配置し、基礎的な知識を修得できるようにしています。</p>

	<p>さらに、心理学の様々な分野や研究法に関する科目を配置し、心理学の専門的知識と方法論を修得できるようにしています。また特別支援教育に関する科目を配置し、発達障害に関する知識と指導法を修得できるようにしています。</p> <p>これらの全体を通して、生涯にわたる人間の心理発達をめぐる問題の理解と、その解決方法を学んでいくことができます。</p>
アドミッション・ポリシー	<p>ヒューマンイズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、発達において困難を抱えた子どもやその周りの人への支援に関心があり、その専門性を活かす仕事を目指していること。</p>

【表 1-2-4】 子ども学部 家族・地域支援学科 3つのポリシー (令和 5(2023)年度適用)

ディプロマ・ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> ○家族と地域をめぐる子どもの環境と社会福祉について、確かな知識を習得している。 ○家族と地域をめぐる課題に対して、社会福祉学の知見に基づく自己の考えを持ち、それを表現し、行動することができる。 ○家族と地域をめぐる子どもの環境を整備・改善するための支援技術を身につけ、適切な行動をもって社会に還元することができる。
カリキュラム・ポリシー	<p>家族・地域支援学科の専門科目では、スクールソーシャルワークやアフタースクール支援に対応できる能力を身につけるための科目を配置し、家族と地域に関する基本的な理解を深めます。</p> <p>また対人支援に必要な人間の医学的理解、児童や障害、高齢に関する理解、支援の方法等を学ぶ科目を配置しています。さらに福祉援助、生活支援、介護技術に関する基本的な知識から専門的な技術まで、演習や実習を交えながら習得できるよう科目を配置しています。</p> <p>これらの全体を通して、家族と地域をめぐる問題の理解と、その支援方法を学んでいくことができます。</p>
アドミッション・ポリシー	<p>ヒューマンイズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、家族、地域、子ども、社会福祉、学校の問題に関心があり、その分野に関わる仕事を目指していること。</p>

先述の【表 1-1-2】大学院教育目標に基づき、各研究科の3つのポリシーを下記の通り定めている。

【表 1-2-5】 大学院子ども学研究科 (修士課程) 3つのポリシー (令和 5(2023)年度適用)

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども学の実践的、研究的成果をあげて、学問世界に、地域社会に、子どもに関わる現場にと建設的に貢献していく萌芽と展望を拓く。 ○直面している複雑化した子ども問題に率先して対応し得る協働的な実践研究を行い、地域のニーズに即応した園運営・次世代育成・子育て支援に関わる総合的なマネジメントあるいは、スーパービジョンの考究に関わり、それらを研究的、実践的に担い得る、より高度な専門性を身に付ける。 ○子ども学の研究への寄与と子ども学の実践の具現化を目指す研究を仕上げる。
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>大学院子ども学研究科では、子どもと保育・教育の現場に関わり、その充実を目指し、学問的追究や研究姿勢を育てる教育科目と子どもの成長・発達を支え、その文化的環境づくりに取り組み、「子ども学」を研究して社会貢献を目指す教育科目を設置しています。</p> <p>これらの教育課程の実践を成果に結び付けるために、「子ども学研究講義科目」及び「研究指導科目」を置き、「子ども学研究講義科目」は、3つの領域として〈保育・教育の実践とマネジメント研究領域〉〈臨床的・科学的発達研究領域〉〈子どもの福祉に関する研究領域〉に分けて科目を設置しています。「研究指導科目」は、少人数教育で、最終的に修士論文に向けた研究をすすめるようにしてあります。</p> <p>これらの全体を通して、子ども学研究の発展と子ども学の実践における向上を進めることができます。</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども学や心理学・教育学等の学問の基礎を学び、また保育・教育の現場での経験を積み、大学院での学問的追究に勤しむことができること。 ○子どもへの関心と共感を持ち、その健全な成長・発達を支える実践や文化的環境づくりに積極的に取り組み、子ども学の構築を目指す研究に携わろうという意欲があること。 ○幼稚園・保育所・小学校等の保育・教育の充実に関わろうとし、そのために、自らの研究を進めようとする意志があること。

【表 1-2-6】 大学院子ども学研究科 (博士課程) 3つのポリシー (令和 5(2023)年度適用)

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども学の研究への寄与と子ども学の実践の改善を学際的に行う。
-------------------	---

	<p>○「子ども学」に関する協働的な研究を行い、研究者として自立して継続できる。</p> <p>○「子ども学」の研究を進め、博士論文として専門性の高い学術論文を仕上げる。</p>
カリキュラム・ポリシー	<p>大学院子ども学研究科博士課程は、高いレベルの素養を身につけ、研究方法論を学ぶ「子ども学研究演習科目」と博士論文を執筆する「研究指導科目」からなります。</p> <p>「子ども学研究演習科目」では、＜保育・教育基礎領域＞＜保育・教育実践領域＞＜保育・教育臨床領域＞の3つの領域にそれぞれ2科目をおき、自分の研究テーマに関連づけて学ぶことが出来ます。</p> <p>「研究指導科目」では、指導教員と共同研究プロジェクトに参加し、学会発表、学会誌への投稿の指導を受けながら、最終的に博士論文に向けた研究をすすめます。</p>
アドミッション・ポリシー	<p>○子ども学や心理学・教育学等で専門性の高い研究を行っており、十分な研究能力があること。</p> <p>○保育・教育現場の実践の質向上を目指しており、そのための研究計画に具体性があること。</p> <p>○国際的な学問への視野を持ち、心理学や教育学などの学問の方法論を身につけていること。</p>

大学の使命・目的、教育目標、3つのポリシーの整合性及び踏まえた学修成果の点検のため、アセスメントポリシーを定めている。【資料1-2-11～12】【資料1-2-13】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学学則第1条において「本学は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、教育基本法に則って教育研究に従事し、人類の幸福、文化の向上及び社会の発展に寄与する研究成果ならびに優れた人材を生み出すことを目的とする」としている。その目的を達成するため、子ども学部には3つの学科（子ども学科、発達臨床学科、家族・地域支援学科）を有している。加えて令和6(2024)年度より子ども学科、発達臨床学科を発展的に改組し、子ども学科、家族・地域支援学科、子ども心理学科、教育学科の4学科体制とした。【資料1-2-14】【図1-2-1】

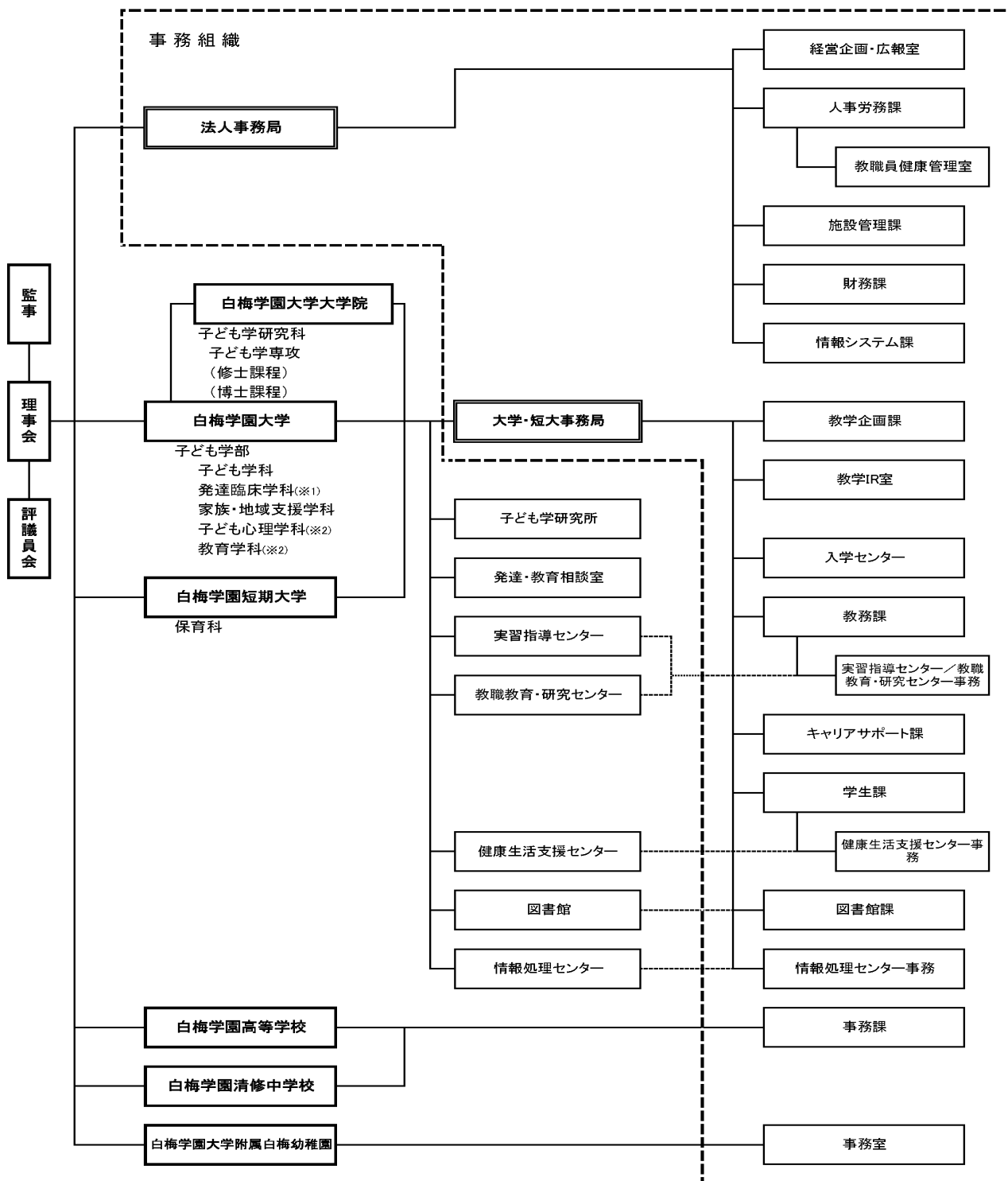
大学院学則第1条において、「本大学院は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、高度かつ専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」としている。その目的を達成するため、子ども学研究科子ども学専攻（修士課程及び博士課程）を有している。【資料1-2-15】

大学には教授会、学科会議、大学院において教授会があり、各種委員会の他に図書館、実習指導センター、教職教育・研究センター、情報処理センターといった教育・研究支援

機関のほか、本学の建学の理念に基づき、特色ある共同研究及び個人研究や地域連携活動等を推進する子ども学研究所、発達・教育相談室があり、学生の生活支援のための健康生活支援センター等の組織が整備されている。【資料 1-2-16】

【図 1-2-1】 教育研究組織図

2024-04-01



※1: 2024年4月に募集停止
 ※2: 2024年4月に新設

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念に基づく大学の使命・目的及び教育目標については明確性、個性、特色を備え、様々な媒体で、教職員が共有し、学生や関係者の理解に努めているが、より一層のきめ細かな対応ができるように、今後も検討を続けていく。

教育目標や3つのポリシーは建学の理念、大学の使命・目的に沿いつつ、社会の変化、学生のニーズを鑑みながら適切性、有効性を検証し、教育研究組織の編成との整合性を引き続き図っていく。

【エビデンス・資料編】

【資料 1-2-1】 学校法人白梅学園寄附行為

【資料 1-2-2】 就業規則

【資料 1-2-3】 新採用教職員辞令交付・新任教職員研修会について

【資料 1-2-4】 学園の将来に向けての構想（2019～2023）

【資料 1-2-5】 GUIDE BOOK2023（大学）、2024（大学・大学院）、2025（大学・大学院）

【資料 1-2-6】 学生ハンドブック 2023、2024

【資料 1-2-7】 2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内

2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内

2024 年度白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士） 履修案内

【資料 1-2-8】 アカデミック・スキル 白梅オリジナルテキスト

【資料 1-2-9】 学校法人白梅学園第 2 期中期実行計画（2024～2028）

【資料 1-2-10】 2040 年に向けた白梅学園大学・白梅学園短期大学のグランドデザイン

【資料 1-2-11】 子ども学部教育目標・ポリシー/学科教育目標・ポリシー

【資料 1-2-12】 白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士）ポリシー

【資料 1-2-13】 白梅学園大学 白梅学園短期大学 アセスメントポリシー

【資料 1-2-14】 教育・研究組織図

【資料 1-2-15】 白梅学園大学大学院学則

【資料 1-2-16】 教育・研究組織規程

【基準 1 の自己評価】

建学の理念である「ヒューマニズムの精神」に基づく大学の使命・目的、教育目的は明確に簡潔に示されており、寄附行為、学則を始め、ガイドブック（大学・大学院）や学生ハンドブック、履修案内に一貫とした文書で示されている。この理念のもとに教育組織、研究組織を整備してきた。

大学の使命・目的等の基準 1 は満たしているが、今後の社会情勢に合わせた見直しが必要である。令和 6(2024)年度は社会情勢、人材養成のニーズの変化等から教育組織、教育目標やカリキュラム等を見直したが、今後も継続的にきめ細かな対応をするように、検討を続けていく必要がある。

以上のことから基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<子ども学部>

白梅学園大学子ども学部では、建学の理念である「ヒューマンイズムの精神」に基づき、社会の今を担い、未来を受け継ぐ子どもとともに新しい明日を築く、幅広い知見と豊かな教養を備えた人材を養成することを目指している。そのために、リベラルアーツ教育と子ども学に関わる専門教育を二つの柱として、子どもの育ちや子どもを取り巻く文化・社会状況に働きかける高い専門性を身につける教育を目的としている。以上を踏まえ、子ども学部及び各学科でアドミッション・ポリシーを策定している。(以下は令和6(2024)年度入学生適用ポリシー) 【資料 2-1-1~2】

■子ども学部 アドミッション・ポリシー（令和6(2024)年度入学生適用）

○高等学校等での基礎的諸教科のそれぞれについて、必要な学力を有していること。

○物事を論理的に捉え、自らの考えを持ち、それを表現できること。

【子ども学科 アドミッション・ポリシー】

ヒューマンイズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、子どもと、子どもを取り巻く環境、様々な問題や文化状況に関心があり、子どもの健やかな成長・発達と生活を支えることのできる専門性の修得を目指していること。

【家族・地域支援学科 アドミッション・ポリシー】

ヒューマンイズムの精神に基づき、人間社会全体への関心とこれに貢献する意欲を持ち、子どもをめぐる環境や社会福祉、家族、地域、介護、学校内外での生活環境に関心があり、これらの分野に関わる職業を目指す入学者を求める。

【子ども心理学科 アドミッション・ポリシー】

ヒューマンイズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、人間の心理発達と心理的支援に関心があり、その専門性を活かす仕事を目指していること。

【教育学科 アドミッション・ポリシー】

ヒューマンイズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、学校教育ならびに教育に

まつわる諸課題に関心があり、その分野に関わる仕事を目指していること。

上記アドミッション・ポリシーを、ガイドブック（大学）、入学試験要項、入試ガイド、ホームページに記載して周知している。さらに、オープンキャンパスや高校訪問、学外で実施される進学相談会、高等学校進路指導担当者に対する説明会を通して説明をしている。

【資料 2-1-1～3】

<大学院子ども学研究科>

大学院子ども学研究科修士課程では、「子ども学」を多面的なアプローチで追究し、より専門的に探求することで、実践を客観的に把握できる実践者と、実践を理論的に理解した研究者を育成することを目指している。さらに、理論と実践を高次元で統合する力を養成し、学際的な視点や公益の精神を学び、研究者・実践者としての幅をさらに広げ、高度な専門性を備えた子ども学の研究的実践者、実践的研究者を育成することを教育の目的としている。以上を踏まえ、子ども学研究科修士課程ではアドミッション・ポリシー（令和6(2024)年度入学生適用）を策定している。**【資料 2-1-1～2】**

■子ども学研究科 修士課程 アドミッション・ポリシー（令和6(2024)年度入学生適用）
○子ども学や保育学、教育学、心理学、社会福祉学等の学問の基礎を学び、理論と実践を往還させながら、大学院での学問的探究に勤しむことができること。
○子どもへの関心と共感を抱き、その健全な成長・発達を支える実践や環境づくりに積極的に取り組み、保育・教育・福祉の充実に寄与し得る研究を進めようとする意欲があること。
○子どもの育ちや育てに関わる理論や実践、政策に強い関心を持ち、子ども学の発展に資する研究を進めようとする意志があること。

子ども学研究科博士課程では、修士課程の「子ども学」の多面的なアプローチをさらに発展させ、専門性を深め、総合的な追究を行っている。子どもをめぐって、広く人間とは何かという問いかけの中で、発達や教育・養育等の領域を学問的に総合して取り組んでいる。子ども学研究者としての素養を身につけ、子ども学の研究を独り立ちして継続的に追究できる研究者を養成することを教育の目的としている。以上を踏まえ、子ども学研究科博士課程ではアドミッション・ポリシー（令和6(2024)年度入学生適用）を策定している。

【資料 2-1-1～2】

■子ども学研究科 博士課程 アドミッション・ポリシー（令和6(2024)年度入学生適用）
○子ども学や保育学、教育学、心理学、社会福祉学等で専門性に裏打ちされた研究を行っており、十分な研究能力があること。
○学際的な学問への視野を持ち、保育学や教育学、心理学、社会福祉学等の学問の方法論を身につけていること。
○保育・教育・心理・福祉等の実践や施策に十分な造詣があり、実践や施策と、自らの研究との関係を踏まえて、具体的な研究計画を立案していること。

子ども学研究科では、アドミッション・ポリシーをガイドブック（大学院）、入学試験要項、ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパス等においても周知を図っている。【資料 2-1-1～2】【資料 2-1-4】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜・募集活動に関する事項は、「白梅学園大学・白梅学園短期大学入試制度委員会規程」に基づく入試制度委員会で審議している。本委員会は、学長補佐（入試制度）を委員長とし、教授会で選出された各学科を代表する委員 6 名を主要構成員としている。なお、3つのポリシーの一貫性に関わる審議の際には、副学長、学長補佐（教務）が参加している。専管事務である、入学センターの課長及び課職員が常時参画しており、入試・学生募集に係る全学的な企画立案及び全学的な入学者選抜の評価の業務を担っている。【資料 2-1-5～6】

学力の三要素を多面的・総合的に評価する選抜を行うべく、入試種別によって「入学志願者記入票」の提出を義務付け、面接試験を通してアドミッション・ポリシーの理解度や適合性の確認をより明確に把握することに努めている。それぞれの選抜制度は「白梅学園大学入学者選抜規程」に基づき、入試制度委員会で審議している。

総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、編入学者選抜では、提出書類・面接・小論文・事前課題等を通してアドミッション・ポリシーの理解度や適合性を確認し選抜している。

一般選抜では、学力試験による「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」などの確認と「入学志願者記入票」によるアドミッション・ポリシーとの適合性の確認を行い選抜している。

大学院入試では、白梅学園大学大学院入学試験要項やガイドブック（大学院）、ホームページにアドミッション・ポリシーを掲載するとともに、オープンキャンパスでも説明し受験生への周知を図っている。

入学試験では、修士課程、博士課程とも筆記試験に加え、提出書類と面接試験を通して、志望動機、将来の研究計画等の確認や、子ども学に関わる専門性と実践的指導力を兼ね備えた研究的実践者、実践的研究者としての資質や適性の判定を行うことでアドミッション・ポリシーとの適合性を確認している。

入試問題については、学長承認により本学教員の中から入試問題作成担当者を選出し、全学共通の試験問題を作成している。ただし、総合型選抜、学校推薦型選抜、外国人留学生特別選抜、編入学者選抜については、各学科のアドミッション・ポリシーや特色をより詳細に反映させるべく、学科毎に試験問題を作成している。大学院入試においても、本学の大学院教員が、アドミッション・ポリシーを踏まえて試験問題を作成している。

<子ども学部>

子ども学部では、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を適切に実施するための入学者選抜方法（出願資格、入試区分、入試日程、入試科目等）を入試制度委員会において協議し、教授会で承認された後、発表している。

入試問題作成については、子ども学部の教員が作成をしており、作成の過程において繰り返し出題者と点検者による出題検討者会議を行っている。設問については、高等学校学習指導要領に準拠し、出題内容に偏りがおきないように作成している。小論文や記述式問題においても同様にアドミッション・ポリシーに準拠する形で、適正に実施している。

入学試験実施にあたっては入試に関わる全教職員に、入学試験の円滑な運営については勿論のこと、公平性の確保、事故の防止等、厳正な入学試験実施を周知徹底している。可否については、入学試験の結果について執行・学科長会議、学科の協議を経て教授会での審議によって決定している。

○入学者選抜方法

面接による人物評価を中心に審査する入学試験や、学科試験等による客観的な評価も加味した入学試験等、多様な入学試験方式を導入することで、受験生の適性や能力に応じた選抜を行っている。面接は、志願者1人に対して2人以上の面接者で実施している。なお評価にあたっては、面接担当者によるばらつきをなくすため、面接評価票を用いて公正性を保っている。

1. 総合型選抜

今般の入試制度の見直しに伴い、受験生のニーズが高まる総合型選抜の充実を図るべく、「白梅探究型入試」「事前課題型入試」「学力調査型入試」「自己推薦型入試」「白梅特待生チャレンジ入試」の5種を導入し、多様な受験生のニーズに沿った多面的評価方法による選抜を行っている。

2. 一般選抜

本学が目指す教育に適った学力を有するかどうかを、教科目試験の結果により判定して選抜している。英語外部試験スコアの利用を可能とする入試を実施している。

3. 大学入学共通テスト利用選抜

大学入学共通テストの成績で判定し、本学独自の個別試験は課していない。地方入試を実施していないが、遠方に住む受験生の受験機会の提供に寄与している。

4. 学校推薦型選抜（指定校）

入試実績に基づき定めた指定校に対し推薦基準を設け、当該学校長に対して生徒の推薦を依頼している。これにより推薦された生徒（受験生）を対象に、学校長による「推薦書」と「調査書」による書類審査及び「面接（口頭試問を含む）」を行い総合的に判定し選抜している。

5. 併設高等学校特別推薦選抜

本学が設けた評定平均値の基準に達している併設高等学校の生徒を対象に、学校長による「推薦書」、「調査書」による書類審査及び「面接」を行い総合的に判定し選抜している。

6. 同窓生特別選抜

本学同窓生の子女を対象に、「作文」と「面接」の総合評価で判定し選抜している。

7. 外国人留学生特別選抜

一定水準以上の日本語能力を有し、本学への入学意欲のある外国籍受験生を対象に、日本語による「小論文」及び「面接」により総合的に判定し選抜している。

8. 社会人特別選抜

「小論文」と「面接」の総合評価により判定し選抜している。この入試では、豊富な社会的経験等を活かし、学内においてリーダー的役割を果たせる人物を求めている。

9. 編入学者選抜

併設短期大学特別推薦入試では当該学科からの「推薦書」及び「面接」に基づき総合的に判定し選抜している。一般編入学試験では、「小論文（または基礎知識）」と「面接」により各学科の求める学生像に合致していることを確認し、総合的に判定し選抜している。

<大学院子ども学研究科>

大学院入試では、入学者選抜方法について、教授会の承認を経て公表し、入試問題の作成及び入学試験実施にあたっては、学部同様の体制を整えて適切に実施している。合否については、教授会で審議し決定している。

○入学者選抜方法

1. 修士課程

特別選抜入試は、「卒業論文」等の出願書類と「面接」結果を総合的に判定し選抜している。社会人入試と一般入試は、「小論文」と「面接」結果を総合して選抜している。各入試の「面接」では、「研究計画概要」、「履歴書」、「志望理由書」の評価を加味している。

2. 博士課程

一般Ⅰ期、一般Ⅱ期とも「筆答試験（論文英語読解）」と「口述試験（面接）」で判定し選抜している。「口述試験（面接）」は、専門知識についての発表を含み、提出書類である「修士論文あるいはそれに相当する研究論文又は双方」、「研究計画概要」、「履歴書」、「志望理由書」等の評価を加味している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<子ども学部>

学部の過去5カ年の入学定員、入学者数及び入学定員に対する充足率は、下記のとおりである。【資料 2-1-7】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
令和2(2020)	225名	243名	108.0%
令和3(2021)	225名	240名	106.6%
令和4(2022)	225名	223名	99.1%
令和5(2023)	225名	207名	92.0%
令和6(2024)	250名	161名	64.4%

<大学院子ども学研究科>

大学院研究科の過去5カ年の入学定員、入学者数及び入学定員に対する充足率は、下記のとおりである。【資料 2-1-7】

【修士課程】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
令和 2(2020)	15 名	4 名	26.6%
令和 3(2021)	15 名	8 名	53.3%
令和 4(2022)	15 名	4 名	26.6%
令和 5(2023)	15 名	2 名	13.3%
令和 6(2024)	5 名	3 名	60.0%

【博士課程】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
令和 2(2020)	7 名	0 名	0%
令和 3(2021)	7 名	0 名	0%
令和 4(2022)	7 名	4 名	57.1%
令和 5(2023)	7 名	0 名	0%
令和 6(2024)	2 名	3 名	150.0%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部と大学院は、教育目的を踏まえて適切にアドミッション・ポリシーを策定し、受験生をはじめ内外への周知を図っている。また、入学者の受け入れは、面接、書類審査などによりアドミッション・ポリシーに沿って行われている。学部の入学者数は 18 歳人口の減少とともに漸減しているため、定員充足率をあげる募集戦略が課題である。

今後は、時代の要請を踏まえてアドミッション・ポリシーの見直しを定期的を実施していくと同時に、18 歳人口の減少を踏まえて、各種媒体を通してその周知を一層進めていく。

また、アドミッション・ポリシーに沿った選抜は、面接、書類審査の方法を見直しながらより適切に行われるよう工夫を重ねる。加えて、一般選抜では教科目追加の検討を図る。

入学者数の確保については、入学センターを中心にオープンキャンパスの充実、ブランド発信力の強化、大学ホームページのリニューアル（令和 5(2023)年 4 月実施）などの広報活動の強化と各教育組織の教育内容の充実により、適切な数の維持を図る。

令和 7(2025)年度入試は、新学習指導要領に対応した新たな科目名等での入試を実施し、実施内容について、高校新 3 年生に向けて説明をしていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 GUIDE BOOK2025（大学・大学院）

【資料 2-1-2】 白梅学園大学入学試験要項、白梅学園大学大学院入学試験要項

【資料 2-1-3】 3 つのポリシー（白梅学園大学ホームページ）

【資料 2-1-4】 3 つのポリシー（白梅学園大学大学院ホームページ）

【資料 2-1-5】 白梅学園大学 入学者選抜規程

【資料 2-1-6】 白梅学園大学 入試制度委員会規程

【資料 2-1-7】 学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、「白梅学園大学教授会規程」に定める教員組織である教務委員会、事務組織では教務課を中心に行っている。委員会には「白梅学園大学教務委員会規程」に基づき職員も参画し、教員と職員が協働する体制を整えている。学修支援は、年度当初(4月)に実施している新年度オリエンテーションの中に組み込まれている、学科・学年別のオリエンテーション、教務課職員による履修登録オリエンテーションで説明や指導を行っている。また、学科長、教務委員、教務課職員で協働し、履修相談の時間も設けている。後期にもオリエンテーションの日を設け、履修相談を行っている。免許・資格取得に係る学外実習の支援に関しては、実習指導センター及び教職教育・研究センターを設置しており、各センターには教員が常駐している。教員の他に事務職員も常駐しており、教員・職員が協働して学生の支援・指導を行っている。【資料 2-2-1~3】

学修支援の1つとして、各学期の中間点(前期:5月下旬、後期:10月下旬)での授業の出欠状況を教務課で集約し、欠席の多い学生については学科長と教務委員に情報を共有し、成績不振につながっていないか学科ごとに確認を行っている。

3年次への進級要件である2年生前期終了の時点で、GPAが1.5未満の学生については、「白梅学園大学子ども学部進級規程」に基づき教務委員及び学科教員が面談をし、進級についての指導を行っている。【資料 2-2-4】

今までも上記に記載した通り、教職協働での学修支援は実施してきたが、令和5(2023)年に「学修支援相談窓口」を設置し、これまで教務委員や学科教員、教務課職員で行っていた学修支援体系を整え学生にわかりやすく周知した。窓口では相談に応じて教員や他部署と共有し、支援や指導内容を検討している。【資料 2-2-5】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(TA)

大学院研究科の教育研究の充実振興及び大学・短期大学の教育の質的向上を図り、かつ大学院研究科生のキャリア形成の一助として、大学院研究科生を教育補佐(TA=ティーチングアシスタントとする)として配置することができるとしている。大学院子ども学研究科の学生によるTA制度を導入しているが、主に夜間に授業を開講しており、社会人学生が多い大学院研究科からの候補者が少なく、活用できていない現状がある。近年の採用は令和3(2021)年度1名である。【資料 2-2-6】

(オフィスアワー制度)

オフィスアワー制度を設けており、その制度を利用し学生が相談できる体制ができてい

る。教員のオフィスアワーは週1回以上設定されており、教務課前の掲示板に掲示して学生に周知している。また、シラバスに担当教員のメールアドレスが記載されており、学生の相談に役立てられている。【資料2-2-7】

(実習支援)

子ども学部においては、教育課程上、免許・資格取得にかかわる実習が重要視されており、その支援、円滑な実習を実施するため実習指導センター及び教職教育・研究センターを設置している。

実習指導センターでは、教育実習（幼稚園）、保育実習、ソーシャルワーク実習、スクールソーシャルワーク実習、介護実習、博物館実習、心理実習について支援をしており、教育実習（幼稚園）、保育実習、ソーシャルワーク実習については、実習講師として助教が常駐している。実習講師は学科の担当教員と連携し、実習の相談や個別指導を行っている。

各学科担当教員、実習指導センター実習講師、実習指導センター事務職員が協働し、実習配属のための実習先への連絡調整、実習前後の健康管理や事前オリエンテーションの調整など、実習にかかわる教育、指導及び関連事務を担い学生の実習実施の支援を行っている。

教職教育・研究センターでは教育実習（小学校）、特別支援学校実習、介護等体験の三つの実習を支援している。2名の実務家教員を特任教授として常時配置するほか、1名の教職支援員を配置している。実務家教員からは実習に向けての心構えから実際の実習のイメージなど具体的な支援を実施している。この支援は、教育実習事前事後指導の指導とリンクさせ効果的に実施している。教職支援員からは、教科教育における知識の確認や定着など個人のニーズに応じて個別の指導に力を入れている。授業の合間に訪れる学生が多く、個別対応した丁寧な指導を実施している。教育実習事前事後指導（小学校）では、さらに2名の専任教員と5名の小学校実習指導員（小学校や中学校校長の退職者を採用している）を加えきめの細かい指導を進めている。教育実習訪問もこの教育実習事前事後指導と同じグループ編成と指導者体制で、実習前訪問（実習全体の連絡調整）・実習中指導訪問（実習中の相談や連絡）・研究授業指導訪問（教科指導や学級経営に関する指導）の学生1名あたり3回の実地の指導を実施している。教育実習事前事後指導（特別支援学校）も小学校と同様に、専任教員3名と1名の特別支援学校実習指導員（特別支援学校教諭経験者を採用している）にて指導を進めている。教職教育・研究センターには、自習スペースや電子黒板等の設備も整えていて教室をイメージしたつくりになっており、教育実習中を想定した授業準備や指導の改善を行っている。その際、教職支援員や専任教員に適宜質問できるようになっている。

教職を目指す学生向けに、教職教育・研究センターが主催する各種講座を開講している。1年生に対しては、教職基礎学力講座（基礎編）、教職基礎学力講座（応用編）を開講している。2年生に対しては、教職受験対策講座A（教職教養）、教職受験対策講座B（小学校全科）を開講している。3年生に対しては、教採直前講座、教職受験対策講座（論作文・面接）を開講している。4年生に対しては、教採受験直前講座（論作文・面接）、教員採用選考面接特訓講座を開講している。また、教職教育・研究センター内にフリースペース、電子黒板、教職関連の図書や教科用図書を整え、支援員や教員に適宜質問できるようになっ

ており、各教科の指導法で実施される模擬授業準備や教員採用試験対策など学修支援体制を整えている。【資料 2-2-8～9】

(障害等のある学生への配慮)

障害学生等支援委員会を設置し、障害等のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な支援の推進を図るとともに、支援に関する部局間調整を行い具体的な合理的配慮の提供内容を決定している。具体的な配慮内容については、所属学科長が学生と面談を行って合意形成書としてまとめ、障害学生等支援委員会で検討した上で確定している。合意形成された授業や試験に関する配慮内容（授業配布資料の文字の大きさや行間の工夫、トイレへの動線を考慮した座席の指定、車いす学生への教室配慮、試験時間の延長や別室受験等）をもとに「配慮願い」を作成し、公平な対応をしてもらえるよう授業担当教員に周知している。これについて合理的配慮の申請が必要と思われる学生には学生課を対応窓口として案内している。【資料 2-2-10～11】

健康生活支援センター学生健康支援室では、障害等のある学生と定期的な保健面談を実施し体調面や日常生活における状態を把握している。心理的サポートが必要な学生には、学生相談室や精神科医相談につなげている。経済的、社会制度利用サポートが必要な場合は学生生活支援室のキャンパスソーシャルワーカーと連携している。上記の健康生活支援センター三室は連携し、学生課と協力しながら学生支援に努めている。【資料 2-2-12】

(中途退学、休学及び留年などへの対応策)

中途退学等の傾向については、学籍を取り扱う学生課において確認をし、教学 IR 室において、入試種別や入学年度別などの集計・分析を行っている。

中途退学、休学者への早期対応として学科会において、学生の動向は報告され、必要に応じて面談を行っている。令和 5(2023)年度より、教務課より各授業科目の出席状況を各期に学科へ報告し、授業を休みがちな学生等の支援を早期より行っていくようにしている。

学科では出席状況の報告を受け、学生の状況を把握、学科教員間での情報交換をし、学生の状況に応じて面談を行っている。面談を通じて欠席が多い原因を調査して指導を行ない、欠席を減らす努力をしている。各学科での対応は、教務委員会で報告、共有している。

【資料 2-2-2】

家庭の事情や進路変更などにより、やむを得ず休学や退学をしなければならない学生については、クラス担任とゼミナール担当教員、学科長などと学生が密に話し合う機会を設け、必要に応じて保証人とも連携をとりながらきめ細やかな対応をしている。学籍異動にあたっては、クラス担任、学科長、ゼミナール担当教員等が学生本人や保証人等とのやり取りや状況についてまとめ、過去の学籍異動状況や対応状況を記載する理由書を記載し、学長へ学籍異動の具申を行っている。【資料 2-2-13～14】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員の協働はおおむねできている。「学修支援相談窓口」の設置から日が浅く、学生に利用してもらいやすくするために広く周知し、更なる学修支援を実施する。また、出

欠状況のデータについても更に活用できるよう、学科からのフィードバック内容を分析するなど教務課との意見を交えながら改善を図っていく。退・休学等の状況については、更にその件数を学科ごとに細分化してまとめるようにして、対応のための情報の共有を促進する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 白梅学園大学 教授会規程

【資料 2-2-2】 白梅学園大学 教務委員会規程

【資料 2-2-3】 2024 年度白梅学園大学オリエンテーション時間割

2024 年度白梅学園大学大学院オリエンテーション時間割

【資料 2-2-4】 白梅学園大学子ども学部進級規程

【資料 2-2-5】 学修支援総合窓口

【資料 2-2-6】 白梅学園大学大学院教育補佐（TA）規程

【資料 2-2-7】 2024 年度オフィスアワーについて

【資料 2-2-8】 2024 年度実習ガイドブック

【資料 2-2-9】 教職教育・研究センター ホームページ

【資料 2-2-10】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程

【資料 2-2-11】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援委員会規程

【資料 2-2-12】 学生ハンドブック 2024

【資料 2-2-13】 学籍異動 理由書

【資料 2-2-14】 2023 年度学籍異動状況のまとめ

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程上での、社会的自立のために特に教養教育課程において「労働と人権」「経済学」「日本国憲法」などを設け、社会に出た際に必要な常識的な教養を身に付けられるように配置している。

また職業的自立に関しては、1年生の各学科にて4月に行う全員参加のオリエンテーションセミナーにおいて卒業生や上級学生から話を聞く機会を持ち、必修科目の「現代子ども学」において多様な職種の方から様々な視点での子ども観や業務の話をする機会を設けている。また各学科において授業内での授業ゲストの招聘による現職者からの話を聞く機会を設けている。授業や3年・4年次の専門ゼミナールにおいて、保育所や幼稚園、福祉施設など進路が想定されている施設に学外授業にて訪問するなど多様な機会において、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。本学では免許・資格取得のための現場（学外）実習を多くの学生が受講しており、現場での体験を通し、職業理解を進めてい

る。

3年・4年次の専門ゼミナールと卒業論文は連動し、学生の研究能力や知識を高める重要な機会である。卒業論文は必修科目であり、3年・4年次の専門ゼミナールにおいて論文の作法や研究デザイン等を学び、自らの研究計画に即して研究を進め、卒業論文執筆並びに提出者全員が学部全体で行う「子ども学会」において、口頭発表・ポスター発表・展示発表のいずれかで卒業研究発表を行っている。

各学科においては下記の通り実施している。

(子ども学科)

1年生の入学直後の4月に実施する全員参加のオリエンテーションセミナーにおいては、卒業生の就職傾向を捉えつつ、幅広く社会で活躍している卒業生を招聘し、話しを聞く機会を毎年設定している。単に、講話を聴講するだけでなく、就職するまでの学生時代のプロセスやそのための学生時代の過ごし方等に関する質疑応答時間を踏まえることにより、各自の未来像に向けたビジョンを考える機会として設定している。また、1・2年次前期終了時における学士力オリエンテーションでは、就学のまとめの段階の学習状況やその学習成果を生かした就職活動中の様子を聴くための上級生とのグループディスカッションやある程度の経験年数を持ってキャリア形成をしてきた卒業生の講話を聞く機会を設定し、より具体的に職業的自立に向けた未来へのビジョンを描く機会としている。

(発達臨床学科)

本学科では、幼稚園教諭、保育士、特別支援学校教諭、公認心理師、小学校教諭（他学科聴講）の免許・資格取得が可能となっている。1年次時点は、まず入学直後の4月に全員参加型のオリエンテーションセミナーを実施し、互いに異なる資格を希望している在校生の先輩を招いての座談会を開催している。将来の資格選択や、在学中のロールモデルとして機能している。また1年次前期の授業、教養基礎演習Ⅰの最終回に個別面接を行い、現時点での資格希望を聞くことで、意識付けを行っている。2年次の教育実習（幼稚園）と保育所実習においては、上級生である3年生の実習発表会に参加する機会を設け、さらに関心事項を質疑応答することで実習のイメージを具体的に固め問題解決に努めている。3年次は公認心理師取得のための心理実習において、大学院合格者の4年生を招き、大学院の受験勉強や心構えなど、質疑応答の場を設けている。上級生の方も講話の機会があることで、自分のもつイメージを具体的にわかりやすく説明する機会となっている。4年次の保育・教職実践演習（幼稚園）では、現場の先生を招き、講演を依頼している。保育士資格取得者の職場は保育所以外にも、児童相談所、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設など多岐にわたっている。そのため、普段は話を聞くことが少ない児童相談所の職員を招き、講話を聞く機会を設けている。同じく4年次の特別支援学校教育実習において、卒業生を招いての講演を1コマ設けている。このように職業選択の機会ならびに職業的自立に関する支援体制を整えている。

(家族・地域支援学科)

本学科では、介護福祉士及び社会福祉士（及びスクールソーシャルワーカー）の国家試

験受験資格取得が可能となっており、概ね入学時にはこれらの資格取得を目指していることから、入学時のオリエンテーションセミナーにおいて、年度ごとに趣向を凝らした地域福祉活動を見学し、現場（主に卒業生）の専門職の方々から、各専門職の社会的意義や活動内容などをうかがう機会を設けている。

3年次になると専門ゼミナールに所属し、この時点で所属するゼミナールの指導教員の専門領域に関心があるものが参集するため、4年生との交流も含めて就職活動への意欲、そのための国家試験や就職採用試験対策への意欲が明確になってくる。ゼミナール活動や卒業研究成果の一部を教員が所属する学会等の公開研究会などで発表する学生が毎年おり、令和5(2023)年度は日本世代間交流学会において2名が活動報告を行った。

合理的配慮を必要とする学生については、指導教員、キャリアサポート課とともに検討し、公務員をはじめ、障害者雇用にも丁寧に対応している。

(大学院)

大学院子ども学研究科では、既に就業中の院生も少なくないが、就職を希望する院生に対しては、学部同様キャリアサポート課が窓口になって、院生の希望に応じて情報提供などの支援を行っている。

また、大学院の教育課程内においても、修士課程修了後のロールモデルを意識した取り組みを行っている。たとえば、地域の子育て支援施設への見学訪問に行ったり、司法領域の心理支援の専門家を招き、家事・少年事件等の現状やそれに対する支援のありようなどについて講義や演習を受けるなど、授業内でのキャリア支援を積極的に行っている。

(キャリア支援)

就職等のキャリア形成支援組織としてキャリアサポート課が、前期、後期の始めにキャリア支援のオリエンテーションを実施し、その後年間を通してキャリアサポートプログラムを実施している。1年次からの自身のキャリア形成を考えられるようにキャリアガイダンスを配置している。**【資料2-3-1】**

具体的には適性検査、就活のマナー講座、公務員の模試・論作文・面接の対策講座、私立園・施設のキャリア支援セミナー、関心のある企業の業界・職種に関する自発的調査、保育福祉の現場で働く卒業生との交流会、企業で働く人との交流会を実施している。また、令和5(2023)年度インターンシップは小平市、国立市、日野市の公務員について、全学科学年の学生にポータルサイトを通じて紹介し、希望者の推薦を行った。インターンシップの内容は、派遣先の市の業務配置により市民協働担当、男女参画担当、コミュニティ担当、学童クラブ担当、図書館担当等で、本学の学びに隣接する業務が中心であり、学生の社会的・職業的自立に関する支援となっている。さらに令和5(2023)年は年間5回、地域連携キャリア啓発プロジェクトを実施し、地域の中で実務体験の機会を提供している。「誰もが暮らしやすい社会をつくるために自分にできること」(5/9 J14講義室)には20名、「灯りまつり」(6/29 I12講義室、8/5小平市あじさい公園)には14名、「特産物で洋菓子を考案し地域を盛り上げよう」(5/8～6/20間 全4回 I13講義室)には34名、「特別支援学校のお祭りで盆踊りを楽しもう」(9/21 J14講義室、10/7東京都立小金井特別支援学校)には7名、「公民館で子ども広場をやろう お正月会」(10/26～1/6間 全4回 J14講義室、

小川西町公民館)には15名、延べ88名の学生が参加している。「特産物で洋菓子を考案し地域を盛り上げよう」では、市内の洋菓子店と連携して開発を行い、販売を行っている。

【資料2-3-2~5】

その他キャリアサポート課として、年間を通じて就職・進学に対する相談・助言を実施している。志望職種別としては企業、公務員、私立保育園・幼稚園・施設、小学校・特別支援学校に区分けてキャリア支援のガイダンスとして実施。進学に関しては、希望者が少ないこともあり、個別対応で相談・支援を実施した。就職・進学ともに、個別相談は予約相談と予約なし相談の両方を受け付けており、学生が気軽に相談しやすい体制になっている。

キャリアサポート課の事業は、学長補佐（学生支援）と学生委員会へ報告して、教職協働の体制による支援を行っている。

これらの結果として、令和5(2023)年度卒業生の進路状況は下記の「進路決定状況 統計表(2023年度)」の通りほぼ100%となっており、キャリアサポート支援としては進路先決定届にて、就職状況と就職決定における満足度調査を実施している。満足度は満足78%、やや満足15%で、この2つを合わせた満足の合計は93%で、ほとんどの学生が、学習成果を就活実績にもつなげており、キャリア形成にも活かしているといえる。【資料2-3-6~7】

進路決定状況 統計表 (2023年度)

2024.5.1 現在
キャリアサポート課 作成

●白梅学園大学 子ども学部子ども学科 (9月卒含む)

※一時的除く

学科	卒業 者数 A	希望 進路	就 職							前年度 同月 内定率		
			種別	希望者 B	決定者数			内定・ 決定率 D=(D+E)/B *100	内定・ 決定率 ※ E=(D+E)/B *100			
					無期雇用 正規採用 C	有期雇用 非正規 D	一時的 E					
子ども 学科	154	就 職	公務	行政・一般職	2	2	2			100.0	100.0	-
				福祉職	6	6	6			100.0	100.0	100.0
				小計	8	8	8	0	0	100.0	100.0	100.0
			保・幼	公立保育園	42	42	41	1	0	100.0	100.0	100.0
				私立保育園	41	41	40	0	1	100.0	97.6	100.0
				公立幼稚園	0	0	0			-	-	100.0
				私立幼稚園	10	10	9	1		100.0	100.0	100.0
				私立認定こども園	3	3	2	1		100.0	100.0	100.0
					小計	96	96	92	3	1	100.0	99.0
			施設	公立施設	1	1	1			100.0	100.0	100.0
				準公立施設	1	1	1			100.0	100.0	-
				私立施設	15	15	13	1	1	100.0	93.3	100.0
					小計	17	17	15	1	1	100.0	94.1
			小学	公立小学校	17	17	15	2		100.0	100.0	100.0
				公立特別支援学校	1	1	1			100.0	100.0	-
					小計	18	18	16	2	0	100.0	100.0
			企業	11	11	8	0	3	100.0	72.7	93.8	
				就職希望者 計	150	150	139	6	5	100.0	96.7	99.3
				進 学	0	0				-		100.0
			希望なし	4	4				100.0			
	未定・未提出	0	0				-					

白梅学園大学

●白梅学園大学 子ども学部発達臨床学科

※一時的除く

学科	卒業 者数 A	希望 進路	就職							前年度 同月 内定率		
			種別	希望者 B	決定者数			内定・ 決定率 G=B/D*100	内定・ 決定率 ※ G=(D+E)/B *100			
					C=D+E+F	無期雇用 正規採用 D	有期雇用 非正規 E				一時的 F	
発達臨床 学科	51	就職	公務	行政・一般職	0	0	0			-	-	100.0
			公務	福祉職	1	1	1			100.0	100.0	100.0
				小計	1	1	1	0	0	100.0	100.0	100.0
			保・幼	公立保育園	10	10	10			100.0	100.0	100.0
				私立保育園	11	11	10		1	100.0	90.9	100.0
				公立幼稚園	0	0	0			-	-	-
				私立幼稚園	2	2	2			100.0	100.0	100.0
				私立認定こども園	0	0	0			-	-	100.0
				小計	23	23	22	0	1	100.0	95.7	100.0
			施設	公立施設	5	5	5			100.0	100.0	100.0
				準公立施設	0	0	0			-	-	-
				私立施設	4	4	4			100.0	100.0	100.0
				小計	9	9	9	0	0	100.0	100.0	100.0
			小学	公立小学校	5	5	4	1		100.0	100.0	100.0
				公立特別支援学校	2	2	2			100.0	100.0	100.0
				小計	7	7	6	1	0	100.0	100.0	100.0
企業		5	5	3	1	1	100.0	80.0	100.0			
	就職希望者 計	45	45	41	2	2	100.0	95.6	100.0			
	進学	3	3				100.0		100.0			
	希望なし	3	3				-	-	-			
	未定・未提出	0	0				-	-	-			

●白梅学園大学 子ども学部家族・地域支援学科（9月卒含む）

※一時的除く

学科	卒業 者数 A	希望 進路	就職							前年度 同月 内定率		
			種別	希望者 B	決定者数			内定・ 決定率 G=B/D*100	内定・ 決定率 ※ G=(D+E)/B *100			
					C=D+E+F	無期雇用 正規採用 D	有期雇用 非正規 E				一時的 F	
家族・ 地域支援 学科	41	就職	公務	行政・一般職	0	0				-	-	-
			公務	福祉職	3	3	2	1	0	100.0	100.0	100.0
				小計	3	3	2	1	0	100.0	100.0	100.0
			保	公立保育園	0	0				-	-	-
				私立保育園	1	1	1			0.0	0.0	-
				小計	1	1	1	0	0	-	-	-
			施設	公立施設	2	2	2			100.0	100.0	100.0
				準公立施設	0	0				-	-	-
				私立施設	24	22	21	0	1	91.7	87.5	100.0
				小計	26	24	23	0	1	92.3	88.5	100.0
			小学	公立小学校	1	1	1			100.0	100.0	100.0
			企業		7	7	6		1	100.0	85.7	100.0
				就職希望者 計	38	36	33	1	2	94.7	89.5	100.0
	進学	0	0				-	-	-			
	希望なし	3	3				100.0		-			
	未定・未提出	0	0				-	-	-			

※法務教官の職種→福祉職

(リカレント教育との連動)

子ども学研究所等の学内組織において、現職者を中心としたリカレント教育の一環として各種の公開講座を行っている。このような公開講座は、一部を除いて本学の学生、大学院生は無料で参加することができる。こうしたことは、大学で学びディプロマ取得・資格付与後のキャリアイメージとも連動し、キャリア形成支援の一助になっている。【資料 2-3-8】

現職者を中心としたリカレント教育の一環として令和 5(2023)年度開講した講座は以下の通りである。

○第 27 回白梅保育セミナー

毎年冬の時期に、保育現場における関連法令の改定など最新情報や、先進的な事例を紹介する講座を保育の現職者を対象に行っている。本学の卒業生の多くが保育現場に就職することもあり、リカレント教育の 1 つとして位置づけている。

第 27 回白梅保育セミナーでは「幼保小の架け橋プログラム」をテーマに、令和 5 年(2023)2 月に文部科学省にて取りまとめられた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」を受けて開催。保育所や教育現場の卒業生も参加をし、幼児教育と小学校教育の接続のあり方について、講義、パネルディスカッション及び分科会にて学びを深めた。

○第 21 回 白梅介護福祉セミナー2023

白梅介護福祉セミナー2023 では、「多様なニーズと最先端のケア」をテーマに、児童発達支援事業所における医療的ケア児への支援、特別養護老人ホームでの ICT 活用等についての実践報告が卒業生より行われた。学園祭企画としても位置づけられ、在校生との参加交流の機会でもあった。

○家族・地域支援セミナー2023

家族・地域支援セミナー2023 では、『子ども学』第 11 号の特集 3「ヤングケアラー」での論考をもとに福祉現場の現職者や福祉に携わる関係者に向けた研修が行われ、生きづらさを抱えるヤングケアラーの現状と社会的支援のあり方を、子どもの権利擁護の観点から学ぶ機会となった。

○支援者のための研修会

発達・教育相談室主催による、子どもの発達・教育支援にかかわる支援者に向けて、現場での課題や制度、他機関連携など毎年テーマを絞り開催をしている。保育所や教育現場、児童福祉等の現場に就職した卒業生も参加をしている。令和 5(2023)年度は、「DCD (発達性協調運動障害)・不器用な子どもの支援を考える」と題して、DCD の実態、課題、支援の在り方や、子どもたちが運動を楽しむことの意義を受講者とともに考える研修となった。

以下はリカレント教育の一環として近年実施した公開講座である。

○小学校・特別支援教育フォーラム 2022

教職教育・研究センター主催による、小学校、特別支援学校現場での課題や、実践内容を紹介する講座を開催している。小学校・特別支援教育フォーラム 2022 では、「下手くそやけどなんとか生きてるねんー薬物・アルコール依存症からリカバリーした当事者が振り返る小学校・中学校時代と先生たち」と題して、依存症の方々への生活訓練事業に携わっている生活支援員をお招きし、支援の在り方や精神科医療における課題等を学び、いまあるべき学校教育の姿を考えるものとなった。

○発達臨床心理セミナー2022

発達臨床心理セミナー2022 では「ロボット・子ども・発達支援～ロボット活用の最前線～」と題して、日本を代表するロボット研究者2名より、ロボットの発達支援への活用や子どもとロボットが共生し合うくらしについて、幼児教育に携わる現職者に向けた研修が行われ、子どもの発達支援におけるテクノロジーの活用や発展について学ぶ機会となった。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援体制のさらなる充実に向けて、職員の情報収集能力及び相談技術向上に取り組む。またキャリアコンサルタントの国家資格を有するキャリアサポート専門員の活用により、多様な学生に対して柔軟に対応できるよう体制の強化を図る。さらに地域社会の中で自ら取り組む活動である地域連携キャリアサポートプロジェクトの充実を通して、学生のコンピテンシー向上に向けた支援を実現する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 2024 年度 キャリアガイドブック

【資料 2-3-2】 2023 年度ボランティア&地域連携プロジェクト登録説明会

【資料 2-3-3】 地域連携プロジェクト A の実施について（申込制）

【資料 2-3-4】 ボランティア保険加入の手順

【資料 2-3-5】 ボランティア保険のご案内(東京都社会福祉協議会)2024

【資料 2-3-6】 進路先決定（内定）届

【資料 2-3-7】 2023 年度（令和 5 年度）白梅学園大学・白梅学園短期大学卒業生の進路状況

【資料 2-3-8】 公開講座チラシ

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス・厚生補導に当たっては、学生委員会を組織し毎月会議を実施し諸課題に迅速・丁寧に対応している。また障害学生等支援委員会を置き、障害等のある学生に対す

る支援を行っている。

また大学院子ども学研究科においても、子どもとかかわる現職者等が学びと両立できるように、さまざまな制度による支援の取り組みを行っている。

まず、修士課程では社会人入試を行い、職業経験、社会的実践活動、実務経験などを有する人に学びの機会を広げ、入学後も、仕事や日々の生活との両立を図るために長期履修学生制度を設けて勉学への制約に配慮している。

また、修士課程、博士課程共に、大学院の授業は原則として平日時限の夜間開講としている。さらにコロナ禍を経て、遠隔からのオンライン受講を可能とし、夜間開講という特徴と併せて、社会人学生の学びやすい環境を提供している。さらに、博士課程では再入学への柔軟な対応をとることで、より専門性の高い研究者の育成を図っている。

奨学金については日本学生支援機構等学外団体の奨学金制度の紹介と共に学園独自の奨学金として、学習意欲が高く経済的事由により修学に困難を抱える者に対して学納金の一部を給付し、修学を援助することを目的とする白梅給付奨学金（令和5(2023)年度実績15名）、学業優秀な学生を特待生として選考し、本学の教育目的に根ざした人材の育成に寄与することを目的とする白梅特待生奨学金（同6名）を実施している。【資料2-4-1～7】【表2-4-1】

【表 2-4-1】 主な募集奨学金の種類と内容

奨学金種類	募集人数 (学校割当内示数)	金額	貸与/給付 別	対象者
白梅学園大学・短期大学給付奨学金	1年生13人 2年生7人 3,4年生5人 (合計30人)	年額300,000円	給付	全学科 全学年
白梅学園大学・短期大学特待生奨学金	大学1種1名 大学2種3名 短期大学1種1名 短期大学2種1名	1種(学業優秀者) 大学750,000円 短期大学680,000円 2種(1種に準じた者) 大学375,000円 短期大学340,000円	給付	採用は 新入生 のみ
東京都保育士修学資金	適格者	月額50,000円以内 (総額120万円以内)	貸与(無利子) 指定施設5年勤務で返還免除	子ども 学科 発達臨 床学科 保育科 全学年

白梅学園大学

東京都介護福祉士等修学資金	適格者	月額 50,000 円以内	貸与（無利子） 指定施設 5 年勤務で返還免除	家族・地域支援学科 全学年
日本学生支援機構 給付奨学金（大学・短大）	適格者	自宅通学 第 1 区分 38,300 円 第 2 区分 25,600 円 第 3 区分 12,800 円 自宅外通学 第 1 区分 75,800 円 第 2 区分 50,600 円 第 3 区分 25,300 円	給付	全学科 全学年
日本学生支援機構 第一種奨学金（大学・短大）	適格者	大学 自宅：月額 20,000、30,000、45,000 自宅外：月額 20,000、30,000、40,000、51,000 短期大学 自宅：月額 20,000、30,000、40,000、53,000 自宅外：月額 20,000、30,000、40,000、50,000、60,000	貸与（無利子）	全学科 全学年
日本学生支援機構 第一種奨学金（大学院）	適格者	修士課程相当：月額 50,000、88,000 博士課程相当：月額 80,000、122,000		大学院
日本学生支援機構 第二種奨学金（大学・短大）	適格者	月額 20,000 円～120,000 円（10,000 円刻み）	貸与（有利子）	全学科 全学年
日本学生支援機構 第二種奨学金（大学院）	適格者	月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、 130,000 円または 150,000 円		大学院

大学院の修士課程においては、教育訓練給付金一般教育訓練講座に指定申請を行っており、社会人の支援につなげている。

学生の課外活動への支援としては、学生会を通じてクラブ活動・同好会活動の支援を行っている。クラブ・同好会は専任教員が顧問として就任し、支援や指導を行っている。令

和5(2023)年度のクラブ・同好会は、18団体あり、623名の学生が参加している。【資料2-4-8】

日常的な学生生活に関しては、学生会にて、特に学生生活に不安を抱えている入学式後に新入生に対して学生会オリエンテーションへの参加を促し、クラブや同好会の紹介を通して課外活動に興味を持たせ、いち早く学生生活に溶け込みやすくする場を用意している。またキャリアサポート課では、ボランティアの紹介を行っている。一定期間継続して行えるボランティア活動では、小学校ボランティアがあり、小平市内および近郊市7校で新規・継続して活動している。また、短期間のボランティアを紹介する仕組み（ちょこっとボランティア）もあり、計20件に学生が参加した。ボランティア先との仲介を行うためボランティア情報の発信や、不測の事故等への対応のためボランティア保険の申請も併せて行っている（令和5(2023)年度 319名 登録）。

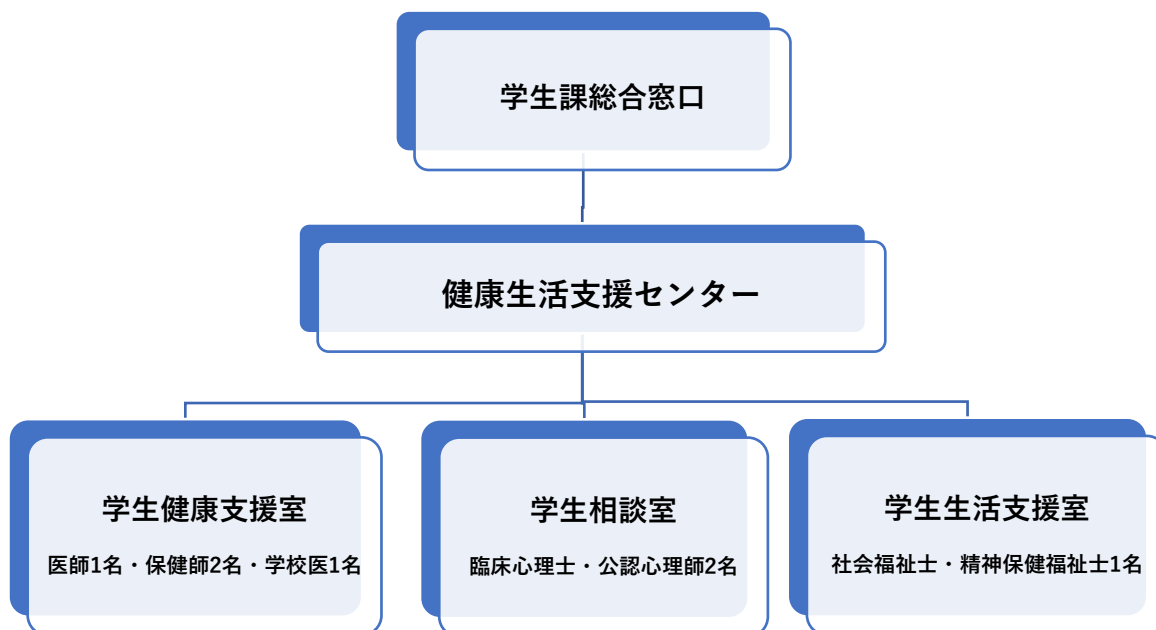
2023年度 課外活動一覧表

< 学生課 2023.11 >

No.	サークル名称	活動日(予定日)	登録人数	短大		大学													
				保1	保2	子1	子2	子3	子4	発1	発2	発3	発4	家後1	家後2	家後3	家後4		
1	野球サークル	火・13:00～15:00(三棟4階課外活動室A)	22	0	0	0	1	5	2	0	0	1	0	0	0	0	11	2	
2	ダンスサークル	月・16:10～20:00(J棟文化創造ホール) 水・金・16:10～20:00(J棟文化創造ホール)	37	2	4	7	10	5	4	0	1	0	1	0	1	2	0	0	
3	フォークダンス部	土・13:00～17:00(J棟文化創造ホール)	7	0	0	2	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	
4	バスケットボールサークル	水・16:00～20:00(第一大体育館全面) 土・13:00～17:00(第一大体育館全面)	40	2	5	2	4	5	0	6	5	3	0	0	2	6	0	0	
5	バドミントンサークル	火・14:40～20:00(第一大体育館B) 水・14:40～20:00(第一大体育館B)	70	2	3	20	16	7	1	3	7	2	1	7	0	0	1	0	
6	バレーボールサークル	火・16:00～20:00(第一大体育館A) 水・16:00～20:00(第一大体育館A)	86	2	2	27	17	10	7	5	1	0	2	5	2	1	5	0	
7	アカベラサークル	月・火・水・金・10:00～20:00 (E棟4階課外活動室Bスタジオ・センター)	21	0	1	1	0	5	8	0	0	0	2	0	3	1	0	0	
8	軽音楽部	月・火・水・木・金・9:00～20:00(課外活動室C) 土・9:00～17:00(課外活動室C)	25	1	4	2	1	0	5	2	4	0	0	0	0	1	5	0	
9	子どもの虐待防止ネットワーク白梅	木・金・10:40～12:10(B21講義室)	10	0	0	2	0	3	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	
10	自然研究同好会	月・17:50～20:00 火・16:20～17:20 水・16:20～17:50 (B棟3階標本資料室)	16	0	11	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	
11	手話サークル	月・金10:00～10:30(E棟4階活動室A) 水10:40～11:40(B43講義室)	28	0	2	9	2	0	0	4	0	6	0	5	0	0	0	0	
12	小学校教育研究サークル	火・16:20～17:50(第一大体育館B)	11	0	0	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	漫画・GAMEサークル	月～金10:40～18:00 (E棟4階課外活動室A)	17	1	7	0	1	0	0	2	1	0	0	5	0	0	0	0	
14	卓球サークル	木10:40～17:50(J棟文化創造ホール)	7	0	0	0	0	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
15	テニスサークル	水9:00～18:00(白梅前オムニコート)	14	0	0	0	0	12	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	フットサルサークル	月・金16:20～20:00(第一大体育館A・B)	43	0	4	0	5	7	13	0	3	1	1	0	1	6	2	0	
17	白梅子育て広場	月・9:00～20:00 土・9:00～17:00 (F11講義室)	160	16	7	36	27	29	10	19	4	4	0	5	1	0	2	0	
18	生協学生委員会	月・12:10～13:00(生協学生委員会室)	9	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	
課外活動参加人数のべ)			623	10	39	79	53	49	28	24	23	14	10	22	9	23	14	0	
課外活動参加率			54.8%	11.8%	41.1%	55.6%	39.0%	32.0%	18.2%	53.3%	45.1%	26.9%	15.9%	59.5%	19.6%	54.8%	38.9%	0%	
在籍人数(大学院除く)			1,137	85	95	142	136	153	154	45	51	52	63	37	46	42	36	0	

学生生活安定化のための、学生の心身にかかわる支援として、健康生活支援センターは、学生健康支援室、学生相談室、学生生活支援室で構成している。【資料2-4-9～10】【図2-4-1】

【図 2-4-1】 学生の心身にかかわる支援窓口体制



各室に学生を支援するための免許・資格を保持する専門員を配置している。

学生健康支援室は、センター長である医師 1 名（教員）及び保健師 2 名が在籍、また校医を 1 名委嘱しており、健康相談、健康教育を定期的実施している。令和 5(2023)年度の学生健康支援室の総利用件数が 3,155 件(短大含む)、うち簡易な問い合わせ等を除く、実際的な利用をした大学生の利用は 469 人であった。毎年、健康診断時に全学生を対象とした保健師面談を実施し、学生生活の困り感や体調確認の機会を設けている。また、栄養士による栄養相談、婦人科医による婦人科相談を年 2 回ずつ開催している。毎年後期オリエンテーションでは外部講師を呼び講演会を実施している。令和 5(2023)年は 1 年生を対象に「知ったつもりになっていない？性と生～wellbeing を求めて～」を実施した。その他健康支援の一環として禁煙支援を行い、2 名が禁煙チャレンジに成功した。【資料 2-4-11】【表 2-4-2】

【表 2-4-2】 学生健康支援室 学生利用内訳（2023 年度）

	大学	短大	大学院	合計
健康相談/保健指導	305 (318)	59(72)	3(7)	367 (397)
体調不良	98 (98)	31(12)	0(1)	129 (111)
心理	38 (67)	19(2)	0(0)	57 (72)
怪我の処置	28 (22)	19(2)	0(0)	47 (24)
合計	469 (505)	128(91)	3(8)	600 (604)

※延べ利用者数、() 内は令和 4(2022)年度。

学生相談室は臨床心理士・公認心理師 2 名を配置しており、より充実した学校生活を送れるように、個別相談はもちろん、気軽に来室できるような時間を設けている。総利用件数は、大学、大学院では 686 件、利用学生数は 65 人であった。毎年のオリエンテーション

でも相談の周知をしている。必要に応じて、相談員と学科の教員等が協力し学外機関との連携を図りながら心理的なサポートを行っている。コロナ禍より、学生の希望に応じて対面での面談だけではなく、オンライン、電話での面談などにも応じている。また卒業生や退学者に対しても、一定期間は継続して相談に応じている。

平成 22(2010)年度より、精神科医相談日を設けており、令和 5(2023)年度も 6 回実施した。精神科受診に抵抗が強い学生も多く、大学内で専門の医師に直接相談を受けられることやカウンセラーが精神医学的評価を相談できることは学生の心の支援において大きく役立つ制度となっている。【資料 2-4-12】【表 2-4-3】

【表 2-4-3】 学生相談室利用状況 (2023 年度)

	人数	件数
大学	64 人	681 件
短大	5 人	27 件
大学院	1 人	5 件
合計	70 人	713 件

※「人数」は利用者数、「件数」は延べ利用件数。

学生生活支援室には、社会福祉士及び精神保健士資格を保持するキャンパスソーシャルワーカーが相談に応じ、生活全般の困りごとを改善するための相談の受付、生活支援のための外部機関との連携や機関の制度紹介をするなどのサポートをしている。面談方法も学生の希望によりオンライン (Zoom) での面談にも対応している。令和 5(2023)年度の大学・大学院・短期大学の総利用件数は 384 件、利用学生数は 37 人 (所属不明除く) であった。相談内容は「学生生活」にすることが最も多く 44 件、「修学・学籍」26 件、「学外生活」23 件、「経済面」19 件、「進路・就職」19 件、「家族・課程」18 件、「恋愛・性」9 件、「対人関係」7 件、「心身の不調」7 件、「ハラスメント」1 件であった。教職員との連携は 147 件であり、学生支援に繋げている。月 1 回、学内で実施しているフードパントリーにも相談員が参加し、積極的に支援を行っている。【資料 2-4-13~14】【表 2-4-4】

【表 2-4-4】 学生生活支援室利用状況 (2023 年度)

期間	大学	短大	大学院	所属不明	合計
2023 年度	31	5	1	5	42

※対応学生数 (実人数)。

月 1 回の三室会議 (学生健康支援室・学生相談室・学生生活支援室)、健康生活支援センター運営委員会ではセンター長、三室の専門員に加え、学生委員会委員長、学生課長が参加しており、多種職と連携を図りながら学生支援をしている。

また学生より、人権侵害やハラスメントを受けた、見聞きした場合の相談窓口として各

学科教員1名と学生対応を行う専任事務職員より3名を相談員として指名している。その相談の調査及び解決方法の検討機関として学生人権擁護委員会を設置しており、適正・公正な解決が図られるように支援している。【資料2-4-15】

このことは毎年4月のオリエンテーションにおいてハラスメント防止ガイドラインとしてリーフレットを配布し、新入生に関しては学生人権擁護ガイドラインを配布の上、オリエンテーション時に周知している。【資料2-4-16】

上記のことから、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、学生の心身、生活等の相談窓口を多面的に備え、学生サービスを適切に行っている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生課の窓口機能だけでなく、学生相談室、学生生活支援室、学生健康支援室の3室と学生課が連携をとって心と健康と生活に課題をかかえる学生についての対応を進めている。毎年健康診断時に回収している健康調査票や保健師面接により、早期介入が必要な学生を把握している。本人の困り感に寄り添い、情報提供や必要な専門職へつなげている。引き続き、多職種で協働しながら丁寧な支援を心がけていきたい。学生アンケート等も通じて学生ニーズを把握し、安心できるサービスを提供する。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-4-1】白梅学園大学 学生委員会規程
- 【資料2-4-2】白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援委員会規程
- 【資料2-4-3】白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程
- 【資料2-4-4】2024年度 奨学金案内
- 【資料2-4-5】白梅学園大学・白梅学園短期大学 給付奨学金規程
- 【資料2-4-6】白梅学園大学・白梅学園短期大学 特待生奨学金規程
- 【資料2-4-7】2023年度 奨学金 報告資料
- 【資料2-4-8】白梅学園大学・白梅学園短期大学 課外活動に関する規程
- 【資料2-4-9】白梅学園大学・白梅学園短期大学健康生活支援センター規程
- 【資料2-4-10】学生ハンドブック 2024
- 【資料2-4-11】2023年度 健康生活支援センター 学生健康支援室 報告書
- 【資料2-4-12】健康生活支援センター 学生相談室 2023年度 活動報告書
- 【資料2-4-13】2023年度 健康生活支援センター 学生生活支援室 報告書
- 【資料2-4-14】学生生活支援室（CSW）2023年度対応状況報告
- 【資料2-4-15】学生人権擁護ガイドライン～人権が尊重されるために～
- 【資料2-4-16】白梅学園大学・白梅学園短期大学ハラスメント防止ガイドライン

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

（校地、校舎の就学環境の整備等）

本学のキャンパスは東京都小平市小川町の一敷地のみである。校舎は法人事務局のある A 棟を含め B 棟、E 棟、F 棟、I 棟及び、J 棟の 6 棟の主要建物から構成されている。**【資料 2-5-1】**

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設設備については、必要に応じて適切な整備を行うとともに、法令で定められた点検や届出、報告を行っている。

また、旧耐震の校舎については、平成 24(2012)年度より順次、耐震診断の実施、耐震補強工事を実施した。体育館については、特定天井の張り替えやスピーカーの脱落防止措置を行った。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、「耐震化率 100%」である。**【資料 2-5-2】**

全ての施設は短期大学との共用施設となっている。大学設置基準では、校地は学生定員に対して 1 名当たり 10 m²、校舎は設置基準の別表第三の規定値とされている。本学の設置基準面積は、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、校地面積 10,240 m²・校舎面積 5,689.32 m²である。短期大学と共用（校地・校舎）として、校地 16,677 m²・校舎 15,501.99 m²を有しており、設置基準の規定を十分に満たしている。運動場も短期大学と共用ではあるが、敷地内にテニスコート・多目的コート（1,770 m²）と体育館（1,179.45 m²）がある。設置基準の規定を満たしている。

学内には図書館、情報処理施設、小児保健実習室、栄養実習室、造形室、音楽室、介護実習室、入浴実習室、理科室などの実技のための実習施設や、附属幼稚園を有している。

階段下や廊下の突き当りなどのデッドスペースを活用してソファや椅子、テーブルを置き、休息や簡易な作業・学修スペースとして学生の居場所を設けている。令和 5(2023)年度途中からは、新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けが 5 類に移行したことを受け、使用制限を緩和し、多くの学生が利用している。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、密を回避できるよう一部の講義室では面積を広げる改修を行った。さらに、オンライン・オンデマンド授業に対応できるように ICT 機器の整備を行うなど、必要に応じた改修を行っている。

（運営・管理）

各地での震災等の災害を契機に施設の安全については、構成員の関心事となった。本学では、主に使用する A 棟（昭和 39(1964)年）、B 棟（同）、第一大体育館（昭和 41(1966)年）及び、E 棟（昭和 51(1976)年）等は、昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準の建築物であったため、平成 24(2012)年から平成 29(2017)年までの期間で耐震補強の実施、それに合わせて、第一大体育館では、天井の張替え、その他構造上の安全向上の改修工事を実施し、耐震状況は 100%である。

設備保守についても、建築基準法における定期点検や外壁の診断、保守点検また、消防

法、ビル管法等で定められた点検、修繕更新、日常の清掃などを実施している。

(図書館)

図書館は、E棟1階及び地下1階に位置し、専有延床面積883㎡を有している。(図書館分室等を含むと954.91㎡である)。蔵書数は185,130冊である(令和6(2024)年5月1日現在)。1階を入口とし、カウンターを配置。4つのブース11席を持つ27㎡の視聴覚室と、資料検索用のパソコン6台(うち2台は地下1階に設置)、プリンタ1台、コピー機2台(学生用・教職員用各1台)を設置している。閲覧座席数は1階71席、地下1階24席の計95席である。図書館の運営は「白梅学園大学・短期大学図書館規程」に基づき組織体制・運営を定めている。**【資料2-5-3~5】**

「白梅学園大学 学術情報委員会規程」に基づき図書館の重要な事項は、教授会委員会の一つである学術情報委員会に諮り、検討の上、決定している。日々の業務運営にあたっては、館長と職員による打合せを月1回程度行い、情報共有と方針決定を行っている。**【資料2-5-6】**

(情報関係施設)

主にF棟に施設を集中させ、第1、第2コンピュータ室(F棟3階)にはそれぞれパソコンを54台ずつ計108台、モノクロプリンタをそれぞれ2台ずつ計4台、カラープリンタをそれぞれ1台ずつ計2台設置、F39学習室(F棟3階)にはパソコンを14台、モノクロプリンタを1台、カラープリンタを1台設置しており、授業内外で活用されている。F39学習室には可動式のイスや机、ホワイトボードも設置し、グループワークや演習などを行いやすい環境を整えている他、自動貸出ロッカーにパソコンを22台配備し、学生はその貸出パソコンを学内で自由に利用することができる。各室のプリンタは大学設置のパソコンからのみ利用できるものであったが、F39学習室のプリンタについては令和5(2023)年度より持込のパソコンやスマートフォンからの印刷も可能となり、学生の利便性が向上させている。

学生向けの無線LANは廊下や体育館等も含め屋内全フロアから利用でき、自由にインターネット接続ができる環境を整えている。

大学院の合同研究室は修士課程、博士課程で別々にあり、修士合同研究室にはパソコンを5台、モノクロプリンタを1台、カラープリンタを1台、博士合同研究室にはパソコンを3台、モノクロプリンタを1台、カラープリンタを1台設置しており、大学院生は自由に利用することができる。また、必要に応じて第1、第2コンピュータ室やF39学習室のパソコンやプリンタを利用することも可能である。大学院専用の貸出パソコンが7台あり、日を跨いでの貸出を認められ柔軟に活用されている。

これら情報処理施設の管理及び利用支援は情報処理センター(センター長(教員)1名、職員2名)にて対応しており、組織・運営は「白梅学園大学・短期大学情報処理センター規程」に定めている。

マニュアルの提供や問い合わせ応答、システム監視等を日々行っている。また、問い合わせフォームをホームページに設置することで、学生がどこからでも問い合わせできる環境を整えている。**【資料2-5-7~8】**

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(実習施設)

実習施設は、幼稚園教諭養成課程・保育士養成課程・小学校教諭養成課程・介護福祉士養成課程における実習室（小児保健実習室、栄養実習室、造形室（第一・第二）、音楽室、介護実習室、入浴実習室、理科室）を備えており、各養成課程の学修環境として整備し、活用されている。また、音楽室の他にピアノ室 16 室を配置し、授業以外での自主学習の場所として利用されている。

子ども学部として、学部共通教養科目等において実習施設は体育（「スポーツと健康」）において体育館及び文化創造ホールを使用し、情報処理において第 1、2 コンピュータ室を使用している。

子ども学部子ども学科及び発達臨床学科では、「子どもの保健と安全」「乳児保育」等において小児保健実習室、「子どもの食と安全」等で栄養実習室、「保育内容表現」「保育技術演習」等において造形室、音楽室、ピアノ室、「保育内容環境」「理科（子ども学科のみ）」等において理科室、「小学校体育（子ども学科のみ）」「保育内容表現」等において体育館や文化創造ホールを主に使用している。そのほかの科目にも教授内容に則して、講義室以外の実習施設を有効に利用しながら活発に活用されている。

子ども学部家族・地域支援学科の介護福祉士養成指定科目において、介護実習室、入浴実習室を使用している。家族・地域支援学科以外にも子ども学科、発達臨床学科にて施設実習指導の際に車いす等の使用方法を学ぶため活用されている。

教職教育・研究センターでは、電子黒板が設置されており、F39 学習室では上記 2-5-①の通り貸出用パソコンなど設置されており、学生のアクティブラーニングのための実習施設としても、教育課程内外で活用されている。

(図書館)

図書館は、185,130 冊（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）の蔵書を有しており、本学の教育・研究活動の専門分野である保育・教育学、心理学、社会福祉学に関する専門図書を中心に蔵書を構成している。教育活動と連動して、専門分野以外の一般図書や入門書、新書については幅広い分野の選書に努め、教養教育の充実の一助となっている。また、教員を目指す学生に向けての検定教科書や、保育者を目指す学生にとって必要不可欠な絵本、紙芝居についても積極的に所蔵している。なかでも絵本の所蔵数は 13,000 冊を超えており、授業や実習などで頻繁に活用されている。企画・展示関連では、絵本を取り扱うゼミナールとのコラボ企画による絵本展示、「社会的養護」の授業内で学生が制作した手作り絵本の展示を行った。また、『大きい 1 年生と小さな 2 年生』や『おいしいのぼうけん』でも知られる日本の代表的な児童文学作家・古田足日（ふるたたるひ）氏のご遺族から寄贈された児童書の一部を、図書館の蔵書として受入・整理を進めて所蔵公開・図書館利用を可能にし、『全集 古田足日子どもの本』をはじめとする古田氏の著作、古田作品の創出にかかわった方や古田氏を囲む古田足日児童文学塾のメンバーであった方々の著作等の関連書籍を【古田足日氏コーナー】として展示している。【資料 2-5-5】【資料 2-5-9】

これらの蔵書は全てシステム登録され、ウェブページ上の OPAC で検索が可能となっている。館内では、利用者が手に取りやすいよう配架にも工夫を凝らし、本学教員による著

書の紹介コーナーを設けたり、絵本を取り扱うゼミナールに所属する学生によって選定された絵本をポップ付きで展示、紹介している。また、研究室図書として各教員の研究室に配架している資料もあるが、これらも一括してデータ管理しており、一元的な情報提供が可能となっている。

学術情報資料としては学術雑誌や電子ジャーナル、新聞データベースや百科事典系のデータベースの契約に加え、海外データベースの契約を行い、利便性の向上と学術情報の提供に努めている。また、国立情報学研究所による NACSIS-CAT/ILL (目録所在情報サービス) の参加館として登録しており、スムーズな文献複写サービスや現物貸借サービスの提供を行っている。【資料 2-5-10】

開館状況について、日数は週当たり 6 日の開館日数を確保している。開館時間は平日午前 9 時から午後 7 時まで (学部生)、大学院生・教員向けに午後 8 時 30 分まで開館している。土曜日は午前 9 時から午後 2 時まで開館している。開館時間は利用状況・ニーズの把握・分析を行ったうえで設定しており、利用者の必要性に十分こたえている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-11】

さらに、近年のオープンアクセス・オープンサイエンスの流れの中で、本学の研究成果を社会に発信すべく、学術情報リポジトリの充実に努め、紀要をはじめとする本学刊行物に掲載された論文の登録を図書館として進めている。【資料 2-5-12】

(情報関係施設)

コンピュータなどの ICT 環境については、2-5-②に記述した通り適切に整備している。これら第 1、第 2 コンピュータ室、F39 学習室、大学院修士・博士行動研究室に設置されたパソコンには学内貸出用パソコンも含めて統計ソフト SPSS がインストールされており、学生は授業や論文作成等で自由に利用できる。また、日々の学生生活及び授業の支援のために、ポータルサイト及び学習支援システムが導入されており、学生はインターネット接続環境であれば教職員からのお知らせ・休補講の確認、履修登録、授業の出欠履歴確認、成績確認、授業資料の閲覧、レポート提出、学修の振り返りなどが可能となっている。

その他、学生向けに GoogleWorkspace や Microsoft365 のアカウントを個別に発行し、日々のメールやドキュメント作成に活用されている。また、コンピュータスキルの向上を促すために学生を参加対象とした「白梅コンピュータアートコンテスト」を開催しており、コンピュータを使った絵画やデジタル写真を募集し、表彰している。【資料 2-5-7】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備のバリアフリーについては、各校舎の出入り口にスロープや段差ステップを設置している。学生や教職員が頻繁に出入りする事務室の扉は、引き戸にすることで出入りを容易にしている。

本学の主たる校舎は 2 階で繋がっており、エレベーターを利用することで要配慮学生が各校舎間を行き来することができる。また、できる限り当該学生が 1 階と 2 階で関係する授業を開講できるよう教室の配当を工夫している。必要に応じて廊下や階段の両側に手すりをつけ、3 階以上の階層へ移動する際には、使用できるように車いす昇降機を配備している。

学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。障害学生等支援委員会は、学生からの申し出があった場合には委員会を開催し、合理的配慮を行うための対応を検討している。具体的な配慮策としては、学生が車いすから降りて杖を用いて教室へ移動する場合は、廊下に車いす駐車スペースや杖置き場などの整備を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理は、以下のように適切に行われている。

関係法令に従い、保育士養成課程（子ども学科、発達臨床学科）の演習科目は50人以下のクラス編成、社会福祉士養成課程（子ども学科、家族・地域支援学科）の演習科目は20人以下のクラス編成で実施している。

教養教育課程の外国語や体育については履修者を30名程度に調整し、コミュニケーションや実技の学びに適切な人数としている。ゼミナール科目やピアノ等実技科目は少人数になるように編成を行っている。講義科目については人数制限を設けていないが、教室の8割程度の人数となるように調整している。【資料2-5-13】

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

設備の耐用年数を加味し、且つ、高効率の設備を導入することで、経年での支出を減少させ、その資金を利用し機器やバリアフリーを含めて、その他の設備投資を実施し、学生や教職員が快適に過ごせる教育研究環境を整える。また、高効率の設備の導入によって、環境配慮型社会への貢献も可能となる。

選択科目の講義について、履修人数が予想値より多く履修登録される場合があり、教室の配置やクラスを分割する等を検討している。

【エビデンス・資料編】

【資料2-5-1】学生ハンドブック 2024

【資料2-5-2】白梅学園大学・白梅短期大学における施設の耐震化状況について

【資料2-5-3】図書館利用案内 2024

【資料2-5-4】白梅学園大学・短期大学図書館規程

【資料2-5-5】白梅学園大学・短期大学図書館 総面積・蔵書数

【資料2-5-6】白梅学園大学 学術情報委員会規程

【資料2-5-7】情報処理センターWEBサイト

【資料2-5-8】白梅学園大学・短期大学情報処理センター規程

【資料2-5-9】白梅学園大学・白梅学園短期大学図書館報 花みづき

【資料2-5-10】図書館WEBサイト

【資料2-5-11】白梅学園大学・短期大学図書館利用規程

【資料2-5-12】白梅学園大学・短期大学学術リポジトリ規程、学術リポジトリ登録申請書

【資料2-5-13】履修者数一覧

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する場としては、年に2回「授業評価アンケート」を実施しており、学生の意見や要望をアンケートの主幹であるFD・SD委員会で行っている。その結果を授業担当教員にフィードバックしている。FD・SD委員会において授業評価アンケート全体の前期後期、毎年の分析を行い、各学科と年度末にまとめて本学の傾向及び課題を教授会にて報告している。内容により改善のためのFD研修へ反映している。学修支援に関する記述については学科と教務課で把握しており、学科ごとに授業改善・学生の特質に応じた対応が図られている。教務課でも学修支援に役立てている。【資料 2-6-1】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活支援の相談窓口は学生課となっており、課外活動に関すること、奨学金などの経済的支援に関すること、合理的配慮(障害対応含む)が必要な学生の申請の相談・受付、その他学生生活に関する全般的なことの相談へ対応し、より良い学修環境、学生生活環境となるように支援を行っている。経済的支援に関することとしては、奨学金の紹介のほかにも生活困窮する家庭の学生や地域の福祉施設を対象にした、フードパントリー（食料と生活物資の無料配布）をコロナ禍より継続して毎月開催し、令和5(2023)年度はのべ1,017名参加している。配布する食料、日用品は近隣のフードバンクや社会福祉協議会、教職員からの寄附などで毎月運営しており、この活動の準備と運営に関しては、学生も関わり協働することで、社会の福祉課題に直面し理解してもらいたいという意図もある。【資料 2-6-2】

令和4(2022)年度に本学及び近隣大学を対象にした「高等教育機関における学生ケアラーに関するアンケート調査」(子ども学研究所特定課題研究助成により実施)の結果分析から、本学学生を含む学生ケアラーが存在し、当事者からの発言が課題解決の鍵という回答が多かったため、当事者が発言しやすい仕掛けづくりの一つとして、令和5(2023)年6月よりフードパントリーの開催日(複数日開催)の内の1日を活用して「ケアラーサロンin白梅」を開催した。研究のプロジェクトメンバーが自身の専門分野からヤングケアラーに関する話題提供を行い、ディスカッションの場を設けた。【資料 2-6-3】

また学生からの相談内容について心身の支援が必要な場合には、主に健康生活支援センターに窓口を移行してより専門的に対応している。健康生活支援センターの学生健康支援

室では、毎年4月にある定期健康診断で健康調査票を配布し、心身の状態や生活に関する調査を行っている。調査用紙や健診結果は、学生の現状把握や集団分析に活用している。健康診断では、保健師や看護師が全学生へ保健面接を行い、栄養士、運動療法士、臨床心理士が必要に応じて面談している。これにより、支援の必要な学生を発見し、早期介入に努めている。さらに、学生の要望に応じて、学校医、精神科医、婦人科医との面談調整を行っている。心理的な相談については、学生相談室の臨床心理士・公認心理師が対応している。毎年オリエンテーションで窓口の案内をし、健康診断時の心理面接では、学生から直接の要望を聞いている。経済や生活面の悩み相談では学生生活支援室のキャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）と連携し、多職種間で協力しながら支援体制を強固にしている。【資料2-6-4~6】

そのほか学生への支援として安全対策の観点から、毎年、学生課・健康生活支援センターにおいて、学生対象に（教職員の希望者も参加可）普通救命講習会を実施しており、参加者はAEDの使用練習を行っている。参加学生は課外活動中に救命がある場合等を想定し、課外活動クラブ内で1人以上の参加者を決めて、必ず参加をしてもらっている。

学生全体の意見聴取としては、学生会が自発的に行うアンケート（不定期）があり、また学生委員会にて3年に1回の頻度で「学生生活アンケート」を実施している。【資料2-6-7】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生自治団体である学生会や学生総会で学修環境や施設設備についての意見や要望を汲み取っている。学生会からの要望により、令和5(2023)年度にはJ棟のトイレの改修を行った。また、学生委員会にて3年に1回の頻度で実施されている「学生生活アンケート」と授業評価アンケートの意見・要望を検討し、令和2(2020)～令和4(2022)年度に講義室のAV機器を整備している。

アンケート等の分析、また学生会と学生課の協議の情報を学生課から貰い、施設管理課と学生課とで協議し、要望の把握とともに、施設設備の更新の判断材料としている。

令和元(2019)年度に「白梅学園創立80周年プロジェクト」として、学生にとって望ましい学修・研究環境を整備するために、アンケート調査とヒアリング調査を実施した。その結果の分析から、B棟の1階・2階のトイレ改修とともに、B棟1階階段下（2箇所）のスペースを活用した居場所空間づくりなどを行った。現在、くつろげる空間として、学生が自由に利用している。【資料2-6-8】

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度に新たに「学修支援相談窓口」を教務課に設置したばかりであるため、今後窓口の利用状況や利用者の感想・意見を集約し、支援の充実を図っていく。

学生の生活や心身に関する支援等の要望等については、学生会からの要望を中心に把握している。心身に関することは個別的になるため、様々な窓口で把握をしながら、学生課を中心として連携を深めている体制が出来ている。

学生からの施設設備改修として継続して要望が出されている体育館の冷暖房空調機の設置について法人との折衝・調整を進めており早期に実現をめざす。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 2023 年度白梅学園大学・短期大学 授業評価アンケート結果報告

【資料 2-6-2】 フードパントリー2021 年度 年次報告書

【資料 2-6-3】 ケアラーサロン in 白梅

【資料 2-6-4】 健康生活支援センターの利用について

【資料 2-6-5】 健康調査票

【資料 2-6-6】 健康面接の手引き

【資料 2-6-7】 学生アンケート 2022 年度

【資料 2-6-8】 学校法人白梅学園 80 周年記念プロジェクト第 1 期工事
新校舎・新キャンパスに関するアンケート集計結果【学生】

【基準 2 の自己評価】

学部と大学院は、教育目的を踏まえて適切にアドミッション・ポリシーを策定し、入学者の受け入れは、入試選抜方式・内容などによりアドミッション・ポリシーに沿って行われており、周知も適切に行われている。学部の入学者数は 18 歳人口の減少とともに漸減しているため、定員充足率をあげる募集戦略が課題である。

時代の要請を踏まえてアドミッション・ポリシーの見直しを定期的実施していくと同時に、18 歳人口の減少を踏まえて、適切な入学生数が確保できるよう入学定員を再編していく。

学修支援体制は教員と職員の協働体制で対応しており、学生に分かりやすく示すために「学修支援相談窓口」を設置し、更なる学修支援を実施する。また全学的にオフィスアワーを実施し、クラス担任制を設けるなど日常的に多角的に学生支援を行っている。

中途退学や休学を検討する学生に対しては、クラス担任やゼミ担当教員を中心に学生と面談、可能な限り保証人と連絡を取り対応している。その前段階で出欠状況のデータを学科へ提供し、早期対応ができる体制を整えた。更に活用できるよう、学科からのフィードバック内容を分析するなど教務課との意見を交えながら改善を図っていく。

キャリア支援はキャリアサポート課を中心に低学年から自身のキャリアパスを考えるためのガイダンスを実施し、また個々の希望に応じたガイダンスの実施と個別相談を行っている。就職支援の一環としても、ボランティア活動やインターンシップを推進している。

学生生活の支援のための組織として、学生委員会が設置され、総合窓口を学生課に設置し、各専門職がいる健康生活支援センター（学生健康支援室、学生相談室、学生生活支援室）等と連携、協働して学生の健康、心理、生活相談、支援を行っている。また経済的支援として特有の奨学金、フードパントリーを行っている。課外活動についても学生課を中心にサークル等経済支援を始めとして活動支援を行っている。

学修環境の整備は、大学設置基準上の校地・校舎面積、教育課程上必要な講義室、実習施設を設置し、適切に管理し、安全性を確保している。

学生の意見の集約については各学期末の授業評価アンケートの実施により学修支援・学修環境に関する意見の把握をしており、また健康相談、経済的支援については、各相談窓口での日常的な関わりで集約するほか、フードパントリー利用者へのアンケート等で実態の把握に努めている。なお、学生会では、独自に学生生活に関するアンケートを実施して

おり、学生会独自の予算で居心地のよい環境整備を行っているが、施設改修等の大がかりな要望については、学園が可能なものから対応している。学生委員会が実施している学生生活アンケートは、現在3年に1度の調査であり、在籍中の学生の意見を迅速に把握することが必ずしもできていないので、今後、項目内容や調査時期を見直す必要がある。

以上のことから、基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、大学・大学院ともに学則第 1 条に教育目的を踏まえて、大学・大学院全体のディプロマ・ポリシーを策定している。これを受けて学科・研究科は、それぞれのディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ・ガイドブック（大学・大学院）・履修案内・学生ハンドブックなどを通して、公表・周知を図っている。【資料 3-1-1】

そのほか学部においては科目とディプロマ・ポリシーとの関係を表す、カリキュラムマップやカリキュラムマトリクスを作成し、ホームページに公表している。【資料 3-1-2】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の評価基準、単位の授与、卒業・修了要件については、大学学則（第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 43 条）及び大学院学則（第 41 条、第 42 条、第 43 条）で規定しており、履修案内にも記載している。また、シラバスには「成績評価方法と評価基準」を明記している。大学の学生には、科目の成績評価結果について確認したいことや疑問がある場合に担当教員へ説明を求めることができる制度「成績評価確認願」を設けており、学生の理解に繋がっている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-3】

大学に「白梅学園大学子ども学部進級規程」を設け、2 年次から 3 年次への進級について次の基準を設けている。【資料 3-1-4】

- ・1 年を超えて在学している者。
- ・進級に必要な単位数（進級要件科目を含む）を修得している者。【表 3-1-1】
- ・2 年次前期で GPA が 1.5 以上の者。

（GPA が 1.5 未満の学生には別途履修指導が行われ、認められた者については進級を認めることとしている。）

さらに GPA の活用については、教職課程（小学校、特別支援）において、実習要件として基準を定め、活用を行っている。【資料 3-1-5～6】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

教務委員会、教授会、大学院教授会で単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

卒業・修了要件単位数は大学学部全学科 126 単位、大学院修士課程 30 単位、大学院博士

課程 8 単位である。学科・学年ごとに必修・選択必修・選択科目を配置しており、学則別表 1 に規定している。卒業論文は単位化している。卒業執筆要項に基準を設けており、卒業論文担当学科代表教員を中心に毎年見直しをしている。専門ゼミナールⅡの担当教員は、学生が基準に基づき卒業論文の執筆ができるよう指導をしている。

修士論文は提出年の 7 月、博士論文は提出予定の前年度にそれぞれ中間発表会を実施し、論文指導を行っている。修士論文は主査・副査で審査を行い、審査修了後の 3 月に発表会を実施している。博士論文は学内の主査・副査に加え、外部審査委員を含む体制で審査を行っている。論文審査、2 回の口述審査を行う中で、より専門性の高い学術論文を仕上げるよう指導を行っている。**【資料 3-1-7～8】**

卒業・修了の認定については毎年卒業・修了判定教授会を開催し、学生の修得単位に基づき卒業・修了の判定を厳正に行っている。

大学では 2 年次から 3 年次への進級には要件があり、「白梅学園大学子ども学部進級規程」に規定されている。2 年次終了時まで 40 単位以上を修得し、かつ各学科の指定科目の修得がされていない場合、3 年次への進級が不可としている。**【資料 3-1-4】【表 3-1-1】**

【表 3-1-1】 白梅学園大学子ども学部進級規程 別表 1：第 3 年次への進級に必要な単位数（2023 年度入学生適用）

※①②ともに満たしていること

	子ども学科	発達臨床学科	家族・地域支援学科
①第 2 年次終了時の総修得単位数	40 単位以上	40 単位以上	40 単位以上
②進級要件科目 (単位修得済であることが必要な科目)	現代子ども学 教養基礎演習Ⅰ 教養基礎演習Ⅱ および以下 2 科目のうち、 いずれか 1 科目修得 保育原理 教育原理	現代子ども学 教養基礎演習Ⅰ 教養基礎演習Ⅱ および以下 4 科目のうち、 いずれか 1 科目修得 発達心理学 障害者教育総論 心理学研究法 心理学実験	現代子ども学 教養基礎演習Ⅰ 教養基礎演習Ⅱ および 現代家族論 以上 4 科目、全て修得

また、2 年次の前期終了時に GPA が 1.5 以上であるという要件があるが、規程の通り履修相談をし、修学の意欲を確認し進級を可能とする場合がある。**【資料 3-1-4】**

「単位修得に必要な出席時数に関する細則」が規定され、単位認定の際には、授業時間数の 3 分の 2 以上出席が条件とされ、3 分の 1 以上欠席の場合は D (不合格) 評価としてい

る（介護福祉士資格実習関連科目については5分の4以上の出席が必要）。【資料3-1-9】

履修科目の成績評価方法、評価基準、提出された課題（授業内試験・レポート等）に対するフィードバックの方法は、シラバスに明示されている。成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）をもって表示し、C以上を合格としている。授業形態や授業方法・目的の特性に応じて担当教員が評価し、担当教員が全面的に責任を負っている。【資料3-1-3】

成績は履修案内に明示している日程に学生へポータルサイトで公開している。大学の学生の保証人へは紙媒体で次学期の履修登録後に履修中の科目も表記の上、郵送している。

【資料3-1-1】

編入学・転学者を除き、他の大学または短期大学において修得した単位、並びに本学へ入学する前に大学または短期大学において修得した単位を合わせて60単位を超えない範囲で認定することを大学学則に定めている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

厳正に単位の認定を行っているが、各成績・評価の割合については規定されておらず、今後は成績分布状況などを確認し、評価基準について検討を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】2023年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内

2024年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内

2024年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士）履修案内

【資料3-1-2】カリキュラムマップ、カリキュラムマトリクス

【資料3-1-3】シラバス2024年度

【資料3-1-4】白梅学園大学子ども学部進級規程

【資料3-1-5】白梅学園大学子ども学部教職課程履修規程「教育実習」（小学校）細則

【資料3-1-6】白梅学園大学子ども学部教職課程履修規程「特別支援学校教育実習」細則

【資料3-1-7】2023年度修士論文提出までの流れ

【資料3-1-8】白梅学園大学大学院子ども学研究科 博士論文審査実施細則

【資料3-1-9】単位修得に必要な出席時数に関する細則

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的・ディプロマ・ポリシーを踏まえカリキュラム・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシー同様、ホームページ・ガイドブック（大学・大学院）・履修案内・学生ハンドブックなどを通して、公表・周知を図っている。【資料 3-2-1】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学では、学科ごとにカリキュラムマップを策定し、科目群の位置づけや学年ごとの過程を示すことで、ディプロマ・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成されていることを可視化している。カリキュラムマップについては、ホームページに記載し新年度オリエンテーションで案内している。大学院では、令和 5(2023)年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、カリキュラムの変更を行った。【資料 3-2-2】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程編成についての検討は、専門科目は学科・大学院ごとに行い、教養教育課程は教養教育課程委員会で行っている。学科や委員会で検討された内容は教務委員会にて審議された後、教授会で決定している。カリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目を必修科目・必修選択科目・選択科目に区分したうえで、段階的に学修を進めるため配当年次を決めて編成し、授業形態も講義・演習・実習に区分して開講し、それらを履修案内、シラバスに明記している。各種免許・資格取得のための科目設置の他に各学科の特色ある科目を設置している。学科独自に卒業必修科目として位置づけ、カリキュラム・ポリシーに沿った学修ができるよう整えている。少人数によるゼミ・演習形式での参加型学修（アクティブラーニング）を通して、課題の設定、論証の蓄積の上に、論理的思考、多彩な表現力を身につけ、集大成としての卒業論文制作につなげている。

シラバスの作成にあたっては、授業内容や成績評価基準等が学生にとってわかりやすい記述になるように「シラバス作成の手引」を作成し、担当教員が執筆している。シラバスには、すべての授業科目ごとに、配当学年、単位数、開講学期、授業科目の位置づけ・目的、到達目標、授業概要、授業計画と内容、予習・復習、評価方法・基準、テキスト、参考書・参考資料、連絡先が表示されている。授業科目の位置づけとして、可視化できるカリキュラムマップを明示している。また、学生に学修の最終到達点をわかりやすく到達目標で明示している。予習・復習、テキストの他に参考資料についても明示しており、学生の授業準備に役立つよう整えている。【資料 3-2-3】

学生が1年間に履修登録ができる単位数は、50単位を上限とすることを「白梅学園大学子ども学部 授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程」で定めている。ただし、免許・資格取得の単位数として、規定の上限を超える学生に関しては、GPA を勘案し履修を認めることがある。【資料 3-2-4】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育課程は、大学の教育課程の中で実施されており、その運営組織として教養教育課程委員会を設けている。教養教育課程の編成は教養教育課程委員会にて検討・審議、その後教務委員会にて審議し教授会で決定、実施している。【資料 3-2-5】

教養教育課程の科目は33科目設置しており、学科ごとに必修・選択と区分される。教養教育課程の中に1・2年次で必修としている「教養基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「教養発展演習Ⅰ・Ⅱ」があり、大学の基本的な学修の導入として開講されている。教職課程の必修（教育職員免許66条6）の一部である、外国語・体育・情報と前述の「教養基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「教養発展演習Ⅰ・Ⅱ」以外の中で、教養教育課程科目を履修するにあたり、1～3年次にかけて均等な履修を促すために年間4単位以上履修するように指導をしている。1年次科目に「ヒューマニズム論基礎」、3年次科目に「現代ヒューマニズム論」を配置し、建学の理念である「人間を愛し、人間の価値を最高度に実現しようとするヒューマニズムの精神」についての学修を必修としている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

演習授業についてはアクティブラーニングを推奨し、学生にはシラバスを通じて授業に導入されているかを周知している。シラバスでは「アクティブラーニング」の他に「ディスカッション」や「ロールプレイ」等の表記をしている。シラバスの内容は教務課職員及び各学科の教務委員により複数の視点でチェックしており、適切な教授方法の確認をし、改善を図っている。**【資料3-2-6】**

教養教育科目に配置しており、学部共通で卒業必修科目であるいは「教養基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「教養発展演習Ⅰ・Ⅱ」が低学年のゼミナールとして位置しており、基本的なアカデミック・スキルを身につけるために、グループワーク・ディスカッション等を行っている。令和6(2024)年度から教員及び関連部署にて本学で学ぶために必要なアカデミック・スキル及び研究倫理が統一的に学ぶことができるように教員が執筆してオリジナルで作成した全学共通の『アカデミック・スキルテキスト』を導入し、「教養基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「教養発展演習Ⅰ・Ⅱ」のみならず、3・4年次の「専門ゼミナール」、関連科目でも活用し、卒業論文制作につなげていく計画である。**【資料3-2-7】**

またFD活動の一貫として、授業メンター制度を設けており、FD・SD委員が授業実施に関する相談や、授業見学の協力等を行っている。**【資料3-2-8】**

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムマップとカリキュラムマトリクスを作成し、公表しているが、ナンバリングの導入ができていない状況である。令和6(2024)年度の改組・カリキュラム変更を機に導入をする予定である。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-2-1】2023年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内
2024年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内
2024年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士） 履修案内
- 【資料3-2-2】カリキュラムマップ、カリキュラムマトリクス
- 【資料3-2-3】2024年度 シラバスの作成手引（教員用）
- 【資料3-2-4】白梅学園大学子ども学部 授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程
- 【資料3-2-5】白梅学園大学 教養教育課程委員会についての申し合わせ

【資料 3-2-6】 シラバス 2024 年度

【資料 3-2-7】 アカデミック・スキル 白梅オリジナルテキスト

【資料 3-2-8】 授業支援メンター制度のご案内

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3 つのポリシーを踏まえた学修成果の可視化として、学科、教務委員会を中心にカリキュラムマップの作成、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）のどの項目を達成することになるかを示し、卒業までの学びの道筋と方向性を捉える資料としてカリキュラムマトリクスを作成し、ホームページで公表し、学修者へ示している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示として、令和 4(2022)年度より「卒論ループリック」を導入した。卒業論文は学生の本学における学修成果の集大成となるよう必修科目であり、3・4 年次の専門ゼミナールにおいて論文の作法や研究デザイン等を学び、自らの研究計画に即して研究を進め、卒業論文執筆並びに提出者全員が学部全体で行う「子ども学会」において、口頭発表・ポスター発表・展示発表のいずれかで卒業研究発表を行っている。また抄録集を作成して配布を行っており、自身のものとともに他の学生の論文概要も知ることができ、掲げているディプロマ・ポリシーの達成に大きく貢献している。

ディプロマ・ポリシーに基づいた達成度を測るために、卒業論文の成績・評価とは別に評価をしている。項目は学部のディプロマ・ポリシーと学科のディプロマ・ポリシーを対応させ、教学マネジメント・IR 委員会にて検討し、学科長と協議の上設定した。導入前に全教員に説明し実施した。評価は以下の 8 項目で S・A・B・C・D の 5 段階で評価する。

【資料 3-3-1】【表 3-3-1】

- ・ 卒論作成に必要な基礎的な学力・技能を修得できた。
- ・ 子どもと子どもを取り巻く課題について考えることができた。
- ・ テーマを先行研究を踏まえて的確に設定できた。（課題設定）
- ・ 学問的な方法論に基づいて、分析できた。（分析）
- ・ 自己の考えを持ち、考察できた。（考察）
- ・ 論理的に表現できた。（表現力）
- ・ 卒論を通して自らが得た知見をもとに、社会へ還元・貢献する意識を持って取り組むことができた。
- ・ 卒論作成に意欲をもって取り組むことができた。

【表 3-3-1】 卒論ルーブリック評価

		S (極めて優秀)	A (優秀)	B (標準的)	C (不十分)	D (未習得)
学部DP	①卒論作成に必要な基礎的な学力・技能を習得できた。	極めて十分に習得できた	十分に習得できた	標準的に習得できた	不十分であるが習得できた	習得できなかった
	②子どもと子どもを取り巻く課題について考えることができた。	複数の観点から、深く考えることができた	十分に考えることができた	標準的に考えることができた	不十分であるが考えることができた	考えることができなかった
学科DP	① テーマを先行研究を踏まえて的確に設定できた。 (課題設定)	学術的・社会的に非常に意義のあるテーマを設定できた	学術的・社会的に意義のあるテーマを設定できた	標準的なテーマを設定できた	的確ではないがテーマを設定できた	テーマを設定できなかった
	② 学問的な方法論に基づいて、分析できた。 (分析)	適切な方法論に基づいて、極めて十分な分析ができた	適切な方法論に基づいて、十分に分析ができた	標準的なレベルで分析ができた	不十分ではあるが分析ができた	方法論に基づく分析ができなかった
	③ 自己の考えを持ち、考察できた。 (考察)	自己の考えを持ち、極めて十分なレベルの考察ができた	自己の考えを持ち、十分なレベルで考察できた。	標準的なレベルで考察できた	不十分であるが考察できた	考察ができなかった
	④ 論理的に表現できた。 (表現力)	極めて論理的に表現できた	十分に論理的に表現できた	標準的なレベルで論理的に表現できた	不十分ではあるが論理的に表現できた	論理的な表現ができなかった
	⑤卒論を通して自らが得た知見をもとに、社会へ還元・貢献する意識を持って取り組むことができた。	社会への還元・貢献する意識を十分に持っており、実際に貢献が期待できた	社会への還元・貢献する意識を十分に持っていた	社会への還元・貢献する意識をある程度持っていた	不十分ではあるが貢献する意識を持っていた	意識を持っていなかった
意欲面	⑥卒論作成に意欲をもって取り組むことができた	極めて意欲的に取り組んだ	十分に意欲を持って取り組んだ	ある程度意欲を持って取り組んだ	不十分であるが意欲を持っていた	意欲的ではなかった

<参考>

学部DP ヒューマンズムの精神を体得し、子ども学に関する学問的探究を進めるために必要な基礎学力および基礎技能を習得している。

学科ごとの専門領域に関する体系的学修と、学科を超えた横断的学修による学際的視点を通して、子どもと子どもを取り巻く社会の課題を解決するための力をつけている。

学科DP ○○について、確かな知識を習得している。

○◎に対して、○○に基づく自己の考えを持ち、それを表現し、行動することができる。

○○の技術を身につけ、適切な行動をもって社会に還元することができる。

上記卒論ルーブリックは令和 4(2022)年度卒業生より実施を開始し、その結果・評価についてまとめ、教学マネジメント・IR 委員会において確認を行った。

さらに令和 5(2023)年度より、中間評価として「学修成果の可視化の取り組み (中間評価)」を導入した。教養教育委員会と教務委員会で評価方法を議論し、1・2 年次で学ぶべき力を測ることを目的として運用が開始された。2 年次のゼミナールにあたる「教養発展演習Ⅱ」の担当教員が成績とは別に評価をしている。評価は以下の 5 項目で S・A・B・C・D の 5 段階で評価する。【資料 3-3-2】

- ・ 課題発見について
- ・ 文献収集や引用について
- ・ プレゼンテーションについて
- ・ 考察とまとめる力について
- ・ 学科ごとの専門性について

卒論ルーブリックは卒業時に 4 年間の成績表とともに、学修成果の可視化の取り組み(中間評価)は 3 年次の専門ゼミナールで学生にフィードバックしている。また「ディプロマポリシー到達度調査」として、卒業時にディプロマ・ポリシーの観点に沿った教育が行われ学修成果が上がっているかについて、個々の科目の成績評価ではなく、学生自身の達成度や評価を集約するためのアンケートを実施している。アンケートの状況は集計し、ホームページに公表するとともに、ファクトブックにまとめ、学科長などへフィードバックし

ている。

アセスメントポリシーに示す、尺度に基づき教学 IR 室においてファクトブックをまとめ、教学マネジメント・IR 委員会、学科長へ報告し、構成員から必要な会議等で報告をし、改善に向け検討を行っている。【資料 3-3-3】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育の内部質保証のためのアセスメントポリシーに基づき、学修成果の点検・評価に向け大学全体としては、入学時アンケート、学修行動調査、卒業時アンケート、卒業後アンケート等のアンケート調査の実施と上記 3-3-①にて記述した通り卒論ルーブリック評価や中間評価にて点検・評価し、学生個々へフィードバックしている。

学修成果の点検に関するアンケート調査は主に教学 IR 室によって実施し、集計・分析し、その結果は学内ではファクトブックにまとめ、教学マネジメント・IR 委員会及び学科長に共有している。アンケート結果については、ホームページに掲載している。

学生の科目レベルの学修状況については、授業評価アンケート（学部は全科目・大学院は履修者 5 名以上の科目）で各学期末に実施し、授業担当者にフィードバックするとともに、授業担当者は学生に対し授業ごとにコメントでのフィードバックをポータルサイトより開示をして学生へ還元している。FD・SD 委員会において授業評価アンケートの結果を全体及び各学科の傾向について分析を行っている。さらにそこで見いだされた傾向については、各学科へフィードバックし、教育内容・方法等の改善に役立てている。【資料 3-3-4】

また委員会において協議された意見を踏まえ、全体の課題と傾向について分析し年度末の教授会において報告している。

教職課程を履修する学生は「教職履修カルテ」により自身の学修の自己評価や学修状況の振り返りを行っている。具体的には、各学年の後期開始時に、WebClass の教職履修カルテ機能を用いて、前期までの学修の自己評価を行う。各学科の担当教員が学生の記載内容を確認し、回答内容にコメントをつけ、フィードバックを行う。学科によっては、学生と面談を行い、学生の自己評価及び学修状況を確認し、今後の教職課程の履修も含め指導や相談をしている。4 年生の後期の「保育・教職実践演習（幼稚園）」「教職実践演習（小学校）」で 4 年間の学修の振り返りを行い、教職の履修のまとめを行っている。教職履修カルテを作成することで、学生自身及び教員にとっても、4 年間の学びが可視化され、教職課程の履修を進める上で、有益な取り組みとなっている。

その他免許・資格取得のため実習における学修成果についても、実習事後指導の面談の際に実習園からの評価を伝えながら、次回の実習、今後の学修に活かしている。

子ども学部においては教育・保育・福祉の専門職養成があるため、免許・資格取得及び進路（就職・進学）は 1 つの指標となっている。免許・資格取得、進路先については教授会において報告され、毎年共有され、ホームページにて公開されている。

GPA については、毎期成績発表時にその時点の累計 GPA を見ることができ、自身でも確認することができる。また、3 年次進級判定の際に GPA 基準が設けられており、成績不振な学生に対しては、学科と共有し、面談などを通じ指導を行うなど、都度フィードバックを行っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

卒論ルーブリック、学修成果の可視化の取り組み（中間評価）をさらに充実させるとともに全体的なディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示を検討していく。学科ごとや経年の結果を分析し学修指導の改善を図っていく。加えて、令和 6(2024)年度から、授業レベルでの学修成果の自覚化を進めるために、学生自身が、各授業とディプロマ・ポリシーの関連を自覚できるよう、カリキュラムマップに基づき、各授業の初回で授業担当教員がディプロマ・ポリシーとの関連を説明すること、さらに授業評価アンケート等を通じてその理解度を測ることを予定している。

変化の激しい社会の中で、専門領域の知識・技能、横断的学修、社会課題の解決力がさらに求められている。卒業後にこのような社会への対応ができるよう、学修者の自身の能力獲得が自覚でき、卒業までに能力獲得のためにも各評価のフィードバックを指導に生かしていく。

各学修成果の点検・評価について FD・SD 活動を通じ今後も教育改善につなげていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】卒業論文ルーブリックについて（学生用）

【資料 3-3-2】学部 2 年次における学修成果の可視化について

【資料 3-3-3】白梅学園大学ファクトブック 2023 年度版

【資料 3-3-4】2023 年度白梅学園大学・短期大学 授業評価アンケート結果報告

【基準 3 の自己評価】

本学は、学則に定めた教育目的を踏まえ、教育目標とディプロマ・ポリシーを定めており、各学科、大学院はそれぞれのディプロマ・ポリシーを策定し、学生ハンドブックや履修案内、ホームページ等で内外に周知している。

学修評価基準、単位認定基準、卒業・修了認定基準については、学則に定めそれに基づき運用しており、かつ、シラバスには評価基準などを記載し、成績評価基準を学生に周知することで透明性を確保している。進級基準は「白梅学園大学子ども学部進級規程」に定め、履修案内に記載し、周知している。

教育課程については、ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿って体系的に編成され、一貫性を確保している。カリキュラムマップ、シラバス、「白梅学園大学子ども学部 授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程」を整備することにより、適切に行っている。

教授方法についてはアクティブラーニングなどを取り入れ、効果的に授業運営ができるよう努めている。学修成果の点検・評価については、「卒論ルーブリック」「学修成果の可視化の取り組み（中間評価）」の他、アセスメントポリシーに基づく「学修行動調査」「卒業時アンケート」「授業評価アンケート」や GPA などにより多面的に行っている。

「授業評価アンケート」の結果は、科目担当者のコメントのフィードバックとともに、FD・SD 委員会にて FD 研修会内容への反映、分析内容を教授会で報告を行い、授業改善に努めている。

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価、フィードバックについて、免許・資格取得及び進路（就職・進学）は1つの指標となっている。免許・資格取得、進路先については教授会において報告され、毎年共有されている。「学修行動調査」「卒業時アンケート」「卒論ルーブリック」「学修成果の可視化の取り組み（中間評価）」の個々の評価は学生にフィードバックするとともに、教学IR室で分析をし、教学マネジメント・IR委員会、学科長会議で共有しているが、今後は授業運営に十分に反映できるよう、体制確立をめざす。

以上のことから基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学学則第 5 条において「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長の権限及び責任の明確化を図っている。また学長のこのような権限と責任を補佐するために、副学長及び学長補佐（教務、学生支援、入試制度）を置き、大学学則第 5 条、「白梅学園大学教員組織運用規程」第 3 条及び第 5 条において、副学長、学長補佐の権限と責任を明確にしている。【資料 4-1-1～2】

副学長については、「白梅学園大学教員組織運用規程」第 3 条第 2 項において「副学長は学長を補佐し、学長から委任された校務を代行する。」とし、第 5 条 1 項にて「学長補佐は学長より委任された下記の業務の分野について、学長を補佐する。」と定めている。

- (1) 教務
- (2) 学生支援
- (3) 入試制度

学長補佐は令和 5(2023)年 7 月に、従来は教員役職として教務部長、学生部長、入試制度部長としていたが、さらに責任・権限を明確化するために大学学則及び「白梅学園大学教員組織運用規程」、それに伴う各種規程を改定した。

教授会は大学学則第 10 条にて学長が下記の事項について決定するにあたり意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と定めた事項

また、教授会は大学学則第 10 条第 2 項にて前項に規定するもののほか教育研究に関する下記の事項について審議し、及び学長並びに学部長の求めに応じ意見を述べるができるものとしている。

- (1) 学則及び諸規程の改定に関する事項
- (2) 学生の退学、転学、休学、賞罰その他身分に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) その他教育研究に関する事項で学長及び学部長が必要と認めた事項

学生の学籍異動、賞罰の手続きも教授会の意見を聴取して学長が行い、議事、運営に関しては「白梅学園大学教授会規程」において定めている。【資料 4-1-3～4】

学長の意思決定を補佐し、教学マネジメントの実施を支援する組織として、学長、副学長、学部長、学長補佐を構成員とする執行会議を実施している。執行会議構成員の中心となる学長は、執行会議をリードすることはもとより、大学全体の執行権限の中枢にあって、法人の要請、あるいは教授会の審議、承認事項に関して、それらを執行する上で最高位の指揮統括権限を有している。執行会議、教授会の議事の進行だけでなく、議事内容及び決定事項に対して大きな発言権、指揮権を有している。また、それら議決事項の運用に当たっても、適正にそれが執行されているかチェックしつつ、事務組織の動きも注視し、常にリーダー的役割を果たしている。

学長は、「白梅学園大学・白梅学園短期大学 部長・学科長会議規程」のとおり、本学の運営の重要事項を協議する部長・学科長会議の議長を務めているほか、本学の建学の理念に基づく教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るための自己点検・評価委員会で重要な役割を果たしている。教学マネジメント・IR 委員会にも構成員として出席をしている。このような会議において各センター長、事務課長等の意見を直接聞き、意見等を反映できる体制を設けている。【資料 4-1-5～6】

また、教育改革を目的として毎年学長裁量費を一定額確保している。この裁量費は、学長が採択の審査を行い、教育活動における充実や発展、改革の萌芽を促すものとして成果を上げている。【資料 4-1-7】

さらに学長のリーダーシップを支え、適切な教学マネジメント体制を支援する事務組織の体制として、令和 3(2021)年より大学・短大事務部長職を新設し、学長補佐機能を強化した。また同時に事務組織に教学 IR 室を設置し、エビデンスに基づく教学マネジメントを支える体制を構築した。

以上のとおり、学長の意思決定と教学マネジメントにおいて学長のリーダーシップは適切に発揮されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命・目的を達成するために、上記基準 4-1-①で示した通り学長のリーダーシップの下に、教授会、各組織、意思決定の補佐及び決定事項の実施機関として各種委員会等を配置することにより、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

学長を補佐するために、副学長及び教務・学生支援・入試制度の各学長補佐を置き、大学学則及び「白梅学園大学教員組織運用規程」に役割を定め、教学マネジメント体制の強化を図っている。

以上のことから大学の意思決定の権限の適切な分散と責任の明確化がされ、教学マネジメントは適切に行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人事務局及び大学・短大事務局は、「学校法人白梅学園事務組織規程」に定める各課室、役職者をおき、「学校法人白梅学園事務分掌規程」に基づき効率的な業務遂行をはかっている。

る。

具体的には、【図 1-2-1】の教育研究組織図に示す通り、法人全体の管理運営を所管する組織として、法人事務局を置き、大学の事務を統括する大学・短大事務局をおき各課室が分掌に定められた業務に責任を負うこととしている。

学長が決定した、教育研究事業の業務は、学部・学科並びに大学・短大事務局の各課室にて行っている。教学マネジメント機能を遂行するため、教授会や各委員会には教職協働の観点から、事務職員も陪席、または委員として参加し、立案、施行に参画している。

大学・短大事務局に教学 IR 室を設置し、教学マネジメント・IR 委員会（委員長は教員）と協働し、教学 IR データの収集とともに教学マネジメントの補佐機能を担っている。

職員の適切な配置と分掌の明確化により効率的な執行体制、教職協働体制が確保されている。【資料 4-1-8～9】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップのもと、学長の補佐機能の副学長及び学長補佐（教務・学生支援・入試制度）をさらに強化していき、教学 IR 室によるデータのアセスメント機能を充実させることにより、教職協働による教学マネジメントの更なる推進を務めていく。

教学マネジメントを行う組織は整備されたので、今後はその理解を促進させるために各組織との連携や FD・SD 研修を行い、教学マネジメントの実効性を高めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 白梅学園大学学則

【資料 4-1-2】 白梅学園大学教員組織運用規程

【資料 4-1-3】 白梅学園大学教授会規程

【資料 4-1-4】 白梅学園大学・白梅学園短期大学学生懲戒規程

【資料 4-1-5】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 教学マネジメント・IR 委員会規程

【資料 4-1-6】 白梅学園大学・白梅学園短期大学部長・学科長会議規程

【資料 4-1-7】 学内予算における学長裁量費取り扱い要項

【資料 4-1-8】 学校法人白梅学園事務組織規程

【資料 4-1-9】 学校法人白梅学園事務分掌規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育組織は、大学及び大学院設置基準、各免許・資格に関する法令・基準等に沿い必要

とされる専任教員数を確保した上で、大学や各学科の将来計画に基づき、学長より各学科へ原案の作成を依頼し、下記に記述する規程に沿い人事委員会において審議し、教授会の承認を経て公募している。また将来計画において、学長が認めた特任教員を配置・採用する場合は、「白梅学園大学特任教員に関する規程」にもとづき、学長が関係組織に付託し、任用手続きを行っている。そのほか各学科の教員配置は教育課程に応じ必要・適切な人数になるように配置している。【資料 4-2-1～2】 【表 4-2-1】

【表 4-2-1】 専任教員配置 ※令和 6(2024)年 5 月 1 日現在

学部・学科等の名称	専任教員等					基準数	うち教授数
	教授	准教授	講師	助教	計		
子ども学部・子ども学科	7人	6人	0人	1人	14人	9人	5人
子ども学部・家族・地域支援学科	4人	3人	0人	0人	7人	7人	4人
子ども学部・発達臨床学科	-人	-人	-人	-人	-人	-人	-人
子ども学部・子ども心理学科	6人	2人	0人	1人	9人	5人	3人
子ども学部・教育学科	6人	7人	0人	0人	13人	6人	3人
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	14人	7人
計	23人	18人	0人	2人	43人	41人	22人

令和 6(2024)年度より子ども学部を改組し、子ども心理学科及び教育学科を開設したため、必要な教員配置を行うため、各教育課程を確認し、教員配置を行った。

教員の採用・昇格についての審議機関として人事委員会があり、人事委員会の審議項目は「白梅学園大学 人事委員会規程」に定めている。【資料 4-2-3】

採用の具体的手続きは、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則」及び「白梅学園大学・白梅学園短期大学採用細則の運用に関する申し合わせ」に定めている。専任教員の採用手続きについては上記規程にもとづき、公募している。選考には職位、専門分野により適正な専門委員を指名し、適切に運用している。非常勤教員採用の手続きも「白梅学園大学・白梅学園短期大学採用細則の運用に関する申し合わせ」に基づき適切に運用している。【資料 4-2-4～5】

また、採用にあたっての教員の資格審査については、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」「白梅学園大学教員資格審査基準に関する申し合わせ」により、前述にある「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則」に基づく選考委員会及び人事委員会において教授の資格、准教授の資格、講師及び助教の資格、助手の資格について定め、これらに基づき審査が行われており適切に運用している。【資料 4-2-6～7】

教員の昇格については、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員昇格細則」に基づいて、申請手続き及び審査手順を定め、適切に運用している。【資料 4-2-8】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学での教育内容・方法の改善の工夫の1つとして、FD・SD委員会を設置している。以前よりFD委員会は設置されていたが、令和5(2023)年度より、教職員が建学の理念、教育

目標の実現のため、以下の内容を実施する組織として組織的な取り組みを推進するための具体的方策を提案及び実施し、FD・SD活動の積極的な推進を図っている。**【資料 4-2-9】**

- (1) 教育研究活動改善のための立案
- (2) FD・SD活動及び研修の立案・実施
- (3) FD・SD活動に関する情報の収集と提供
- (4) その他学長の諮問する事項

主な取り組みとしては、第一に授業評価アンケート実施の立案、分析を行っている。毎年前期、後期に全授業を対象とした授業評価アンケートの質問項目を検討し、実施している。このアンケートの結果を、分析し結果を教授会に報告し、ホームページに公表している。**【資料 4-2-10】**

また、この授業評価アンケートの結果、傾向によりFD研修会の実施方針を決定している。この授業評価アンケートの結果に対し、授業ごとにコメントでのフィードバックを行っている。

第二にFD研修会の立案・実施として、毎年本学が抱える教育課題や授業改善のための研修会を年に数回行っている。令和5(2023)年度は新入教職員研修会、新任教員懇談会、全体集合研修会として「生成AIがもたらす学びの可能性」を実施した。教授会において令和4(2022)年度の実施したFD懇談会のまとめの報告を行った。**【資料 4-2-11】**

また、キャンパスが同市内にある津田塾大学と共同FD研修会を行った。**【資料 4-2-12】**

第三にFD・SD委員を窓口として、授業支援メンター制度を行っている。授業支援メンター制度は相談者の希望により、教育方法の相談や他の授業見学を斡旋している。**【資料 4-2-13】**

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教育目標、教育課程に則した教員の採用・昇格、配置は人事委員会により適切に行われてきている。これからも年齢構成を鑑みた配置、教育研究業績、実務・実践経験を適正に評価した、採用、昇格を行っていく。

FD活動を通じた、教育活動、方法の改善について、継続的に取り組んでいるが、学生の変化、教育環境の変化によりさらに充実が求められている。各課題の解決、改善に向けて他の委員会や機関とも連携しながら、授業改善を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 白梅学園大学、白梅学園大学大学院専任教員一覧

【資料 4-2-2】 白梅学園大学特任教員に関する規程

【資料 4-2-3】 白梅学園大学 人事委員会規程

【資料 4-2-4】 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則

【資料 4-2-5】 白梅学園大学・白梅学園短期大学採用細則の運用に関する申し合わせ

【資料 4-2-6】 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準

【資料 4-2-7】 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ

【資料 4-2-8】 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員昇格細則

【資料 4-2-9】 白梅学園大学・白梅学園短期大学FD・SD委員会規程

【資料 4-2-10】 2023 年度白梅学園大学・短期大学 授業評価アンケート結果報告

【資料 4-2-11】 FD 研修一覧

【資料 4-2-12】 共同 FD 研修会

【資料 4-2-13】 授業支援メンター制度のご案内

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上を図るため FD・SD 委員会を設置している。もともと SD 委員会は設置されていたが、より SD を充実させるために令和 5(2023)年度より、教職員が建学の理念、教育目標の実現のため、以下の内容を実施する組織として設置した。組織的な SD 活動を推進するための具体的方策を提案及び実施し、FD・SD 活動の積極的な推進を図っている。

【資料 4-3-1】

- (1) 教育研究活動改善のための立案
- (2) FD・SD 活動及び研修の立案・実施
- (3) FD・SD 活動に関する情報の収集と提供
- (4) その他学長の諮問する事項

主な活動としては、FD 活動と協働して行っているため 4-2-②にも記載している。第一に研修として、新入教職員への辞令式終了後に新入教職員研修として、学長から建学の理念について、その他大学役職者や各部署長からの組織説明等を行っている。全体集合研修として、令和 5(2023)年度は学生人権擁護委員会と協力をし、「ハラスメント防止のための基礎知識」を実施した。

事務職員対象の学内における SD 研修会としては、毎年卒業式、入学式の業務説明会後に入試制度の概要と本学の概況や中期計画について、第三者評価審査項目解説、カリキュラム課題など、時期的に次年度事業にかかわる内容についての説明を学内では実施している。

【資料 4-3-2】

専任事務職員については、年度当初に研修費が支給されており、年度末までに研修費報告書を提出することとなっている。そのほか職務に関する、外部の研修会などに参加している。毎年 1 回程度大学・短大事務部長は各事務職員と面談を実施しており、業務目標の確認や振り返りなどを実施して各自の業務の資質向上や能力の向上を図っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度より、大学、短期大学の FD・SD を一体的に検討する組織とし FD・SD 委員会を設置した。今後教学マネジメントの課題や大学を取りまく社会状況と各種法令の改

定に対応すべく教職員のSDの取り組みをさらに進めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程

【資料 4-3-2】 SD 研修一覧

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員については、全員に研究を行うための研究室が設置されている。各研究室はパソコンやインターネット環境など基本的な設備を備え、また研究室はゼミナールを含めた学生の指導の場としても利用するため、ミーティングテーブルと椅子が設置されている。なお、一部の助教、特任教員は共同で利用する合同研究室を設けている。

また、大学院の合同研究室は修士課程、博士課程ごとに設け、大学院生が利用することができる。また、大学院専用の貸出パソコンが7台あり、研究活動の際にも必要に応じて活用できる。

専任教員は一定期間勤務すると、半年または1年間の長期研修制度(サバティカル制度)を申請することができる制度を整えている。【資料 4-4-1】

専任教員には個人研究費が配分されており、それぞれの専門分野の研究に必要な研究機器や図書を整備することができるようになっている。個人研究費は令和5(2023)年度に研究計画に基づく一定額の次年度繰越制度を設け、研究計画に基づき執行をしやすくした。

【資料 4-4-2】

教員が研究活動の成果を発信する場として、「紀要」、「研究年報」「情報教育研究」など学内部署において研究誌を刊行し、白梅学園大学・短期大学学術リポジトリに掲載し、広く内外に公開している。また、研究年報に教員の毎年の研究業績一覧をまとめ、記載している。【資料 4-4-3～5】

大学の研究組織として、子ども学研究所を設置している。子ども学研究所は本学専任教員全員が所属し、研究部門、地域連携部門、成果発信部門を設け、事業を実施している。

【資料 4-4-6】

研究部門では研究助成を行っており、各研究助成の成果は研究年報に掲載している。地域連携部門では活動助成として地域連携等の実践や活動について助成を行っており、こちらも成果を研究年報に掲載している。また地域連携担当副所長は小平市の大学間連携協議会(通称「こだいらブルーベリーリーグ」)に参加し、小平市と市内にキャンパス等を設置する7つの大学とイベント及び意見交換等を行っている。成果発信事業では、毎年の研究

年報の発刊とともに公開講座を実施している。令和 5(2023)年 4 月に研究状況、研究支援に関するアンケートを実施し、令和 4(2022)年度科学研究費採択の代表・分担者における教育活動（授業・実習等）、研究活動、社会サービス活動（学外活動）、その他の職務活動（公務、研究費精算等）の平均的な時間について調査を行った。平成 30(2018)年度文部科学省実施「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」での全国平均値と比較し、本学では研究活動よりも教育活動（授業・実習等）や社会サービス活動（学外活動）に対する時間が全体的に多い傾向にあると分析し、今後の研究支援を検討していく。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

教員は研究者として、研究を遂行するにあたり常に倫理的な判断が求められており、公正な研究者の姿勢として「白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範」を定めている。【資料 4-4-7】

本学では人間生活の質的向上に資する学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、個人の尊厳および人権の尊重その他、倫理的観点ならびに科学的観点から、研究者が研究現場において遵守すべき事項として「白梅学園大学・白梅学園短期大学研究倫理指針」を定めている。【資料 4-4-8】

本学に所属する研究者が行う「人を対象とする研究」に関しては、「研究倫理審査委員会規程」を制定し、研究実施計画の適否を委員会にて審査を行い、最高管理責任者である学長の承認による研究の適正性の確保を図っている。【資料 4-4-9】

なお、「人を対象とする研究倫理審査申請マニュアル」を作成し、対象者に配布・配信を行い、研究において遵守すべき事項を周知することに努めている。【資料 4-4-10】

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」及びその他の関係法令通知等に基づき、研究活動の不正行為への対応を定めている。

「白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」、
「白梅学園大学・白梅学園短期大学 公的研究費等の不正使用に係る通報及び調査手続き等に関する規程」、
「白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の運営・管理に関する規程」、
「白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費等不正使用防止計画推進委員会規程」、
「科学研究費補助金等の公的資金に関する不正使用防止計画」、
「白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の適正な運営・管理に関する内部監査規程」にて、不正行為・使用への通報や対応、研究費管理や不正使用防止計画の策定や、内部監査による改善を行う体制を整備し、適正な運用に当たっている。なお、「白梅学園大学 白梅学園短期大学 公的資金・補助金等研究費使用マニュアル」を毎年作成し、対象者に配布・配信を行い、研究費管理・精算において遵守すべき事項を周知することに努めている。そして、研究費の不正防止とともに、その検証として、毎年内部監査委員会による監査を（抽出した課題数件）実施し、その結果は最高管理責任者である学長に報告し、学長から被監査者とともに教授会にて報告している。【資料 4-4-11～17】

令和 5(2023)年 7 月 13 日には研究倫理ガイダンスを全教員及び研究支援に係る事務職員に対して行い、受講を必須としている。また、大学院における研究倫理教育については、所属するすべての大学院生、研究生が研究倫理教育を受講するようシステムを整え、

受講状況の確認を行っている。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）」に伴い、学内でのコンプライアンス意識を高めるべく、コンプライアンス教育や啓発活動を実施した。令和5(2023)年度実施の研究倫理に関する研修・啓発活動は下記の通りである。

令和5(2023)年度実施 研究倫理に関する研修・啓発活動（ ）は開催委員会

令和5(2023)年 5月11日	2023年度研究費執行説明会（子ども学研究所）	対象：大学・短期大学専任教員
7月13日	研究倫理ガイダンス（学術情報委員会）	
7月29日	研究倫理ガイダンス （学術情報委員会・研究倫理審査委員会）	対象：大学院生、研究生
10月16日（資料配信）	2023年度研究費不正防止のための啓発活動 「公的研究費の適正な執行について」（子ども学研究所）	対象：大学・短期大学専任教員
10月16日～11月17日 （オンデマンド動画）	2023年度コンプライアンス教育「大学の教育・研究活動において求められること—公正な研究活動と個人情報保護を中心に—」（子ども学研究所）	対象：大学・短期大学専任教員、科学研究費等公的研究費の事務・管理等の関係職員
令和6(2024)年 2月（資料配信）	2023年度研究費不正防止のための啓発活動 「研究費精算での留意点」（子ども学研究所）	対象：大学・短期大学専任教職員

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学における研究活動を推進するため、専任教員には個人研究費が支給されている。個人研究費は、研究機器・学術図書の購入、学会出張などに有効活用できるようになっており、令和5(2023)年度より、上限20万円を一定の審査を経て次年度に繰り越すことができることにし、有効活用ができる制度を設けた。

そのほか図書購入費が配分されており、研究室置き図書として専門図書、学術研究雑誌等購入ができ、研究活動に活用されている。

また、学内の公募による研究費、実践活動費として、子ども学研究所の「個人研究、共同研究の取り扱いに関する内規」、「地域課題解決型活動プロジェクトの取り扱いに関する内規」、「特定課題研究に関する内規」、「特定課題活動に関する内規」に基づき、本学教員が行う研究・地域活動を推進する目的で各研究・活動助成による研究資源の分配を行っている。子ども学研究所にて学内公募を行い、審査・企画を経て、配分決定されている。そのほか、学長裁量費として、出版助成や教育改革を目的として教育研究を推進する研究、活動についての助成（教育改革等についての取り組みに関する助成金）がある。**【資料 4-4-18～25】**

なお、子ども学研究所の研究助成金については毎年の成果報告会を実施し、報告義務としている（令和5(2023)年6月29日実施）。合わせて科学研究費申請に向けた説明会を

施し、学内の採択経験者による情報提供や間接経費の資源配分の説明を行っている。

また、研究機関の長である学長の判断のもと、研究活動や研究機関の充実につながるよう経費配分を計画している。科学研究費等への申請・採択件数を増やすことで、本学の研究活動を一層活性化することが必要であることから、令和 4(2022)年度より学内での科学研究費への応募支援として、希望者には科研費申請書添削を複数回行い、申請・採択件数の増加につながるよう努めている。また、先述の「研究環境の状況アンケート」では研究者が人的支援を希望している声が多く、研究時間を十分に確保する上での RA(Research Assistant)や研究補助者などの必要性が高いことが明らかになったため、研究時間が確保できるような制度、資金配分を検討していく。

なお、令和 5(2023)年度の間接経費の使用計画については、研究者のニーズに沿った有効的な資源配分になるよう、子ども学研究所にて「研究環境の状況アンケート（対象：科学研究費採択代表者、分担者）」を令和 6(2024)年 1 月にオンラインにて実施し、各研究者の研究環境について改善が必要な設備やサービス、人的支援について意見聴取を行った。アンケート結果から研究者にとって需要の高い設備やサービスの導入を検討し、学会ポスター発表のための印刷用紙等、共通利用の物品購入を計画した。今後はニーズが高い RA(Research Assistant)や研究補助者などの導入に向けた体制づくりを検討していく。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究費等の資源配分について、おおむね適正に配分できている。

研究倫理に関する規程、審査体制を確立しており、適切な研究活動が行われている。

科研費等の学外研究費獲得のための支援体制についても、毎年子ども学研究所において検討を行い、必要な支援を検討実施している。

研究費の精算については、研究者の研究費精算や事務手続きの簡素化に向けて、令和 4(2022)年度より研究費管理システムを導入（科研費・学内研究助成対象者のみ）し、改善しつつも研究費の執行ルールについては研究費の適正な管理に努めていけるよう、学内での啓発活動を定期的実施し、意識向上を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】白梅学園大学・短期大学 専任教員長期研修制度運用規則

【資料 4-4-2】白梅学園大学・白梅学園短期大学 個人研究費規程

【資料 4-4-3】白梅学園大学・白梅学園短期大学紀要第 60 号

【資料 4-4-4】白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所研究年報第 28 号 2023

【資料 4-4-5】白梅学園大学ホームページ（白梅学園大学・短期大学学術リポジトリ）

【資料 4-4-6】白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所規程

【資料 4-4-7】白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範

【資料 4-4-8】白梅学園大学・白梅学園短期大学研究倫理指針

【資料 4-4-9】研究倫理審査委員会規程

【資料 4-4-10】白梅学園大学 白梅学園短期大学 人を対象とする研究倫理審査申請
マニュアル

【資料 4-4-11】白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動の不正行為への対応に

関する規程

- 【資料 4-4-12】白梅学園大学・白梅学園短期大学 公的研究費等の不正使用に係る通報及び調査手続き等に関する規程
- 【資料 4-4-13】白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の運営・管理に関する規程
- 【資料 4-4-14】白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費等不正使用防止計画推進委員会規程
- 【資料 4-4-15】白梅学園大学・白梅学園短期大学における科学研究費補助金等の公的資金に関する不正使用防止計画
- 【資料 4-4-16】白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の適正な運営・管理に関する内部監査規程
- 【資料 4-4-17】白梅学園大学 白梅学園短期大学 公的資金・補助金等研究費使用マニュアル 【2023 年度版】
- 【資料 4-4-18】白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 個人研究、共同研究の取り扱いに関する内規
- 【資料 4-4-19】白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 地域課題解決型活動プロジェクトの取り扱いに関する内規
- 【資料 4-4-20】白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 研究所を中心とした特定の課題研究の取り扱いに関する内規
- 【資料 4-4-21】白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 研究所を中心とした特定の地域課題を対象にした活動の取り扱いに関する内規
- 【資料 4-4-22】2023 年度 子ども学研究所 研究助成 課題一覧
- 【資料 4-4-23】2023 年度【地域課題解決型活動プロジェクト】一覧
- 【資料 4-4-24】2023 年度特定課題研究・活動 企画・推薦一覧
- 【資料 4-4-25】学内予算における学長裁量費取り扱い要項
- 【資料 4-4-26】白梅学園大学・白梅学園短期大学出版助成規程

[基準 4 の自己評価]

大学の意思決定と教学マネジメントについては、教授会、各種委員会、執行会議等があり、各種規程に対応した権限と責任体制が明記されている。学長のリーダーシップの下、機能的に運営されている。特に権限の適切な分散と責任の明確化を行う観点及び学長補佐機能の強化のため、令和 5(2023)年 7 月に学長補佐を設置し、その後必要な規程の改定を行い整備した。権限の適切な分散と責任を明確にし、大学の組織及び事務分掌規程にもとづき職務を行う職員の配置により適切な業務執行体制、教職協働体制が確立されている。

教員組織は、大学設置基準、各種免許・資格の規則等における必要教員及び教授数を満たしている。採用、昇格について適切に管理運用されている。

FD 及び SD について FD・SD 委員会を設置し、定期的な研修制度が整えられ、資質・能力向上が図られている。授業評価アンケートの集計・分析を活用し FD 活動を推進している。授業改善、業務改善を日々推進している。

研究支援については、研究室、パソコン、学内ネットワーク等、研究環境を整え、研究費の配分、研究誌の発刊、長期研修制度（サバティカル制度）、研究支援制度があり、研究

活動の適切な支援がなされている。科学研究費等の外部研究費獲得については、子ども学研究所において基盤研究の支援を始め、申請に関する支援を実施している。

研究倫理について、各種規程や審査制度を整備・確立しており、厳格に運用するとともに、毎年の研修を実施しており、適切に行われている。

以上のことから基準4を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は「学校法人白梅学園寄附行為」、法人及び大学の各種規程等に基づき、法人運営を行っている。寄附行為第 16 条において、理事会を法人の決議機関とし、第 11 条において理事長が法人を代表し、その業務を総理することを定めている。寄附行為第 19 条、第 21 条で評議員会の設置及び諮問機関としての位置づけを定め、規定に基づいた意思決定を行っている。【資料 5-1-1】

理事会・評議員会を構成する役員及び評議員の選任は、寄附行為の選任条項に従い適切に行われている。【資料 5-1-1～2】

監事は寄附行為第 15 条に基づき、理事会・評議員会、その他必要に応じて法人の重要会議に出席し、法人の業務、経営の状況及び理事の業務執行状況の確認を行っている。また、半期ごとに各部門の事業計画の進捗状況を確認し、理事会及び評議員会に報告している。本学園及び理事は、監事からの指摘事項がある場合には適切に対応している。【資料 5-1-3～4】

教職員の組織倫理に関する規則として、「就業規則」を定めている。就業規則第 2 条において、「教職員は、本学園の建学の精神であるヒューマニズムの理念に基づき、この規則およびこれに付属する諸規程を忠実に守ってその職責を遂行し、互いに協力して本学園の発展に努めなければならない。」と規定している。就業規則第 3 章では服務規律について定め、第 13 条に「本学園の名誉を重んじ、教職員としての品位を保つこと」と規定している。教職員は、就業規則の他、法人及び大学の各規程に基づき適切な運営に努めている。【資料 5-1-5】

また、「白梅学園大学・短期大学ガバナンス・コード」に法人運営の基本等について定めている。ガバナンス・コードに基づき、毎年度自己点検を実施し、適切な運営・改善に努めている。ガバナンス・コードの自己点検の結果は、学園及び大学ホームページに公開している。【資料 5-1-6～7】

また、情報の公表については、私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2 の規定に基づき、寄附行為第 35 条に「財産目録等の備付け及び閲覧」を、第 36 条に「情報の公表」定めている。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を学園ホームページで公表しているほか、法人事務局に備え付け、利害関係人から請求があった場合に閲覧に供している。【資料 5-1-1】

学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている教育・研究情報について、大学ホームページにて掲載し、公表を行っている。

以上のとおり、本学園は寄附行為その他の諸規則等に従って、誠実に運営されており、経営の規律と誠実性は確保されている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の使命・目的を実現するため、平成 30(2018)年度に、平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度までの5か年の中期実行計画(第1期中期実行計画)を策定した。第1期中期実行計画に基づき各年度の事業計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、理事会・評議員会に報告を行っている。【資料 5-1-8】

第1期中期実行計画の最終年度である令和 5(2023)年度は、第1期中期実行計画の振り返りを実施し、第1期中期実行計画の進捗結果及びその他私学を取り巻く状況も踏まえて第2次中期実行計画(令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度)を策定した。【資料 5-1-9】

また、令和 5(2023)年度より白梅学園ランドデザインの検討を開始している。令和 6(2024)年度 3月までの策定を予定しており、策定後は第2次中期実行計画に反映し各年度事業計画に落とし込み、引き続き、使命・目的の実現を目指している。【資料 5-1-10】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

省エネルギーについては、施設使用時の無駄な電気使用を無くすように呼びかけ消灯を推奨している。エアコン使用については7月～8月は28℃、12月～3月は20℃の室温とするよう呼びかけ、クールビズ、ウォームビズを推奨している。

ゴミ回収については、日常的に可燃物、不燃物の廃棄物とビン缶、ペットボトル、紙類、布類等の資源とに分別の徹底を学生や教職員に伝えている。

消防計画の作成また、それに基づいた、自衛消防体制の一覧表を作成し共有している。

【資料 5-1-11～12】

消防法に基づき、部門ごとに自衛消防訓練を実施している。大学では年1回の自衛消防訓練を実施している。訓練は、登校している学生が全員参加できるように、授業中に地震や火災発生を校内緊急放送としてアナウンスし、全学生が避難行動を行う。避難の様子を消防署員が確認し、避難後に講評を貰っている。訓練内容は学生委員会において企画し、実施後の課題についても委員会にて確認している。

毎年健康生活支援センターにおいて、教職員を対象に普通救命講習会を実施しており、参加者はAEDの使用練習を行っている。

また、学校における感染症については、学生、教職員ともに学校において予防すべき感染症に罹患または罹患した疑いがある場合の出校停止期間や諸手続きを整え、感染症の予防に努めている。【資料 5-1-13】

学校法人白梅学園に属する教職員、学生・生徒・幼児並びに関係者の人権を擁護し、修学及び就労にふさわしい環境を保持するために、「学校法人白梅学園人権侵害の防止に関する規則」を設けている。ここでは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント並びに性別、職種、人種等を理由とした不当に差別的な言動により相手を不快にさせる行為全般を人権侵害と位置づけ、この防止のための責任主体、組織体制整備を規定している。法人理事長は、この人権侵害の防止等について統括し、問題が生じた場合、必要な措置を迅速かつ適切に行う責任を持ち人

権侵害の防止及び排除に努めている。【資料 5-1-14】

学生の人権擁護については、「学生人権擁護の指針」を定め、これに基づいて学生人権擁護委員会を設置し、学生からの相談体制、相談員体制を整備し対処している。また、教職員間の職場における人権擁護については、「白梅学園教職員ハラスメント防止規程」を定め、教職員ハラスメント相談調査員及び教職員ハラスメント防止委員を選任し対処している。それぞれ事案が生じた場合、その相談調査結果に基づいて各委員会にてハラスメントの有無について審議し、認定があれば就業規則に基づいた懲戒委員会が発動し対処することとなる。【資料 5-1-5】【資料 5-1-15～16】

このように人権侵害の防止及び排除は常に努めねばならないこととしており、またそれが生じてしまった場合の適切な対処法及びその体制を整えている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性の維持のため、引き続き関係法令の遵守、関係規定に基づく適正な法人運営に努める。また、令和 7(2025)年 4 月の私立学校法改正に合わせて、寄附行為の変更及び情報公開規程の他、各種法人運営に関わる規程の見直しを行っている。私立学校法改正の趣旨に則り、本学園の意思決定やステークホルダーへの情報公開等の体制整備を進める。

使命・目的の実現については、令和 5(2023)年度に策定した第 2 次中期実行計画に基づき各年度の事業計画を策定し、進捗状況の確認・計画見直しを定期的に行い、目標達成のために着実な実行に努める。また、「白梅学園ランドデザイン」を策定し、引き続き使命・目的の実現に向けた努力を行う。

また、様々な危機管理が求められる中、大学と法人での内容のすり合わせにより、有効に活用できる危機管理の手順書の作成が求められる。大学敷地が被災した場合の初動体制の整備も必要である。そのうえで、様々な方法によつての日常的な訓練ができるよう検討している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人白梅学園寄附行為

【資料 5-1-2】 2023 年度事業報告書

(P. 54～57_役員の概要／評議員の概要／理事会・評議員会の開催状況)

【資料 5-1-3】 令和 5 (2023) 年度 白梅学園業務監査計画書

【資料 5-1-4】 令和 5 (2023) 年度白梅学園業務監査報告 (概要)

【資料 5-1-5】 就業規則

【資料 5-1-6】 白梅学園大学・白梅学園短期大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-7】 2022 年度 白梅学園大学・白梅学園短期大学ガバナンス・コードの遵守状況 (2023 年 9 月 29 日)

【資料 5-1-8】 学園の将来に向けての構想 (2019～2023)

【資料 5-1-9】 学校法人白梅学園第 2 期中期実行計画(2024～2028)

【資料 5-1-10】 白梅学園ランドデザイン策定会議設置要綱

【資料 5-1-11】 消防計画

【資料 5-1-12】 自衛防災表

【資料 5-1-13】 学校における感染症について

【資料 5-1-14】 学校法人白梅学園人権侵害の防止に関する規則

【資料 5-1-15】 白梅学園教職員ハラスメント防止規程

【資料 5-1-16】 学校法人白梅学園懲戒委員会規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 3 条に目的として「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育研究事業を行うことを目的とする。」とある。大学学則にて第 1 条に「白梅学園大学(以下、「本学」という。)は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、教育基本法に則って教育研究に従事し、人類の幸福、文化の向上及び社会の発展に寄与する研究成果ならびに優れた人材を生み出すことを目的とする。」、大学院学則第 1 条に「白梅学園大学大学院(以下、「本大学院」という。)は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、高度かつ専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。本学の使命・目的は明確であり、理事会等はその達成に向け、管理運営を適切に行う機能・体制を担っている。【資料 5-2-1~2】

寄附行為第 16 条において、理事会を本学園の決議機関とし、規定に基づいた意思決定を行っている。令和 5(2023)年度は、計 9 回の理事会を開催した。寄附行為第 19 条では評議員会の設置について規定し、第 21 条に定める諮問事項については事前に評議員会で意見を聴いたうえで理事会での意思決定を行っている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-3】

また、機動的な意思決定のための仕組みとして「学校法人白梅学園常勤理事会規程」に基づき、常勤理事会を設置している。常勤理事会では「理事会から常勤理事会への付託(令和元(2019)年 5 月 20 日理事会承認)」に基づき理事会から付託を受けた日常の業務運営における意思決定の他、理事会での円滑な意思決定のために法人及び大学を含む各部門との事前調整・必要事項の整理等を行っている。【資料 5-2-4~5】

理事会を構成する理事は、寄附行為第 6 条に基づき適切に選任されている。候補者の選考にあたっては今後求められる学園としての要件を具体化し、選考している。

各年度の事業計画は第 1 期中期実行計画に基づき策定し、評議員会への諮問を経て、理事会にて意思決定を行っている。事業計画は半期ごとに振り返りを行い、施策の達成状況を理事会で確認している。【資料 5-2-6】

理事会の開催にあたっては、寄附行為第 16 条第 10 項に基づき、理事総数の過半数の理事の出席により会議を成立としており、理事の出席状況は適切である。また、寄附行為第 16 条第 11 項において、理事会において付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなすとし、開催当日に出席できない場合は意見書(決

議事項においては議案ごとの賛否)の提出を求め、適切な意思決定と運営を行っている。

【資料 5-2-7】

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的の達成に向けて、理事会における意思決定は寄附行為の定めに基づき適正に行われており、常勤理事会の設置により円滑な意思決定につながっている。引き続き、適正な意思決定の体制を維持するとともに、令和7(2025)年4月の私立学校法の改正に向け、寄附行為及び改正私立学校法に基づいた運営体制の見直しを進める。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人白梅学園寄附行為

【資料 5-2-2】 白梅学園大学学則・白梅学園大学大学院学則

【資料 5-2-3】 2023 年度事業報告書

(P. 54～57_役員の概要／評議員の概要／理事会・評議員会の開催状況)

【資料 5-2-4】 学校法人白梅学園常勤理事会規程

【資料 5-2-5】 理事会から常勤理事会への付託 (2019(令和元)年 5 月 20 日理事会承認)

【資料 5-2-6】 学園の将来に向けての構想(2019～2023)

【資料 5-2-7】 2023 年度理事会出欠名簿及び欠席者意見書／
2023 年度評議員会出欠名簿及び欠席者意見書

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「学校法人白梅学園常勤理事会規程」に基づき常勤理事会を設置し、法人及び大学を含む各部門との日常の業務運営における調整・必要事項の整理、その他重要事項の共有・意見交換等を行っている。大学からは学長、学部長及び後述の大学・短大事務局部長が陪席し、法人の他、高校以下の各学校との意思疎通と連携も適切に行われている。また、常勤理事会・理事会・評議員会には、大学・短大事務局部長の他に必要に応じて関係職員が陪席し、業務に関する説明をしている。【資料 5-3-1】

令和 3(2021)年 4 月より「大学・短大事務局」及び大学・短大事務局部長職を新設し、学長補佐機能を強化するとともに、事務課間の調整・指示機能を持たせ、大学内の運営体制を整えた。大学・短大事務局部長は、常勤理事会・理事会・評議員会に陪席している。また、事務においては、法人事務局部長及び大学・短大事務局部長、その他大学を含む各部門の事務課長が出席する課長会を定期的に開催している。課長会で各課の業務報告や連絡と調整を行っている。また、理事会、常勤理事会、教授会での承認事項等について共有し、

連携が図られている。【資料 5-3-2～3】

常勤理事会・理事会・評議員会の議事録は共有フォルダを通じて公開されており、各教職員が法人及び大学の運営に関する意思決定の状況を確認できるようになっている。

以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携、教職員の提案などをくみ上げる仕組みの整備については適切に行われている。

理事長のリーダーシップについては、寄附行為第 11 条において、法人を代表し、その業務を総理することを定めている。理事長は寄附行為第 5 条第 2 項の規定に基づき理事のうちから理事総数の過半数の議決により選任している。また、本学園の意思決定において、寄附行為第 16 条に基づき理事会を招集し、議長を務めている。【資料 5-3-4】

さらに、理事長の方針を明確にするため、各年度の事業計画書で理事長方針を示し、当年度の事業計画に落とし込んでいく。常勤理事会などの会議を通じて、理事長の方針や構想を部門長及び教職員に適時発信し、論議している。また、理事長のリーダーシップのもと、円滑な法人運営を行うために、法人事務局長が理事長の命を受けて学園全般の事務を総括し、法人事務局及び大学・短大事務局を中心にその補佐を行っている。大学・短期大学に関する事項については、理事長と学長及び大学・短大事務部長等の大学役職者間で情報共有・意見交換を行いながら意思決定を行っている。【資料 5-3-5】

以上のように、理事長のリーダーシップのもと、適切に学園運営に関して論議・意思決定を行うことのできる内部組織体制を整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

上記の常勤理事会等の意思決定・情報共有の体制を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の連携が図られていると同時に相互にチェックする体制が整備されている。

監事については、寄附行為第 7 条に基づき、法人の理事、教職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。【資料 5-3-4】【資料 5-3-6】

監事は寄附行為第 15 条の定めに従い、職務を行っている。理事会、評議員会、その他必要に応じて法人の重要会議に出席し、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況の確認を行い、意見を述べている。また、毎年度業務監査計画書を作成し、半期ごとに監事が学長に計画の進捗状況及びその後の進め方について業務ヒアリングを実施している。業務ヒアリングの内容は理事会・評議員会にて監事より報告し、役員・評議員から進捗に対する意見を聴いている。【資料 5-3-7～9】

寄附行為第 15 条に定める事項の監査の結果については、毎会計年度、監査報告書が作成され、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出されている。【資料 5-3-10】

評議員は、寄附行為第 23 条に基づき適切に選任されている。また、候補者の選考にあたっては今後求められる学園としての要件を具体化し、選考している。【資料 5-3-4】【資料 5-3-6】

評議員会の運営は、寄附行為第 19 条に基づき適切に行われている。令和 5(2023)年度は、5 月・11 月・1 月・3 月の計 4 回開催した。【資料 5-3-4】【資料 5-3-6】

私立学校法第 42 条で定められている事項については、寄附行為第 21 条に諮問事項とし

て規定し、理事会での意思決定前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。また、寄附行為第 34 条第 2 項に定める決算及び実績の報告は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、理事長から評議員会に報告し意見を求めている。その他寄附行為に定める事項以外に、学園の現状及び経営に関する事項などについて情報共有及び意見聴取を行っている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-6】【資料 5-3-12】

評議員会の開催にあたっては、寄附行為第 19 条第 8 項に基づき、評議員総数の過半数評議員の出席により会議を成立としており、評議員の出席状況は適切である。また、寄附行為第 19 条第 9 項において、評議員会において付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなすとし、開催当日に出席できない場合は意見書（決議事項においては議案ごとの賛否）の提出を求め、適切な意思決定と運営を行っている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-11～12】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

「大学・短大事務局」及び大学・短大事務局部長職の新設により、法人と大学間の情報共有・意思疎通の円滑化が図られている。引き続き、各部門間の連携を強化する。

また、令和 7(2025)年 4 月の私立学校法の改正に向け、寄附行為及び改正私立学校法に基づいた運営体制の見直しを進める。改正私立学校法の趣旨に則り、学園及び大学の各種規定の見直しや監査環境の整備等を行い、本学園の内部統制システムの整備、学園内の相互チェック機能や理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境を引き続き整備する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人白梅学園常勤理事会規程

【資料 5-3-2】 学校法人白梅学園事務分掌規程

【資料 5-3-3】 学校法人白梅学園事務組織規程

【資料 5-3-4】 学校法人白梅学園寄附行為

【資料 5-3-5】 2023 年度事業計画書（P1. 2023 年度理事長方針）

【資料 5-3-6】 2023 年度事業報告書

（P. 54～57_役員の概要／評議員の概要／理事会・評議員会の開催状況）

【資料 5-3-7】 令和 5（2023）年度白梅学園業務監査計画書

【資料 5-3-8】 令和 5（2023）年度上半期における白梅学園業務監査（報告）

【資料 5-3-9】 令和 5（2023）年度白梅学園業務監査報告（概要）

【資料 5-3-10】 2023 年度計算書類（P. 40_監事監査報告書）

【資料 5-3-11】 2023 年度理事会出欠名簿及び欠席者意見書／2023 年度評議員会出欠名簿及び欠席者意見書

【資料 5-3-12】 2023 年度評議員会議題書

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

我が国の人口減少は、予想を超えた速さで進んでおり、今後の学園全体に大きな影響を与えると考えられる。大学をはじめ全ての部門が改革を進めていくことの必要性があげられる。学園建物の耐震化、老朽化対策・校舎更新の課題への対応を進めていく必要がある。各学校の学生等見込数及び人員計画数、学園全体の施設修繕計画及び施設設備更新計画値に基づき、財政見通し（～令和 24(2042)年度まで）を作成し、常勤理事会を中心に常時課題の共有化をはかることで、適切な財務運営を行っている。【資料 5-4-1～5】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立に向けて、平成 31(2019)年度より財政再建策を実施している。小規模な学園であるが、各学校に対して、定員充足に向けた努力を継続的に働きかけてきた。令和 4(2022)年度までは大学・短期大学、高等学校部門は定員充足を実現し、全体として一定水準の学納金収入を確保できていた。令和 5(2023)年度は全部門にて定員未充足となったため、年度当初から常勤理事会にて募集状況を随時確認し、入学者の確保に取り組んでいる。【資料 5-4-4】

予算編成段階で、収支バランスを確保することを徹底し、執行状況を適宜確認している。持続的存続・発展ができるよう収支バランスの見直しを行っている。【資料 5-4-2～3】

支出については、各学校に対して、毎年の予算編成の際、「ゼロベースでの見直し」を訴えかけるとともに、法人で支出の必要性について統制を働きかけてきた。小規模学園であり、規模のメリットが働きにくい中、毎年、当該年度単位では収支バランス確保に尽力している。

学園の教育、研究及び地域活動の向上発展のための「白梅学園未来基金」を平成 23(2011)年度に創設した。令和 5(2023)年度には大短新棟建築計画を中心とする 80 周年記念事業のために「白梅学園創立 80 周年記念事業募金」を新たに開始した。【資料 5-4-4～6】

その他外部資金としては、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）があり、令和 5(2023)年度は新規・継続課題含め 30 件（他研究機関代表課題の分担者含む）であった。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤確立のために、入学者の確保に向けてより一層魅力ある教育を実施するとともに、オープンキャンパスや入試制度についても継続的に改善を実施する。

中長期の財政見通し計画を随時更新するとともに、様々な状況を想定した複数のシナリオを設定し、将来リスクに耐えうる財務計画を策定する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人白梅学園会計規程

【資料 5-4-2】 白梅学園の充実・発展に向けて

【資料 5-4-3】 2023 年度事業計画書

【資料 5-4-4】 2023 年度計算書類

【資料 5-4-5】 学校法人白梅学園未来基金規程

【資料 5-4-6】 白梅学園創立 80 周年記念事業募金のお願い

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

公益法人である学校法人として、適正な会計処理の遂行は、公益法人の社会的責任、説明責任の重要性が増す中、より重要と認識している。また、その会計データを基に財務上の分析を行い学園の中期的な運営にも資することを目的に、体制をより強固にして改善を図っているところである。会計処理の適切性について、学校法人会計基準、寄附行為、「学校法人白梅学園会計規程」に基づき行っている。各部門の担当、責任者を通じて提出された伝票については、財務課にて裏づけ資料をはじめとして伝票の適切性を確認するチェック体制をとっている。【資料 5-5-1～2】

個別の不備事例が生じたときは、是正とともに再発防止の体制を組み実行し、改善サイクルを回し態勢の強化に努めている。文部科学省や税務署等、関連省庁の注意喚起が発信された場合、速やかに対応し、各部門に対し趣旨伝達と改善を実施している。会計処理の適切性の重要性を財務課だけでなく、関連部署との認識共有に努めている。

予算については、予算毎年度の予算編成方針は理事長より出され、それを受けて部門ごとに、事業計画と計画に伴う経費を示し、原案を作成している。大学の事務課の予算以外は、予算委員会において上記予算編成方針に基づき、審議を行った後、法人事務局へ提出している。事務課においては、大学・短大事務部長、教学企画課において予算案をとりまとめ、大学全体での配分を調整し、それをもとに法人事務局が聞き取りを行い、予算案を決定し、評議員会、理事会を経て当該年度の予算が成立する。予算の執行については、各学科・各部署の予算枠内で担当者、所属長、財務課、法人事務局長の承認を経て処理され、学内ネットワークにて随時執行状況を把握できる環境を構築している。予算外、もしくは予算を大幅に超える支出については、理事長の事前許可を必要としており、各部門からの稟議が出され、それを許可し、補正予算に計上する仕組みをとっている。【資料 5-5-3】

このように、公益法人である学校法人の会計処理の適正性を認識し、学園内で共有化を図り、チェック体制の強化、改善サイクルを回して、体制強化を図っている。補正予算も適正性の観点から、漏れのないよう仕組みを実施している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事による監査と公認会計士による会計監査を行っている。

監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条に基づき、年間の理事会・評議員会に毎回出席し、法人の業務、経営の状況及び理事の業務執行状況を把握し、適正に行われているか監査を行っている。決算時には事前に監査を行い、理事会・評議員会において報告を行っている。監査法人による監査は、監査契約を結び年間計画をたて、延べ 12 日間で期中監査と期末監査を行っている。会計伝票と証票書類の照査照合、会計帳簿のチェック、理事会・評議員会議事録の閲覧、固定資産の実査、有価証券の確認等、学校法人会計基準に合わせて適正に処理されているかを点検している。いずれも毎回講評を受け、改善指摘事項については、順次改善を図っている。不明な点は、監査中に限ることなく、随時監査法人に相談し、助言を元に適切化に努めている。また、監査法人からは監査の区切りごとに、理事長、法人事務局長及び会計処理担当の職員が揃い講評を受け、会計状況の共有を図っている。監事と監査法人の間でも情報・意見交換を実施している。【資料 5-5-4】

このように、監事・監査法人から講評を受けて、改善の契機としていること、また、講評は常勤理事会でも共有を図っていること、監事・監査法人間の意見交換会を法人からの依頼で開始したことなど、会計処理のより一層の適切性・透明性を目指し、改善サイクルを回している。

学生数等の大幅な減少等により当初の事業計画及び予算に大幅な変更が生じた場合には、補正予算を編成する。大幅な変更とは、事業活動収支予算書における「事業活動収入計」または「事業活動支出計」に対して 1 割を超える変更が生じる場合としている。【資料 5-5-5】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計を適切に処理するだけでなく、その能力を財政構造の分析に繋げるよう平成 29(2017)年度より取り組み始めたが、今後はより一層取り組みを進め、法人及び大学の収支構造をわかりやすい資料作成により、経営並びに一人一人の教職員が共有し、学園が中長期的に取り組むべき課題を全員が理解し、全員で取り組む体制を整える。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人白梅学園寄附行為

【資料 5-5-2】 学校法人白梅学園会計規程

【資料 5-5-3】 2023 年度事業計画書 (P. 33_2023 年度予算)

【資料 5-5-4】 2023 年度計算書類 (P. 40_監事監査報告書)

【資料 5-5-5】 補正予算の編成方針 (2020 年 11 月 20 日常勤理事会)

【基準 5 の自己評価】

学校法人白梅学園は、私立学校法等の関係法令を遵守している。法人の使命・目的を達成するために「学校法人白梅学園寄附行為」に基づき、理事会・評議員会を適切に開催し、意思決定を行っている。また、理事長ならびに学長のリーダーシップのもと中期実行計画や各年度の事業計画を、評議員会の意見を聴いたうえで理事会の承認を得て策定し、その計画に沿って誠実に事業を執行している。今後は、令和 7(2025)年 4 月の私立学校法改正

に合わせて、寄附行為の変更及び法人運営体制等の見直しを行い、引き続き経営の規律と誠実性の維持に努める。

使命・目的の実現については、令和5(2023)年度に策定した第2次中期実行計画に基づき各年度の事業計画を策定し、進捗状況の確認・計画見直しを定期的に行い、着実な計画実行に努める。

自己評価として、小規模な総合学園としては、小規模ながらも財務基盤の安定に向けて努力してきた。過去の様々な経緯で、減価償却の一定額の資金的な積み立てが十分にできていないこと、若者人口の構造的減少問題、学園建物の耐震化、老朽化対策・更新の課題への対応があり、今後は、財政の現状を学園教職員全体で再認識し人件費比率等の見直し、定員充足、定員増、カリキュラムの簡素化、教員・職員の連携、仕事の見直しなどを総合的に行っていく必要を認識している。今後については、若者人口の減少等の課題を踏まえ、全学的な取り組みを促進していく。

以上のことから基準5を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、全学的な質保証を実現するため、「内部質保証方針」を定め、基本的な考え方として「本学の建学の理念、教育目標および各種方針の実現に向けて、学修者本位の教育を実現するという観点から、自ら教育研究活動をはじめとする大学の諸活動について全学で自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善を推進する。」と定め、内部質保証のための組織と責任体制を明確化している。【資料 6-1-1】

内部質保証を実施するための組織は、「白梅学園大学 自己点検・評価委員会」（以下、「自己点検・評価委員会」という。）としている。自己点検・評価委員会は大学学則第 2 条ならびに大学院学則第 2 条のとおり、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、建学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する」としている。【資料 6-1-2】

自己点検・評価委員会では、「白梅学園大学自己点検・評価規程」の第 1 条に定めており、建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るため、日本高等教育評価機構の基準項目に準拠した項目にて教育研究活動、組織運営、施設設備に関する点検ならびに評価を行っている。【資料 6-1-3】

自己点検・評価委員会の構成員は、学長を始め、各部署長とともに常時自己評価を行う担当者（以下、「LO」という。）を指名し、全学的な体制において自己点検・評価を行っている。

毎年の点検・評価結果は自己点検・評価結果の概要としてまとめ、教授会にて報告の上、ホームページで報告している。【資料 6-1-4】

自己点検・評価委員会は教学マネジメント・IR 委員会及びと協働し全学の委員会、学部・学科・研究科及び関係組織の階層から全学の諸活動について網羅的に検証を行い、内部質保証体制を構築している。【資料 6-1-5】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、内部質保証のための内部質保証については、アセスメントポリシーに基づき大学レベル、教育課程レベル、授業レベルにおいて、PDCA サイクルを回し始めているが、適切な PDCA サイクルになっているかの検証を行い、改善を検討している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 内部質保証方針

【資料 6-1-2】 白梅学園大学自己点検・評価規程

【資料 6-1-3】白梅学園大学自己点検・評価細則

【資料 6-1-4】2022（令和 4）年度 白梅学園大学自己点検・評価の概要

【資料 6-1-5】白梅学園大学・白梅学園短期大学教学マネジメント・IR 委員会規程

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

建学の理念及び大学の使命・目的が達成されるように、学則第 2 条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、建学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する。」と定めている。【資料 6-2-1】

上記、基準 6-1 においても記述している通り、その自ら点検及び評価について、「白梅学園大学自己点検・評価規程」を定め、自己点検・評価を行う機関として、自己点検・評価委員会を設置している。【資料 6-2-2～3】

本学の建学の理念、教育目標各種方針の実現に向けて、学修者本位の教育を実現するという観点から、教育研究活動をはじめとする大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善を推進するための方針として「内部質保証方針」を定め、本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、「自己点検・評価委員会」としている。【資料 6-2-2】

自己点検・評価委員会では、日本高等教育評価機構の評価基準を毎年各部署等に担当を振り分け、自己評価とともに、必要に応じて改善方を提出させ、全学的な教職協働によりその内容の点検・評価を行っている。エビデンスとして、日本高等教育評価機構のエビデンス集（データ編）に準拠した形で毎年作成している。その内容をもとに、LO が自己点検・評価の概要としてまとめ、自己点検・評価委員会での審議の上、教授会に報告し、ホームページに公表をしている。このことにより、客観性・透明性の高い自己点検・評価となっている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教学 IR 体制は、令和 2(2020)年に教学マネジメント・IR 委員会を設置し、令和 3(2021)年に教学 IR 室を設置し、業務体制を確立した。

教学マネジメント・IR 委員会では、「白梅学園大学・白梅学園短期大学 教学マネジメント・IR 委員会規程」において運営を下記のように定めている。

- (1) 教学マネジメントに必要な諸データの一元的把握、分析及び情報提供
- (2) 分析資料の提供による大学意思決定及び企画立案のサポート
- (3) 分析資料の提供による学内における教育改善支援

(4) その他教学 IR 委員会の目的を達成するために必要な業務を実施すること
上記に基づき、関する事項の運営を行っている。

教学 IR 室は事務分掌規程において、下記の分掌を担うこととしている。

- (1) 大学運営に資する調査及び教育の質の向上、教育・研究に資する学内外の諸情報の収集・分析に関する事項
- (2) 学生の学修動向、教育の正課等に関する調査の実施及び分析に関する事項
- (3) 情報提供による各種教学企画の形成の支援に関する事項
- (4) その他教育・研究活動の活性化に関する事業の企画・推進に関する事項

上記の通り、実際的なデータ収集、分析することを担っている。

内部質保証のための調査・データの収集は、本学において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づき、大学レベル、教育課程レベル、科目レベルの三階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を質保証、教育改善につなげるため、アセスメントポリシーを定め以下のようなデータの収集を教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室において協力して行っている。**【資料 6-2-4~6】**

○大学レベル（大学全体）

（入学・在学中） 入学生アンケート、入学者選抜結果、プレイスメントテスト、学修行動調査、休学率、退学率、留年率、GPA 分布状況、履修状況

（卒業時・卒業後） 卒業時アンケート、卒業生アンケート、進路状況（就職率、進学率）、通算 GPA 分布状況、学位授与数、修業年限期間内の卒業状況、卒論ルーブリック評価、就職先アンケート

○教育課程レベル（学部・学科・研究科等）

（入学・在学中） 入学生アンケート、入学者選抜結果、入学前教育の取り組み状況、プレイスメントテスト、学修行動調査、休学率、退学率、留年率、GPA 分布状況、履修状況、履修カルテ

（卒業時・卒業後） 卒業時アンケート、卒業生アンケート、卒論ルーブリック評価、進路状況（就職率、進学率）、免許・資格取得状況、通算 GPA、学位授与数、修業年限期間内の卒業状況、免許・資格取得状況、国家試験合格状況

○科目レベル（授業・科目）

授業評価アンケート、成績評価、各科目の合格率（単位取得率）、内容の整合性

教学 IR 室において上記調査、データをファクトブックとしてまとめ、教学マネジメント・IR 委員会、自己点検・評価委員会及び学科長会議でフィードバック及び分析内容の共有を行っている。**【資料 6-2-7】**

各種データを活用例としては、令和 5(2023)年に収容定員に係る学則変更承認申請書提出のため、学内での免許資格取得状況及び社会的なニーズ状況の把握のための各種統計データを集約し、検討を行う活用がされた。今後も学生の学修ニーズや社会ニーズの把握、内部質保証のための IR データ活用について検討を続けていく。**【資料 6-2-6】**

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価の実施及びアセスメントのための教学 IR 体制は構築されている。今後は適切な PDCA サイクル機能の検証と質保証への計測可能なデータの蓄積、分析によってさらに推進を行っていく。

IR 活動について内部質保証のための組織、責任体制の下でデータを収集し、学内において必要な組織にフィードバックすることにより透明性を担保している。

各種アンケート結果は学内での共有とともにホームページ等で結果を公開することにより誠実性を担保している。

このような活動をさらに発展させるため、データの収集・分析が重要となり、実施体制が確立されているので、さらに充実すべく、FD・SD 研修等での周知を行い、全学的な意識の向上を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 白梅学園大学・白梅学園短期大学内部質保証方針

【資料 6-2-2】 白梅学園大学自己点検・評価規程

【資料 6-2-3】 白梅学園大学自己点検・評価規程細則

【資料 6-2-4】 白梅学園大学・白梅学園短期大学アセスメントポリシー

【資料 6-2-5】 白梅学園大学・白梅学園短期大学教学マネジメント・IR 委員会規程

【資料 6-2-6】 白梅学園大学・白梅学園短期大学内部質保証体制図

【資料 6-2-7】 白梅学園大学ファクトブック 2023 年度版

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証の確立として「内部質保証方針」にもとづき、大学（機関）レベル、教育課程（学部・学科）レベル、授業（科目）レベルの内部質保証システム、PDCA サイクルの仕組み、体制を【図 6-3-1】のように確立している。【資料 6-3-1~2】【図 6-3-1】

令和 2(2020)年度に教学マネジメント・IR 委員会を設置し、令和 3(2021)年度に教学 IR 室を設置し、この間自己点検・評価体制の補完機関として、教学 IR を開始した。内部質保証体制の確立のため、令和 4(2022)年度に「内部質保証方針」を定め、同時に学修成果評価方針としてのアセスメントポリシーを整えた。【資料 6-3-3~5】

令和 5(2023)年度より各データの分析から、本学教育課程の特徴や課題の抽出を開始し

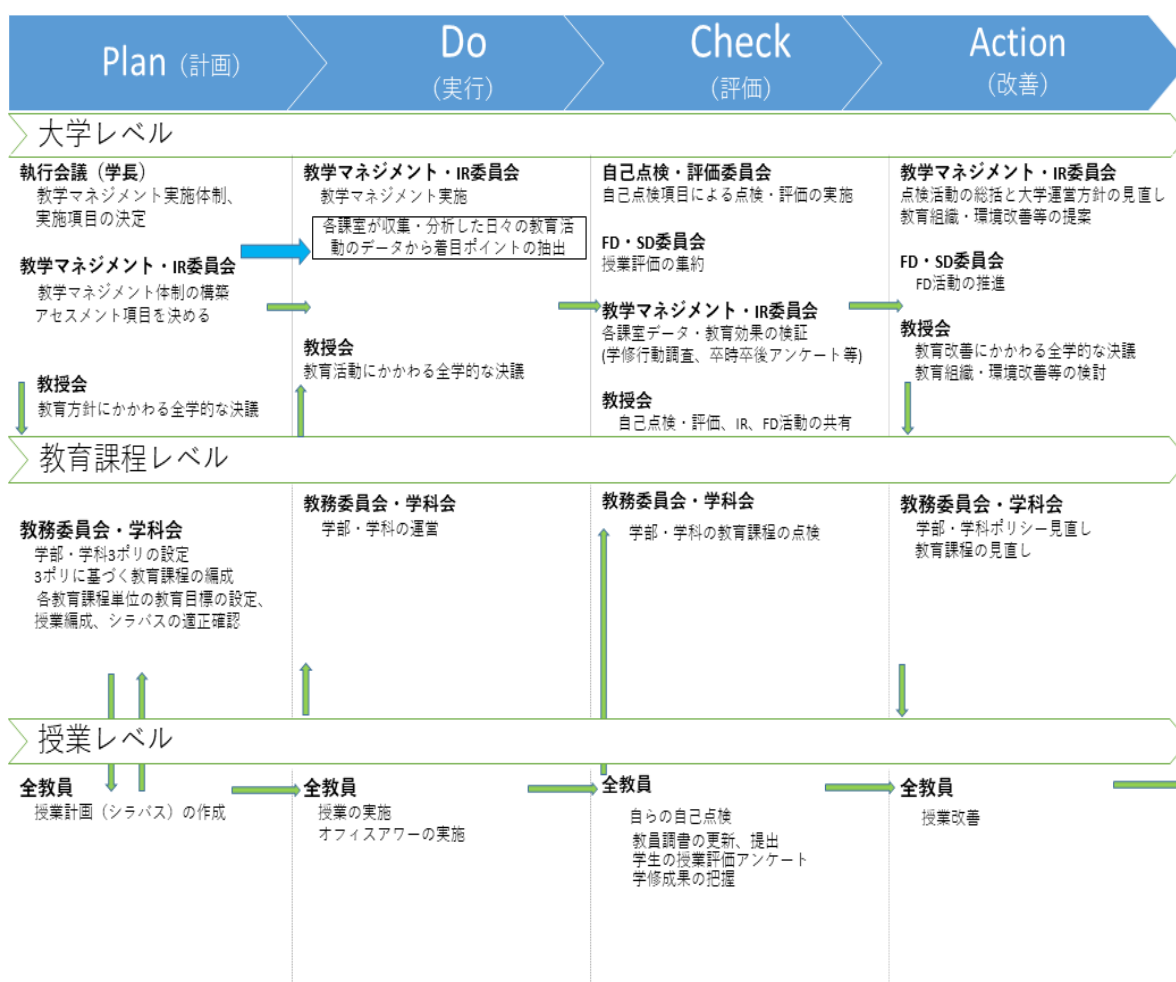
た。

各学科の3つのポリシーを起点とした内部質保証に関する活動については、アセスメントポリシーに基づく、調査・データより課題のフィードバックを行い、各部署、委員会、学科より確認を行いつつある。**【資料6-3-6】**

平成29(2017)年度認証評価において「改善を要する点」として指摘を受けた事項については、令和元(2019)年7月に改善状況を確認し、その結果をホームページにおいて公表を行っている。

機関運営に関しては、中期計画、年度の事業計画における進捗・達成状況について、事業報告書において報告を行い、PDCAサイクルの確立を目指している。

【図6-3-1】 内部質保証：PDCAサイクル体制



(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証体制は、自己点検・評価委員会、教学マネジメント・IR委員会を主体に、学部・学科、研究科、各部署等含めた体制は構築されている。自己点検・評価委員会を主体に点検・評価をし、PDCAサイクルを適切に機能しているかを検証し、大学全体の内部質保証を担保していく。**【資料6-3-2】****【資料6-3-6】**

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 内部質保証方針

【資料 6-3-2】 白梅学園大学・白梅学園短期大学内部質保証体制図

【資料 6-3-3】 白梅学園大学 白梅学園短期大学 アセスメントポリシー

【資料 6-3-4】 学校法人白梅学園事務分掌規程

【資料 6-3-5】 白梅学園大学・白梅学園短期大学教学マネジメント・IR 委員会規程

【資料 6-3-6】 白梅学園大学ファクトブック 2023 年度版

【基準 6 の自己評価】

令和 4(2022)年に内部質保証を担保するために「内部質保証方針」を定め、内部質保証のための組織、責任体制を整備した。

令和 2(2020)年度に教学マネジメント・IR 委員会を設置し、令和 3(2021)年度に事務組織である教学 IR 室を設置し、アセスメントポリシーを策定し、各種 IR データの収集・分析を進め、自己点検・評価委員会、各種部署等へフィードバックを行い、PDCA サイクルが回るよう体制を整えている。

建学の理念、大学の使命及び内部質保証のための自己点検・評価は自己点検・評価委員会が主体となり実施されており、体制は適切である。

各種データの収集・分析は、教学 IR 室によりアセスメントポリシーに基づき収集・分析が行われている。そのデータは学内で共有されており、アンケート結果はホームページで公表し、広く社会へ公表されている。

毎年の自己点検・評価結果、各種アンケート結果、授業評価結果等に基づき PDCA サイクルは確立しており、自主的・自律的な自己点検・評価が実施されている。

以上のことから基準 6 を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1. 地域連携事業に関する方針と体制

A-1-① 子ども学研究所による地域連携事業の方針

A-1-② 子ども学研究所による地域連携事業の組織・体制

A-1-③ 地域社会との連携状況

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 子ども学研究所による地域連携事業の方針

白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所は、研究支援や公開講座を実施していた教育・福祉研究センター（平成 17(2005)年度設置）と、地域活動支援の地域交流研究センター（平成 22(2010)年度設置）の 2 つの組織が統合され、令和元(2019)年度に設置された。これまで 2 つのセンターが行ってきた活動を継承しつつ、本学教員が行っている研究、地域活動に対してより組織的な支援体制が可能となった。

子ども学研究所は、本学の建学の理念に基づき子どもを取り巻く保育・教育・心理・福祉を始めとした諸問題に対して多角的に調査研究及び実践を行い、その成果を広く社会に示すとともに、地域社会への知的還元と支援、生涯学習を多様に展開して公共の利益に貢献することを目的としている。【資料 A-1-1】

上記目的を達成するために、「研究事業」「地域連携事業」「成果発信事業」の 3 つの事業を柱とし、本学の「子ども学」研究の充実・発展を目指し、子どもを取り巻く諸課題解決のための活動を行っている。地域連携事業については、子ども学研究所にて、特定の地域が抱える諸課題の解決を目的とした「地域課題解決型活動プロジェクト」を学内の専任教員に対して公募し、審査を経て、採択された地域活動に対して助成を行っている。【資料 A-1-2】

また、本学独自の分野における先端的な研究及び活動を支援し、社会的な還元を目的とした継続的に取り組む研究、活動に対しても助成を行っている。活動実績があり、地域社会への貢献度が強く、研究所として継続的に取り組むべき活動と判断した課題については「特定課題活動」として位置付け、毎年子ども学研究所にて事業計画を立て、実施している。

【資料 A-1-3】

子ども学研究所にて助成を行った研究や活動で得られた知見や実践知を中心として、公開講座として大学の教育・研究成果を地域に還元し、広く学習の機会を提供するために実施も行っている。

さらに、子ども学研究所が編集を行っている雑誌『子ども学』（出版：萌文書林）を毎年刊行し、子ども学の可能性を発展・周知するために、教育学、保育学、心理学、社会学さらに脳科学等、周辺領域を含め、その研究の先端を発表、紹介する場としており、本学の教員並びに外部研究者が編集委員を務めている。なお、雑誌『子ども学』は毎年 1,300 部（一般流通分含む・定価 1,800 円）を発行し、商業誌として一般販売を行っており、学内

者や、「子ども学」の領域の学会関係者だけでなく、教育や保育等に従事する現職者にも広く購読されている。

A-1-② 子ども学研究所による地域連携事業の組織・体制

子ども学研究所の体制として、所長を中心に、3つの柱の事業（研究調査、地域連携、成果発信）を推進するための副所長、運営委員がそれぞれ3名ずつ、計7名で構成されている。また、外部顧問や相談役からの助言や、学内外組織と連携している。毎月の所長・副所長、運営委員による運営会議を行っている。外部顧問・相談役を含めた連絡会を年1回開催し、子ども学研究所の事業計画及び事業報告に関する事項及び事業の評価・改善に関する事項について、外部顧問・相談役との意見交換の機会を設けている。【資料 A-1-7】

A-1-③ 地域社会との連携状況

本学では、平成30(2018)年度に小平市とこれまで積み重ねてきた協力体制を一層強化させ、「小平市包括連携協定」を締結し、事業の受託や大学間連携協議会への出席を行っている。また令和5(2023)年に小平市教育委員会と「学校インターンシップに関する協定書」にて協定を締結した。令和2(2020)年2月に国立市とは「幼児教育推進のための連携に関する協定」を締結し、国立市の幼児教育に関する、助言や委員会への派遣等を行っている。

【資料 A-1-4～5】 【資料 A-1-8】

また、令和3(2021)年度よりあきる野市の子育て支援に関する講座実施事業を受託している等、小平市、国立市等と本学近隣との地域連携・貢献が各活動を通して広がっている。

さらに、子どもの発達及び教育に関わる相談に応じ、支援を行うことで地域に貢献することを目的とし、本学に発達・教育相談室を設置している。附属幼稚園と隣接して設置し、専門の相談員を配置して、学園内の幼稚園・中学・高校の児童生徒や小平市周辺地域を中心に、子どもを対象として、発達相談、発達検査などを実施しているほか、保育所等の機関の要請により、巡回相談等を行っている。毎年、その支援者を対象とし、関心の高いテーマの公開講座をオンライン開催している。なお、相談、発達検査件数は増加傾向にあり令和5(2023)年度は、令和4(2022)年度に引き続き、小学校低学年の相談が増えている。中でも保護者が学校（担任教員）から相談を提案されたケースが多く、地域でのニーズの高さが伺える。【資料 A-1-6】

そのほか、教員の専門性を活かし、保育、教育、福祉等の分野において様々な自治体の委員や研修会講師として派遣するなどの地域との連携を日常的に行っている。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

本学にて近隣自治体との連携協定を行い、子ども学研究所での地域活動への支援も相まって、大学の資源の地域への還元を継続的に行うシステムが構築されつつある。今後、子ども学研究所が、教員個々の地域活動と学内外組織を結びつけるハブの役割を担いながら、当該活動の規模の拡大や内容・外部発信の充実化を図っていく。

上記を安定的に実施する上で、子ども学研究所が1つの組織として自立運営できるような収入面（公開講座等の受講料収入や自治体等の委託契約の増加等）の確保が課題であり、今後の収入面増加策を検討している。

学生のキャリア形成の一環としても、ボランティア活動や地域活性化活動を実施しており、地域、学生、大学との連携や協働を推進していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所規程

【資料 A-1-2】 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所

地域課題解決型活動プロジェクトの取り扱いに関する内規

【資料 A-1-3】 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 研究所を中心とした

特定の地域課題を対象にした活動の取り扱いに関する内規

【資料 A-1-4】 小平市と白梅学園大学及び白梅学園短期大学との包括連携に関する協定書

【資料 A-1-5】 国立市と学校法人白梅学園 白梅学園大学及び白梅学園短期大学との

幼児教育推進のための連携に関する協定書

【資料 A-1-6】 白梅学園大学・白梅学園短期大学 発達・教育相談室規程

【資料 A-1-7】 【2023 年度】 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 役員名簿

【資料 A-1-8】 学校インターンシップに関する協定書

A-2. 地域連携事業の活動内容と成果

A-2-① 子ども学研究所による多様な分野による具体的な地域活動

A-2-② その他地域活動、公開講座等による発信活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 子ども学研究所による多様な分野による具体的な地域活動

子ども学研究所で採択された各地域活動については、地域課題との関連性を設定しながら活動計画が策定されている。各課題内容やその成果については、毎年発行される研究年報にて報告されている。令和 5(2023)年度の地域活動の目的及び具体的な活動目的・内容等を一部紹介する。【資料 A-2-1~3】 【表 A-2-1~2】

【表 A-2-1】 令和 5(2023)年度地域課題解決型活動プロジェクト

活動名：あいあいキャンプ

現在の日本では、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校といった形での「分離教育」が主流となっている。そこで「あいあいキャンプ」では、小平市及びその周辺地域に住む小学生に、障害の有無にかかわらず参加できるインクルーシブな環境を、野外活動を通じて提供することを目的として実施している。令和 5(2023)年度は、通常の学級や特別支援学級に在籍する児童が、本学学生とともに野外活動施設に赴き、野外炊飯やキャンプファイヤーなどの活動を通じて、児童同士の交流を深めた。

活動名：認知症重症化予防介護教室「小平市認知症あんしん生活実践塾」

認知症の人を抱える家族介護者（以下、「ケアラー」という。）を支える支援は、介護保険法はじめ各自治体サービスの整備が十分とは言えず、高齢者虐待や介護・看護離職者の割合は高く、深刻な課題である。本活動は認知症の症状改善を通してケアラーの介護負担感の減少を目指すものである。認知症の重度化予防や認知症の症状改善に関する具体的な方法をケアラーが得るために必要な認知症介護教室を地域包括支援センターと連携し開催し、認知症の改善が見られた。

活動名：遊び心に関する研究プロジェクト

保育者や保護者の「子ども観」に関わるテーマとしての遊び心の研究は、地域において子どもや親がどのように受け止められるのかを支援するものとなっている。本プロジェクトでは、豊かな遊びの中から遊び心が育まれるという視点から地域における遊び心を遊びのワークショップを通じて高めていく。併せて地域づくりを積極的にすすめる人々への調査、保育士への調査、そして幼児を抱える保護者への調査などを踏まえて、地域の保育園や幼稚園との連携を深める機会となるようなワークショップの企画、実施を行う。

【表 A-2-2】 令和 5(2023)年度特定課題活動

活動名：小平西地区地域ネットワーク

本活動は、人と人が顔の見える関係を築くことによって地域のコミュニケーション力を高めていくことを目的とし、小平市内の西地区を基本エリアとして平成 24(2012)年 3 月に発足した。大学が積極的に関わり、高齢者、障がい者、子育て支援、多文化共生、防災課題など、その解決方法を大学と地域が共に考えていくことを目指している。また、「お互いの顔の見える地域づくり」を行うために、大学教職員（短大含む）側と、地域からの世話人をそれぞれ選出し、定期的な地域懇談会を実施している。

令和 5(2023)年度は、大学教職員（短大含む）による世話人会を 10 回、地域住民との地域世話人会を 5 回開催し、年 4 回の地域懇談会に向けての内容検討を行った。2023 年度の地域懇談会のテーマと講師は、第 48 回「小平市における生活支援の現状と課題（川口勝氏、金田直也氏：小平市健康福祉部生活支援課）」、第 49 回「白梅子育て広場が目指すもの（白梅子育て広場 GP 学生委員会）」、第 50 回「高齢になったらどうするの？—小川ホームの考える地域貢献（小林美穂氏：小川ホーム施設長）」、第 51 回「小平南西部地域乗り合いタクシーの実証実験運行に向けて（照井幸枝氏：小平市公共交通課長）」であった。

また、広報誌「西のきずな」（年 4 回）を発行し 300 部以上を地域の個人・団体に配布し、一部地域では精神障がい者のグループがポスティングをしている。広報誌「西のきずな」は、大学の HP 地域連携活動から閲覧できる。【資料 A-2-4】

活動名：おいしいお部屋プロジェクト

本活動は、保育士・教員養成校の特性を活かし、学生が主体となり、食に関わる幼児・学童向けのワークショップを実施している。「持続可能な食事・食生活」のための食育の推進が求められており、活動の中に、「Environment 自然環境の負荷の軽減」、「Society and Culture 食の社会・文化的な価値を高める」視点を取り入れている。令和5(2023)年度は地域の大手飲食店と協働し、地域住民、大学関係者などの協力を得て、食に関わるリサイクル資源を集め、その資源を利用して、地域の親子を対象としたワークショップに取り組んだ。地域環境についての視野を広げる機会となり、大学と企業とが協働した地域貢献、子育て支援に繋がっている。

活動名：ペアレンティングプログラムを用いた親支援の実践～CAREプログラムによる地域子育て支援～

地域の子育て支援の一環として、ペアレンティングプログラムを用いて、子どもとのより肯定的で温かな関係づくりや親の養育を支える取り組みを行っている。里親や専門家向け実践を行った昨年度、一昨年度に続いて、令和5(2023)年度は幼児から中学生までの子どもを持つ母親6名を対象に計2回にわたって、合計4時間のワークショップを開催した。ロールプレイを用いた体験的学習や、参加者同士の交流も図りながら地域の子育てへのサポートを今後も継続していく予定である。

A-2-② その他地域活動、公開講座等による成果発信

子ども学研究所で採択された地域活動以外で、周辺自治体や関係団体と関係している地域活動としては以下の4つを挙げる。

「小平市障がい児療育支援等委託事業（小平市連携事業）」は、本学が所在する小平市と委託契約を締結し、委託金を受けて市内在住の障がいのある子どもの発達支援と、障がいの理解を深めることを目的とし、各種ワークショップの活動実施している。

国立市との令和2(2020)年2月の「幼児教育推進のための連携に関する協定」の締結をきっかけとして、国立市幼保小連携推進委員会メンバーとして本学教員が参画した。国立市における幼保小連携について、就学前教育施設の「アプローチカリキュラム」の取組の実践事例を踏まえた国立市版のアプローチカリキュラムのリーフレット作成に協力した。

【資料 A-2-8】

また、子ども学研究所以外の学内の地域活動としては、令和5(2023)年度の学長裁量費で採択された課題「白梅保育プロジェクト」による地域活動が挙げられる。当該プロジェクトは、本学教員と、小平市やその近隣地域の保育施設に勤務する保育者とが行う保育実践研究やワークショップやシンポジウムの開催を通じ、地域の保育をより豊かにするための保育者の専門性向上に対する支援とそのためのプログラム開発や、地域にある大学を活用したコミュニティの創出と可能性を目的とした活動である。**【資料 A-2-9】**

なお、「こどもサポーター（こころ支援）認証講座」については、一般社団法人教育支援人材認証協会より認定を受け、不登校や引きこもりの現状と課題、そしてどのように取り組んだらよいかを学び、学校支援や地域支援の立場でサポートできる人材を養成してい

る。本講座受講後に一般社団法人教育支援人材認証協会の「こどもパートナー」「こどもサポーター（こころ支援）」の認定書を発行し、地域で子ども支援活動を行っている方々の活動に寄与している。**【資料 A-2-6】**

各活動で得られた「子ども学」に関する知見や実践知を公開講座等の機会を通じて、社会へ広く還元を行っている。公開講座については、各講座の目的や受講対象者を踏まえ、講座テーマについては社会的課題としてニーズや関心が高いものを子ども学研究所にて企画を行い、決定している。近年は対面実施だけでなく、オンラインやハイブリッド形式も導入し、新たな受講層を開拓した。令和 5(2023)年度に実施をした講座は以下の通りである。**【資料 A-2-5】**

<令和 5(2023)年度公開講座>

開催日時	講座名	テーマ	講師
令和 5(2023)年 7月 8日(土) 【対面形式】	第 16 回 白梅子ども学講座	外国籍の子どもたち ー外国にルーツをもつ子どもたちが抱える課題と今後の展望を考えるー	佐々木由美子（足利短期大学・教授） 南野奈津子（東洋大学・教授） 瀧口優（白梅学園短期大学・名誉教授） 司会仲本美央（白梅学園大学・教授）
7月 30日(日) 8月 6日(日) 【対面形式】	白梅まなびの教室 2023	昆虫をはじめとした生き物をみてみよう！ ・7月 30日「身近な昆虫等の生き物観察&昆虫の標本づくり！」 ・8月 6日「セミの抜け殻観察」	浅野涼太（白梅学園短期大学・講師）
10月 21(土) 【対面形式】	白梅介護福祉セミナー 2023	多様なニーズの最先端のケア&卒業生交流会	吉澤夏実（児童発達支援事業所あきやまケアルーム） 菅大智（特別養護老人ホーム上井草園） 関谷榮子（白梅学園大学・名誉教授）

<p>10月27日(金) 11月21日(火)</p> <p>【オンライン形式】</p>	<p>【支援者のための研修会】</p>	<p>【DCD（発達性協調運動障害）・不器用な子どもの支援を考える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCD（発達性協調運動障害）を基礎から学ぶ ・運動が苦手な子どもに運動やスポーツを教える 	<p>北洋輔（慶応義塾大学・准教授）</p> <p>東恩納拓也（東京家政大学・助教）</p>
<p>11月19日(日)</p> <p>【対面形式】</p>	<p>【第27回白梅保育セミナー】</p>	<p>【一幼保小の架け橋プログラム】</p> <p>幼児教育と小学校教育の接続について 教育と福祉の観点から考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 無藤隆（白梅学園大学・名誉教授） ・パネルディスカッション <パネリスト> 細田直哉（国立市幼児教育センター所長） 吉永安里（國學院大學・准教授） <コーディネーター> 高田文子（白梅学園大学・白梅学園短期大学学長）
<p>令和6(2024)年 2月11日(日)</p> <p>【ハイブリッド形式】</p>	<p>【家族・地域支援セミナー2023】</p>	<p>【ヤングケアラー】</p> <p>ーヤングケアラーが抱える課題と子どもの貧困について考えるー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 斎藤真緒（立命館大学・教授） 松村智史（名古屋市立大学大学院・准教授） ・報告 森山千賀子（白梅学園大学・教授）

2月21日(水) 2月22日(木) 2月24日(土)	【教育支援人材認証制度】 こどもサポーター (こころ支援) 認証 講座	こども支援論等の複数の科目を設定。	瀧口優 (白梅学園短期大学・名誉教授) 中林俊明 (白梅学園大学・教授) 江上園子 (白梅学園大学・准教授) 長谷川俊雄 (白梅学園大学・名誉教授)
----------------------------------	--	-------------------	---

また、子ども学研究所が編集を行っている雑誌『子ども学』では、発刊当初より「子ども学」の先駆者として、領域に関する社会課題や、社会的ニーズの高いテーマを特集記事として設定し、当該テーマで先端的な研究をされている執筆者を選定し、毎年発刊を行っている。萌文書林より商業誌として一般販売を行い、学内外の関係者や学会等で紹介し、「子ども学」の知見を広く発信している。(1号あたり1,300部発行、定価1,800円) 下記は令和5(2023)年5月に刊行した『子ども学第11号』の目次である。【資料A-2-7】

<雑誌『子ども学第11号』目次>

<p>〈巻頭特集〉 子ども・子ども学トピックス 2023</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育と小学校教育の質の高さを求めるなかでその接続を可能にする…無藤 隆 (白梅学園大学・名誉教授) ・ こども基本法・こども家庭庁体制のもとでのこども政策の展望…末富 芳
<p>〈特集1〉 トラウマインフォームドケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育におけるトラウマインフォームドケア…野坂祐子 ・ 非行行動のある少女の自己理解と変化を支える…坂東 希 ・ 切り離せないDV・虐待・性暴力の支援をつなぎ次世代を守る…長江美代子
<p>〈特集2〉 外国籍の子どもたち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国にルーツをもつ子どもたち…南野奈津子 ・ 日本で学ぶ外国にルーツをもつ子どもたち…佐々木由美子
<p>〈特集3〉 ヤングケアラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーはどんな「問題」なのか…斎藤真緒 ・ 子どもの貧困とヤングケアラー…松村智史 ・ ケイパビリティアプローチからみたヤングケアラーの問題とアプローチ…森田久美子
<p>〈子ども学研究所報告〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古田足日研究プロジェクト…仲本美央 (白梅学園大学・教授)

(3) A-2の改善・向上方策 (将来計画)

子ども学研究所の特定課題活動である「小平西地区地域ネットワーク」ではお互いの顔

の見える地域づくりを目的として、大学教職員（短大含む）側と、地域住民からの世話人を中心として、定期的な地域懇談会を実施している。懇談会では大学関係者だけでなく、小平市役所の担当課にも協力いただきながら、地域における取り組みや課題報告の場としている。そういった機会を通じながら、地域社会の中で一人一人の意見を確認できる場としても機能している。

各地域活動は教員が個別に行っているものもあるために、教員の転出や退職等があった場合に地域社会とのつながりの継続性を保つことが困難になる場合がある。地域に根差した活動である場合、継続的に活動を行うことが重要な役割を持っている。一方で、日々、地域が抱えている諸課題は時代や社会背景によって変化し、地域社会が活動に対して期待するニーズも様々である。

地域活動や事業を継続的に行う上で、これまで個々の地域活動で培ってきた小平市や小平市社会福祉協議会、地域住民・団体との連携・協力関係を維持強化するとともに、子ども学研究所として地域社会とのつながりを個々の活動から組織的な体制として推進していく。

また、刻々と変化する近隣地域のニーズを把握するためには、近隣地域及び住民の意見を対話しながら広げることが必要である。その上で、個々の地域活動が地域社会との懇談の機会を積極的に開催できるように、子ども学研究所が関係者との調整等の実施に向けた事務サポートを行いつつある。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所研究年報第 28 号 2023

【資料 A-2-2】 2023 年度【地域課題解決型活動プロジェクト】一覧

【資料 A-2-3】 2023 年度特定課題研究・活動 企画・推薦一覧

【資料 A-2-4】 小平西のきずな ニュース No. 46 号～No. 49 号

【資料 A-2-5】 2023 年度公開講座募集チラシ

【資料 A-2-6】 2023 年度子どもサポーター（こころ支援）認証講座 プログラム認証書

【資料 A-2-7】 雑誌『子ども学第 11 号』

【資料 A-2-8】 学びと育ちを豊かにつなぐ～「人間としての学び合い」へのまなざし～

【資料 A-2-9】 白梅保育プロジェクト 2023 年度活動報告

【基準 A の自己評価】

本学が小平市にキャンパスを構えてから 50 年以上が経過しているが、その間、小平市やその近隣地域への貢献や地域との連携を積極的に取り組み、地域社会に根づいている。

子ども学研究所では本学で行ってきた地域活動を継承しつつ、地域課題を解決する目的として地域連携事業を位置付け、組織や支援体制づくりを整備してきた。他の地域活動や連携事業とともに、今後も各事業を通じて地域連携の拠点として、教員の研究や活動で得られた知見や実践知を社会に還元し、更なる地域社会への貢献や連携を進めていく。

以上のことから基準 A を満たしている。

V. 特記事項

1. 『アカデミック・スキルテキスト』

学部教育における研究倫理教育の実質化が求められ、学修者本位の教育が求められている時代背景を受けて、スタディ・スキルならびに研究倫理教育に関する全学共通テキストを作成した。本学の学位分野、教育課程に対応させた内容とするために、市販のテキストではなくオリジナルのテキストとして作成することが、学術情報委員会より提案された。

本学において、教養教育の在り方を問い直すことにもつながることから、教養教育課程委員会と学術情報委員会、研究倫理審査委員会を中心としたワーキング・グループを立ち上げ、令和5(2023)年度に内容検討を本格化させ、執筆を開始した。その結果、スタディ・スキルと研究倫理に焦点化し、かつ、学年による学びの質の差に対応させるために三部構成のテキストを完成させた。令和6(2024)年度より教養教育の卒業必修科目「教養基礎演習」「教養発展演習」では教科書として使用し、さらには専門教育課程での「専門ゼミナール」を始め、研究倫理が必要な科目についての参考テキストとした。本テキストを導入することによって、入学段階から卒業段階までのアカデミック・スキルの獲得を体系的に、共通的に学修できるようになった。また大学院での学修者に必要な研究倫理教育についても発展的な内容を網羅させた。本テキストを使用することで、全学的なアカデミック・スキルの向上、研究倫理教育の充実が可能となった。

2. 白梅子育て広場

平成17(2005)年にスタートした「白梅子育て広場」(以下、子育て広場)の活動は、平成16(2006)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」の補助金を得て全学的な活動として教育研究を充実させ、平成19(2007)年度には「白梅子育て広場 GP 学生委員会」(以下、GP 学生委員会)を組織し、以後全学科1年生が履修する授業と、GP 学生委員会の活動を併せて継続している。現在は「地域子育て支援演習」担当教員が運営支援している。

令和5(2023)年度では、学内で子育て広場を3回実施し、4月開催の際は武蔵野美術大学の学生も準備から参加、8月オープンキャンパスでは活動紹介の他に高校生の参加があった。また、学園祭(10月)でも子育て広場を実施した。学外活動としては、ルネこだいら夏休みフェスタ(8月)、小平市産業祭(11月)で出前広場を実施。また、新たな地域連携として、令和4(2022)年にブリヂストンを拠点に立ち上がった「小平共創コミュニティ」にも参加した。これは小平市の福祉団体(障がい児の放課後デイサービス、福祉作業所、地域生活支援センター)や武蔵野美術大学、白梅学園大学の学生有志が、それぞれの取り組みで感じる課題を共有し、コミュニティメンバーの経験や知識、つながりを生かして、地域の社会課題解決を目指すというもので、「つながるまつり」へ参加するとともに、異彩たちのアート展でワークショップを実施した。さらに、地域の高齢者施設の小川ホームにて行われた「おがワンプフェスティバル」にも参加した。1月には第17回シンポジウムを開催し、活動総括をするとともに、地域住民とのグループディスカッションも実施した。

GP 学生委員会の学生は、積極的に活動に取り組んでおり、卒業後も子育て広場開催時に参加する者も多い。子育て広場の活動を通して、学生の企画力、実践力、省察力などが伸びるとともに、上級生や地域の人たちと学び合う関係性も着実に広がっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条（学部等）に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 15 条（修業年限）に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 25 条（編入及び転入学）に定めている。	3-1
第 89 条	○	早期卒業は実施していないため該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 18 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 5 条（教職員組織）に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 6 条（教授会）、7 条（教授会の構成）、第 8 条（教授会の招集等）、第 9 条（教授会の成立要件）、第 10 条（審議事項）、第 11 条（運営細則への委任）及び教授会規程に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 43 条（卒業）、第 44 条（学位授与）に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし（本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していない）	3-1
第 108 条	—	該当なし（本学は短期大学に当てはまらない）	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条（自己評価等）及び自己点検・評価委員会にて定めている。	6-2
第 113 条	○	ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 5 条（教職員組織）及び学校法人事務組織規程にて定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 25 条（編入学及び転入学）に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 25 条（編入学及び転入学）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に必要事項を定めている。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍、成績等は適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 46 条（懲戒）及び懲戒規程にて定めている。	4-1
第 28 条	○	各担当部署にて適正に管理している。重要書類の保管年限については、文書規定において定めている。	3-2

白梅学園大学

第 143 条	—	代議員等は設置していない。	4-1
第 146 条	—	該当なし（科目等履修生の既修得単位数の勘案については設けていない）	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度はない）	3-1
第 148 条	—	該当なし（就業年限が 4 年を超える学部を設置していない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度はない）	3-1
第 150 条	○	学則第 18 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 161 条	○	学則第 25 条（編入学及び転入学）に定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 25 条（編入学及び転入学）に定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 12 条（学年）、第 17 条（入学の時期）に定めている。 入学の時期は、年度の始めとする。再入学、編入学及び転入学の場合は、学期の始めとすることがある。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程に定めている。	3-1
第 164 条	—	該当なし（本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していない）	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体、学部・学科、研究科毎に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条（自己評価等）及び自己点検・評価委員会にて定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況は大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 43 条（卒業）に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 25 条（編入学及び転入学）に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 25 条（編入学及び転入学）に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	基準以上により運営している。	6-2

白梅学園大学

			6-3
第2条	○	大学学則1条にて定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第20条(入学者の選考)及び「白梅学園大学入学者選抜規程」第4条に定める「入試制度部会」を設置し、適切な体制で行っている。	2-1
第3条	○	設置する学部は学則第3条(学部等)に定め、教育研究上、適切な規模であり、教員組織、教員数も適切な数を有している。	1-2
第4条	○	設置する学科は学則第3条(学部等)に定め、教育研究上、適切な規模であり、教員組織、教員数も適切な数を有している。	1-2
第5条	—	該当なし(学科に代わる課程は設けていない)	1-2
第6条	—	該当なし(学部以外の基本組織なし)	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第5条(教職員組織)に定め、教員組織運用規程及び学校法人白梅学園事務組織規程に必要な教員組織を整備している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要科目は原則専任教員が担当している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし(授業を担当しない教員はいない)	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	必要教員数を満たしている(旧設置基準)。	3-2 4-2
第11条	○	FD・SD委員会規程を定め、実施をしている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	満たしている。学長の資質は学長選任規程により定めている。	4-1
第13条	○	「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」にて定めている。	3-2 4-2
第14条	○	「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」にて定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」にて定めている。	3-2 4-2

白梅学園大学

第 16 条	○	「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」にて定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」にて定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条（学部等）第 1 項に収容定員を定め、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	学則第 26 条（教育課程）第 1 項（別表 1）に定め、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	3-2
第 20 条	○	学則第 26 条（教育課程）第 1 項（別表 1）に定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 27 条（単位と授業時間）及び履修規程に定めている。	3-1
第 22 条	○	学期区分および休業日に関する規程に定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 13 条（学期）に定め、各学期 15 週単位で行っている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果が得られるように適正数で実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 26 条（教育課程）に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	履修案内に明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制ではない）	3-2
第 27 条	○	学則第 36 条（単位の授与）に定め、評価基準はシラバスに明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	授業科目の履修登録数の上限に関する規程に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	3-1
第 28 条	○	学則第 31 条（他の大学等又は短期大学における授業科目の履修等）に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 32 条（大学以外の教育施設における学修）に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 33 条（入学前における既修得単位の認定）に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度を設けていない）	3-2
第 31 条	○	学則第 50 条（科目等履修生）に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	履修規程に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制度を設置していない）	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を有し、適切な空地を設けている。	2-5
第 35 条	○	運動場を設けている。	2-5
第 36 条	○	必要な設備を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	適切に整備、配置している。	2-5
第 39 条	○	幼稚園を設置している。	2-5

白梅学園大学

第 39 条の 2	—	該当なし（薬学部を設置していないため該当しない。）	2-5
第 40 条	○	機械、器具、標本について適切に整備している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（校地が 1 か所のみのため該当しない。）	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部、学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	該当なし（一学部のみ設置のため、該当しない。）	3-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 58 条	—	該当なし（外国に学部学科を設置していない）	1-2
第 59 条	—	該当なし（大学院大学を設置していない）	2-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学の設置及び薬学を履修する課程の設置予定はない）	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 44 条（学位授与）に定めている。	3-1
第 10 条	○	学位規程に定めている。	3-1

白梅学園大学

第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-1
第 13 条	○	学則第 34 条（試験等）及び学位規程に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法に基づき、運営基盤の強化を図るとともに、設置校の教育の質の向上に努め、また、学園及び大学ホームページにて情報公表することで運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令を遵守し、理事、監事、評議員、職員等に対し特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条第 2 項及び第 36 条に基づき、寄附行為を事務所に備えるとともに、学園のホームページでも公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条第 1 項及び第 2 項に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、民法の委任に関する規定に基づき運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に定め、これに基づき運営している。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務は寄附行為第 11 条に規定し、第 12 条理事長の補佐、第 13 条に代表権、第 14 条に事故代行について規定し、遵守している。 監事の職務は寄附行為第 15 条に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員を選任については、寄附行為第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任を定め、これに基づき選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に規定し、これに基づき選任している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条に定め、これに基づき運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条に定め、これに基づき運営している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に定め、これに基づき選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任については、法律に則り遵守している。また、寄附行為第 45 条に責任の免除、第 46 条に責任限定契約について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員が第三者に対する損害賠償責任については、法律に則り遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員が連帯責任については、法律に則り遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法律に則り、一般社団・財団法人法の規定の準用をしている。	5-2 5-3

白梅学園大学

第 45 条	○	寄附行為第 43 条に定め、これに基づき運営している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に定め、これに基づき運営している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条第 2 項に定め、これに基づき運営している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条に定め、これに基づき運営している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等支給について、「学校法人白梅学園役員の報酬等規程」に則り、支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に定め、これに基づき運営している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条に定め、学園ホームページで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条（研究科）に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 21 条（入学資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 21 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 21 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度は実施していない。）	2-1
第 158 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度は実施していない。）	2-1
第 159 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度は実施していない。）	2-1
第 160 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度は実施していない。）	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	基準以上により運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条（目的）にて定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	公正かつ妥当で適切な体制で実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条（研究科）にて定めている。	1-2
第 2 条の 2	○	夜間において教育を行っている。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条（研究科）及び第 18 条（標準修業年限・在学年	1-2

白梅学園大学

		限) にて定めている。	
第 4 条	○	大学院学則第 3 条 (研究科) 及び第 18 条 (標準修業年限・在学年限) にて定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 6 条 (教員) にて定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条 (収容定員等) にて定めている。	1-2
第 7 条	○	学部専任教員が充てられており、連携に配慮した組織となっている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし (複数の大学が協力をして教育研究を行う研究科は設置していない)	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし (研究科以外の基本組織がないため該当しない)	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 6 条 (教員)、第 7 条 (研究科長) 及び学校法人白梅学園事務組織規程において定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	「白梅学園大学大学院教員資格審査基準」において定めている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	FD・SD 委員会規程において定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 4 条 (収容定員等) に定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 35 条 (授業科目、単位数、履修方法) 第 1 項 (別表 1) に定め、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 34 条 (教育方法) に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 34 条 (教育方法) に定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	土曜日の集中講義の他に平日は 6、7 限 (18:20～) の授業を設定している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 41 条 (学修の評価) に定め、評価基準はシラバスに明示している。	3-1
第 15 条	○	授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の	2-2

白梅学園大学

		方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生（修士課程のみ）等については、大学設置基準を準用している。	2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 42 条（修了要件）第 1 項に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 42 条（修了要件）第 2 項に定めている。	3-1
第 19 条	○	教育・研究環境にふさわしい校舎、設備を備えている。	2-5
第 20 条	○	教育研究に必要な機械、機器等を備えている。	2-5
第 21 条	○	主に図書館において、整備・提供を行っている。	2-5
第 22 条	○	大学学部と施設、設備を適切に共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし（大学及び大学院の校地は 1 つに集約されているため、該当しない）	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	教育研究上の目的にふさわしい名称となっている。	1-1
第 23 条	—	該当なし（独立大学院ではないため）	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし（独立大学院ではないため）	2-5
第 25 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない）	3-2
第 26 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない）	3-2
第 27 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない）	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない）	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない）	2-5
第 30 条	—	該当なし（通信教育課程を設置していない）	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし（研究科等連携課程実施基本組織を設置していない）	3-2
第 31 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-2
第 32 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-1
第 33 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していない）	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していない）	4-2
第 42 条	○	論文指導教員が指導する学生の希望を踏まえ、必要に応じた情報提供を行っている。	2-3
第 43 条	○	費用に関しては入学案内に明記し、必要な奨学金等についてはオリエンテーション等において告知している。	2-4

白梅学園大学

第 45 条	—	該当なし（外国に研究科、専攻は設置していない）	1-2
第 46 条	—	該当なし（新たに大学院及び研究科等を設置する計画はない）	2-5 4-2

専門職大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

白梅学園大学

第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 43 条（学位の授与）第 1 項及び学位規程に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 43 条（学位の授与）第 2 項及び学位規程に定めている。	3-1
第 5 条	○	博士論文審査実施細則第 6 条にて定めている。	3-1
第 12 条	○	博士の学位を授与したときは学位授与報告書を文部科学大臣に提出している。	3-1

大学通信教育設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2

白梅学園大学

			6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人白梅学園寄附行為(2024 年 4 月 1 日付)		
【資料 F-2】	大学案内		
	GUIDE BOOK 2025（大学・大学院）		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	白梅学園大学学則、白梅学園大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	白梅学園大学入学試験要項、白梅学園大学大学院入学試験要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	学生ハンドブック 2023		
	学生ハンドブック 2024		

白梅学園大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	白梅学園大学ホームページ アクセスマップ https://daigaku.shiraume.ac.jp/accessmap/ https://daigaku.shiraume.ac.jp/shared/img/campuslife/shisetu01.gif	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人白梅学園 規程一覧 ・学校法人白梅学園 法人規程集 ・白梅学園大学・白梅学園大学大学院 規程一覧 ・白梅学園大学・白梅学園大学大学院 規程集 	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	<ul style="list-style-type: none"> ・2023 年度理事会出欠名簿及び欠席者意見書 ・2023 年度評議員会出欠名簿及び欠席者意見書 ・2023 年度事業報告書（P. 54～57_役員概要／評議員概要／理事会・評議員会の開催状況） 	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	<p><2019(平成 31)年度～2023(令和 5)年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019 年度計算書類（P. 39_監事監査報告書） ・2020 年度計算書類（P. 39_監事監査報告書） ・2021 年度計算書類（P. 39_監事監査報告書） ・2022 年度計算書類（P. 39_監事監査報告書） ・2023 年度計算書類（P. 40_監事監査報告書） 	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 ・2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 ・2024 年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士）履修案内 ・シラバス 2024 年度 	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	<p>白梅学園大学ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学 https://daigaku.shiraume.ac.jp/university/child-studies/c-about/ （白梅学園大学子ども学部 履修案内 2024 年度 P4～P6、白梅学園大学子ども学部 履修案内 2023 年度 P4～P6） ・大学院 https://daigaku.shiraume.ac.jp/university/childscience/r-about/ （白梅学園大学大学院子ども学研究科（修士・博士）2024 年度履修案内 P1～P4） 	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書	

白梅学園大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	白梅学園大学学則	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-1-2】	白梅学園大学子ども学部教育目標・ポリシー/学科教育目標・ポリシー (2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P3～P6)	【資料 F-12】 抜粋
【資料 1-1-3】	白梅学園大学大学院学則	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-1-4】	白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) ポリシー (2023 年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 履修案内 P1～P2)	
【資料 1-1-5】	3 つのポリシー 白梅学園大学ホームページ ・大学 https://daigaku.shiraume.ac.jp/university/child-studies/c-about/ (2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P4～P6 2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P4～P6) ・大学院 https://daigaku.shiraume.ac.jp/university/childscience/r-about/ (白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 2024 年度 履修案内 P1～P4)	【資料 F-13】 と同じ
【資料 1-1-6】	学生ハンドブック 2023 (P. 12～P. 19)、2024 (P. 13～P. 21)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 1-1-7】	2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P3～P6 2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P3～P6 2024 年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 履修案内 P1～P4	【資料 F-12 抜粋】
【資料 1-1-8】	GUIDE BOOK2023 (大学 P31～P32)、2024 (大学 P27～P28・大学院 P3、P7)、2025 (大学 P29～P30・大学院 P5、P9)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人白梅学園寄附行為 白梅学園ホームページ https://www.shiraume.ac.jp/disclosure/	
【資料 1-2-2】	就業規則	
【資料 1-2-3】	新採用教職員辞令交付・新任教職員研修会について	
【資料 1-2-4】	学園の将来に向けての構想 (2019～2023)	
【資料 1-2-5】	GUIDE BOOK2023 (大学 P31～P32)、2024 (大学 P27～P28・大学院 P3、P7)、2025 (大学 P29～P30・大学院 P5、P9)	【資料 1-1-8】 と同じ
【資料 1-2-6】	学生ハンドブック 2023 (P. 12～P. 19)、2024 (P. 13～P. 21)	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 1-2-7】	2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P3～P6 2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 P3～P6 2024 年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 履修案内 P1～P4	【資料 1-1-7】 と同じ
【資料 1-2-8】	アカデミック・スキル 白梅オリジナルテキスト	
【資料 1-2-9】	学校法人白梅学園第 2 期中期実行計画 (2024～2028)	
【資料 1-2-10】	2040 年に向けた白梅学園大学・白梅学園短期大学のグランドデザイン	
【資料 1-2-11】	白梅学園大学子ども学部教育目標・ポリシー/学科教育目標・ポリシー (2023 年度 白梅学園大学子ども学部履修案内 P3～P6)	【資料 1-1-2】 と同じ
【資料 1-2-12】	白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) ポリシー (白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 2023 年度 履修案内 P1～P2)	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 1-2-13】	白梅学園大学 白梅学園短期大学 アセスメントポリシー	
【資料 1-2-14】	教育・研究組織図	
【資料 1-2-15】	白梅学園大学大学院学則	【資料 1-1-3】 と同じ
【資料 1-2-16】	教育・研究組織規程	

白梅学園大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	GUIDE BOOK2025 (大学) P29・P30 GUIDE BOOK2025 (大学院) P5・P9	【資料 F-2】 抜粋
【資料 2-1-2】	白梅学園大学入学試験要項 白梅学園大学大学院入学試験要項	【資料 F-4】 と同じ
【資料 2-1-3】	3つのポリシー 白梅学園大学ホームページ https://daigaku.shiraume.ac.jp/university/child-studies/c-about/	【資料 F-13】 と同じ
【資料 2-1-4】	3つのポリシー 白梅学園大学大学院ホームページ 子ども学研究科 (修士課程) 子ども学研究科 (博士課程) https://daigaku.shiraume.ac.jp/university/childscience/r-about/	【資料 F-13】 と同じ
【資料 2-1-5】	白梅学園大学 入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	白梅学園大学 入試制度委員会規程	
【資料 2-1-7】	学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移 (過去 5 年間)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	白梅学園大学 教授会規程	
【資料 2-2-2】	白梅学園大学 教務委員会規程	
【資料 2-2-3】	2024 年度白梅学園大学オリエンテーション時間割、 2024 年度白梅学園大学大学院オリエンテーション時間割	
【資料 2-2-4】	白梅学園大学子ども学部進級規程	
【資料 2-2-5】	学修支援相談窓口	
【資料 2-2-6】	白梅学園大学大学院教育補佐 (TA) 規程	
【資料 2-2-7】	2024 年度オフィスアワーについて	
【資料 2-2-8】	2024 年度実習ガイドブック	
【資料 2-2-9】	教職教育・研究センター ホームページ https://daigaku.shiraume.ac.jp/campuslife/j-support/teaching/	
【資料 2-2-10】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程	
【資料 2-2-11】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援委員会規程	
【資料 2-2-12】	学生ハンドブック 2024 (P123~130)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 2-2-13】	学籍異動 理由書	
【資料 2-2-14】	2023 年度学籍異動状況のまとめ	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2024 年度 キャリアガイドブック (P. 11~P. 16)	
【資料 2-3-2】	2023 年度ボランティア&地域連携プロジェクト登録説明会	
【資料 2-3-3】	地域連携プロジェクト A の実施について (申込制)	
【資料 2-3-4】	ボランティア保険加入の手順	
【資料 2-3-5】	ボランティア保険のご案内(東京都社会福祉協議会)2024	
【資料 2-3-6】	進路先決定 (内定) 届	
【資料 2-3-7】	2023 年度 (令和 5 年度) 白梅学園大学・白梅学園短期大学卒業生の進路状況	
【資料 2-3-8】	公開講座チラシ	
2-4. 学生サービス		

白梅学園大学

【資料 2-4-1】	白梅学園大学 学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援委員会規程	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-4-3】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-4-4】	2024 年度 奨学金案内	
【資料 2-4-5】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 給付奨学金規程	
【資料 2-4-6】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 特待生奨学金規程	
【資料 2-4-7】	2023 年度 奨学金 報告資料	
【資料 2-4-8】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 課外活動に関する規程	
【資料 2-4-9】	白梅学園大学・白梅学園短期大学健康生活支援センター規程	
【資料 2-4-10】	学生ハンドブック 2024 (P123, P127, P128)	【資料 F-5】抜粋
【資料 2-4-11】	2023 年度 健康生活支援センター 学生健康支援室 報告書	
【資料 2-4-12】	健康生活支援センター 学生相談室 2023 年度 活動報告書	
【資料 2-4-13】	2023 年度 健康生活支援センター 学生生活支援室 報告書	
【資料 2-4-14】	学生生活支援室 (CSW) 2023 年度対応状況報告 (2023 年 4 月～2024 年 3 月)	
【資料 2-4-15】	学生人権擁護ガイドライン～人権が尊重されるために～	
【資料 2-4-16】	白梅学園大学・白梅学園短期大学ハラスメント防止ガイドライン	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生ハンドブック 2024 (P. 203～P. 208)	【資料 F-5】抜粋
【資料 2-5-2】	白梅学園大学・白梅短期大学における施設の耐震化状況について	
【資料 2-5-3】	図書館利用案内 2024	
【資料 2-5-4】	白梅学園大学・短期大学図書館規程	
【資料 2-5-5】	白梅学園大学・短期大学図書館 総面積・蔵書数	
【資料 2-5-6】	白梅学園大学 学術情報委員会規程	
【資料 2-5-7】	情報処理センターWEB サイト https://ipc.shiraume.ac.jp/	
【資料 2-5-8】	白梅学園大学・短期大学情報処理センター 規程	
【資料 2-5-9】	白梅学園大学・白梅学園短期大学図書館報 花みづき	
【資料 2-5-10】	図書館 WEB サイト https://libwww.shiraume.ac.jp	
【資料 2-5-11】	白梅学園大学・短期大学図書館利用規程	
【資料 2-5-12】	白梅学園大学・短期大学 学術リポジトリ規程 白梅学園大学・短期大学学術リポジトリ登録申請書	
【資料 2-5-13】	履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度白梅学園大学・短期大学 授業評価アンケート結果報告	
【資料 2-6-2】	フードパントリー2021 年度 年次報告書	
【資料 2-6-3】	ケアラーサロン in 白梅	
【資料 2-6-4】	健康生活支援センターの利用について	
【資料 2-6-5】	健康調査票	
【資料 2-6-6】	保健面接の手引	
【資料 2-6-7】	学生アンケート 2022 年度	
【資料 2-6-8】	学校法人白梅学園 80 周年記念プロジェクト第 1 期工事 新校舎・新キャンパスに関するアンケート集計結果【学生】	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

白梅学園大学

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 (P4、P21、P31) 2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 (P4、P23、P33) 2024 年度 白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 履修案内 (P1~P4)	【資料 F-12】 抜粋
【資料 3-1-2】	カリキュラムマップ、カリキュラムマトリクス https://daigaku.shiraume.ac.jp/campuslife/j-support/class-about/j-syllabus/	
【資料 3-1-3】	シラバス 2024 年度	【資料 F-12】 同じ
【資料 3-1-4】	白梅学園大学子ども学部進級規程	【資料 2-2-4】 と同じ
【資料 3-1-5】	白梅学園大学子ども学部教職課程履修規程「教育実習」(小学校) 細則	
【資料 3-1-6】	白梅学園大学子ども学部教職課程履修規程「特別支援学校教育実習」 細則	
【資料 3-1-7】	2023 年度修士論文提出までの流れ	
【資料 3-1-8】	白梅学園大学大学院子ども学研究科 博士論文審査実施細則	
【資料 3-1-9】	単位修得に必要な出席時数に関する細則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2023 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 (P5) 2024 年度 白梅学園大学子ども学部 履修案内 (P5) 白梅学園大学大学院子ども学研究科 (修士・博士) 2024 年度 履修案内 (P1~P4)	【資料 F-12】 抜粋
【資料 3-2-2】	カリキュラムマップ、カリキュラムマトリクス https://daigaku.shiraume.ac.jp/campuslife/j-support/class-about/j-syllabus/	【資料 3-1-2】 と同じ
【資料 3-2-3】	2024 年度 シラバスの作成手引 (教員用)	
【資料 3-2-4】	白梅学園大学子ども学部 授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程	
【資料 3-2-5】	白梅学園大学 教養教育課程委員会についての申し合わせ	
【資料 3-2-6】	シラバス 2024 年度	【資料 F-12】 同じ
【資料 3-2-7】	アカデミック・スキル 白梅オリジナルテキスト	【資料 1-2-8】 と同じ
【資料 3-2-8】	授業支援メンター制度のご案内	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	卒業論文ルーブリックについて (学生用)	
【資料 3-3-2】	学部 2 年次における学修成果の可視化について	
【資料 3-3-3】	白梅学園大学ファクトブック 2023 年度版	
【資料 3-3-4】	2023 年度白梅学園大学・短期大学授業評価アンケート結果報告	【資料 2-6-1】 と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	白梅学園大学学則	【資料 F-3】 抜粋
【資料 4-1-2】	白梅学園大学教員組織運用規程	
【資料 4-1-3】	白梅学園大学教授会規程	【資料 2-2-1】 と同じ
【資料 4-1-4】	白梅学園大学・白梅学園短期大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-5】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 教学マネジメント・IR 委員会規程	
【資料 4-1-6】	白梅学園大学・白梅学園短期大学部長・学科長会議規程	
【資料 4-1-7】	学内予算における学長裁量費取り扱い要項	
【資料 4-1-8】	学校法人白梅学園事務組織規程	
【資料 4-1-9】	学校法人白梅学園事務分掌規程	

白梅学園大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	白梅学園大学、白梅学園大学大学院専任教員一覧	
【資料 4-2-2】	白梅学園大学特任教員に関する規程	
【資料 4-2-3】	白梅学園大学 人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則	
【資料 4-2-5】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則の運用に関する申し合わせ	
【資料 4-2-6】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準	
【資料 4-2-7】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ	
【資料 4-2-8】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教員昇格細則	
【資料 4-2-9】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-10】	2023 年度白梅学園大学・短期大学授業評価アンケート結果報告	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-11】	FD 研修一覧	
【資料 4-2-12】	共同 FD 研修会	
【資料 4-2-13】	授業支援メンター制度のご案内	【資料 3-2-8】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程	【資料 4-2-9】と同じ
【資料 4-3-2】	SD 研修一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	白梅学園大学・短期大学 専任教員長期研修制度運用規則	
【資料 4-4-2】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 個人研究費規程	
【資料 4-4-3】	白梅学園大学・白梅学園短期大学紀要第 60 号	
【資料 4-4-4】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所研究年報第 28 号 2023	
【資料 4-4-5】	白梅学園大学ホームページ (白梅学園大学・短期大学学術リポジトリ) https://shiraume.repo.nii.ac.jp	
【資料 4-4-6】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所規程	
【資料 4-4-7】	白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範	
【資料 4-4-8】	白梅学園大学・白梅学園短期大学研究倫理指針	
【資料 4-4-9】	研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-10】	白梅学園大学 白梅学園短期大学 人を対象とする研究倫理審査申請マニュアル	
【資料 4-4-11】	白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程	
【資料 4-4-12】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 公的研究費等の不正使用に係る通報及び調査手続き等に関する規程	
【資料 4-4-13】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の運営・管理に関する規程	
【資料 4-4-14】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費等不正使用防止計画推進委員会規程	
【資料 4-4-15】	白梅学園大学・白梅学園短期大学における科学研究費補助金等の公的資金に関する不正使用防止計画	
【資料 4-4-16】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の適正な運営・管理に関する内部監査規程	
【資料 4-4-17】	白梅学園大学 白梅学園短期大学 公的資金・補助金等研究費使用マニュアル 【2023 年度版】	
【資料 4-4-18】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 個人研究、共同研究の取り扱いに関する内規	

白梅学園大学

【資料 4-4-19】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 地域課題解決型活動プロジェクトの取り扱いに関する内規	
【資料 4-4-20】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 研究所を中心とした特定の課題研究の取り扱いに関する内規	
【資料 4-4-21】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 研究所を中心とした特定の地域課題を対象にした活動の取り扱いに関する内規	
【資料 4-4-22】	2023 年度 子ども学研究所 研究助成 課題一覧	
【資料 4-4-23】	2023 年度【地域課題解決型活動プロジェクト】一覧	
【資料 4-4-24】	2023 年度特定課題研究・活動 企画・推薦一覧	
【資料 4-4-25】	学内予算における学長裁量費取り扱い要項	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-4-26】	白梅学園大学・白梅学園短期大学出版助成規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人白梅学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	2023 年度事業報告書 (P. 54～57_役員の概要/評議員の概要/理事会・評議員会の開催状況)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-3】	令和 5 (2023) 年度 白梅学園業務監査計画書	
【資料 5-1-4】	令和 5 (2023) 年度白梅学園業務監査報告 (概要)	
【資料 5-1-5】	就業規則	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-1-6】	白梅学園大学・白梅学園短期大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-7】	2022 年度 白梅学園大学・白梅学園短期大学ガバナンス・コードの遵守状況 (2023 年 9 月 29 日)	
【資料 5-1-8】	学園の将来に向けての構想 (2019～2023)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-1-9】	学校法人白梅学園第 2 期中期実行計画 (2024～2028)	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-1-10】	白梅学園ランドデザイン策定会議設置要綱	
【資料 5-1-11】	消防計画	
【資料 5-1-12】	自衛防災表	
【資料 5-1-13】	学校における感染症について 白梅学園大学ホームページ https://daigaku.shiraume.ac.jp/campuslife/sougou/health/infection-in-school/	
【資料 5-1-14】	学校法人白梅学園人権侵害の防止に関する規則	
【資料 5-1-15】	白梅学園教職員ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-16】	学校法人白梅学園懲戒委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人白梅学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	白梅学園大学学則・白梅学園大学大学院学則	【資料 F-3】抜粋
【資料 5-2-3】	2023 年度事業報告書 (P. 54～57_役員の概要/評議員の概要/理事会・評議員会の開催状況)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人白梅学園常勤理事会規程	
【資料 5-2-5】	理事会から常勤理事会への付託(令和元)年 5 月 20 日理事会承認)	
【資料 5-2-6】	学園の将来に向けての構想 (2019～2023)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-2-7】	2023 年度理事会出欠名簿及び欠席者意見書/2023 年度評議員会出欠名簿及び欠席者意見書	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人白梅学園常勤理事会規程	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人白梅学園事務分掌規程	【資料 4-1-9】と同じ

白梅学園大学

【資料 5-3-3】	学校法人白梅学園事務組織規程	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人白梅学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	2023 年度事業計画書 (P. 1_2023 年度理事長方針)	
【資料 5-3-6】	2023 年度事業報告書 (P. 54~57_役員の概要/評議員の概要/理事会・評議員会の開催状況)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	令和 5 (2023) 年度白梅学園業務監査計画書	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-3-8】	令和 5 (2023) 年度上半期における白梅学園業務監査 (報告)	
【資料 5-3-9】	令和 5 (2023) 年度白梅学園業務監査報告 (概要)	【資料 5-1-4】と同じ
【資料 5-3-10】	2023 年度計算書類 (P. 40_監事監査報告書)	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-11】	2023 年度理事会出欠名簿及び欠席者意見書/2023 年度評議員会出欠名簿及び欠席者意見書	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-12】	2023 年度評議員会議題書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人白梅学園会計規程	
【資料 5-4-2】	白梅学園の充実・発展に向けて	
【資料 5-4-3】	2023 年度事業計画書	
【資料 5-4-4】	2023 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	学校法人白梅学園未来基金規程	
【資料 5-4-6】	白梅学園創立 80 周年記念事業募金のお願い	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人白梅学園寄附行為	【資料 F-1】同じ
【資料 5-5-2】	学校法人白梅学園会計規程	【資料 5-4-1】と同じ
【資料 5-5-3】	2023 年度事業計画書 (P. 33_2023 年度予算)	【資料 5-4-3】抜粋
【資料 5-5-4】	2023 年度計算書類 (P. 40_監事監査報告書)	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-5】	補正予算の編成方針(2020 年 11 月 20 日 常勤理事会)	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 内部質保証方針 白梅学園大学ホームページ https://daigaku.shiraume.ac.jp/guide/d-activities/self-assessment/	
【資料 6-1-2】	白梅学園大学自己点検・評価規程	
【資料 6-1-3】	白梅学園大学自己点検・評価規程細則	
【資料 6-1-4】	2022 (令和 4) 年度 白梅学園大学自己点検・評価の概要 白梅学園大学ホームページ https://daigaku.shiraume.ac.jp/guide/d-activities/self-assessment/	
【資料 6-1-5】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 教学マネジメント・IR 委員会規程	【資料 4-1-5】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	白梅学園大学・白梅学園短期大学内部質保証方針	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-2-2】	白梅学園大学自己点検・評価規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-3】	白梅学園大学自己点検・評価規程細則	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-4】	白梅学園大学・白梅学園短期大学アセスメントポリシー	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 6-2-5】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教学マネジメント・IR 委員会規程	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 6-2-6】	白梅学園大学・白梅学園短期大学内部質保証体制図	
【資料 6-2-7】	白梅学園大学ファクトブック 2023 年度版	【資料 3-3-3】と同じ

白梅学園大学

6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	白梅学園大学・白梅学園短期大学 内部質保証方針	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-3-2】	白梅学園大学・白梅学園短期大学内部質保証体制図	【資料 6-2-6】と同じ
【資料 6-3-3】	白梅学園大学・白梅学園短期大学アセスメントポリシー	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 6-3-4】	学校法人白梅学園事務分掌規程	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-3-5】	白梅学園大学・白梅学園短期大学教学マネジメント・IR 委員会規程	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 6-3-6】	白梅学園大学ファクトブック 2023 年度版	【資料 3-3-3】と同じ

基準 A. 子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携及び地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携事業に関する方針と体制		
【資料 A-1-1】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所規程	【資料 4-4-6】と同じ
【資料 A-1-2】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 地域課題解決型活動プロジェクトの取り扱いに関する内規	【資料 4-4-19】と同じ
【資料 A-1-3】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所 研究所を中心とした特定の地域課題を対象にした活動の取り扱いに関する内規	【資料 4-4-21】と同じ
【資料 A-1-4】	小平市と白梅学園大学及び白梅学園短期大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-5】	国立市と学校法人白梅学園 白梅学園大学及び白梅学園短期大学との幼児教育推進のための連携に関する協定書	
【資料 A-1-6】	白梅学園大学・白梅学園 短期大学 発達・教育相談室規程	
【資料 A-1-7】	【2023 年度】白梅学園大学・白梅学園短期大学 子ども学研究所 役員名簿	
【資料 A-1-8】	学校インターンシップに関する協定書	
A-1. 地域連携事業の活動内容と成果		
【資料 A-2-1】	白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所研究年報第 28 号 2023	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 A-2-2】	2023 年度【地域課題解決型活動プロジェクト】一覧	【資料 4-4-23】と同じ
【資料 A-2-3】	2023 年度特定課題研究・活動 企画・推薦一覧	【資料 4-4-24】と同じ
【資料 A-2-4】	小平西のきずな「小平西地区地域ネットワーク」ニュース No. 46 号～No. 49 号 白梅学園大学ホームページ 小平市西地区の地域ネットワークづくり https://daigaku.shiraume.ac.jp/nishinet/	
【資料 A-2-5】	2023 年度公開講座募集チラシ	
【資料 A-2-6】	2023 年度こどもサポーター（こころ支援）認証講座 白梅学園大学プログラム認証書	
【資料 A-2-7】	雑誌『子ども学 第 11 号』	
【資料 A-2-8】	学びと育ちを豊かにつなぐ～「人間としての学び合い」へのまなざし～	
【資料 A-2-9】	白梅保育プロジェクト 2023 年度活動報告	